

# 第3次 中津川市人権施策推進指針



人権に対する意識を高め、  
お互いを尊重し、人権を大切にすまち

令和3年3月  
中津川市



## はじめに



「世界人権宣言」を基準として国内外を問わず、すべての人々の人権が尊重され共存ができる平和で豊かな社会の実現を目指し、様々な取り組みが行われています。

本市では、平成 22 年 11 月に「中津川市人権施策推進指針」を策定し、平成 28 年 3 月に改正を行い、その基本理念である「人権に対する意識を高め、お互いを尊重し、人権を大切にすまち」の実現に向け各種施策の方向性を定め、人権施策を推進してまいりました。

しかしながら、学校でのいじめや女性、子ども、高齢者、障がい者などに対する暴力や虐待、外国人や性的マイノリティ、新型コロナウイルスなどの感染症患者への偏見や差別、インターネットによる誹謗中傷など、私たちを取り巻く社会環境の急激な変化とともに多種多様化した人権問題が発生しています。

このような社会情勢のなかで、人権問題に対応し、人権施策を推進していくために、これまでの基本的な取り組みを見直して「第 3 次中津川市人権施策推進指針」を策定しました。

今後、この新たな指針にもとづき、人権尊重を基調とした市政を進めてまいりたいと考えておりますので、更なるご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本指針策定にあたり、多大なご協力をいただきました中津川市人権施策推進指針策定検討会委員の人権擁護委員並びに保護司の方をはじめ、市民意識調査にご協力いただいた皆様に、貴重なご意見やご提案をいただきましたことに心より厚くお礼申し上げます。

令和 3 年 3 月

中津川市長

青山 節児



# 目次

第1章 基本的な考え方	1
1 指針改定の背景	1
2 指針改定の趣旨	2
3 基本理念	3
4 指針の位置付け	4
5 指針の推進期間	4
第2章 施策の方向性	5
1 基本的な方向	5
2 人権施策の推進における課題と方向性	6
(1) 人権教育	6
(2) 人権啓発	10
(3) 人材育成	15
3 分野別施策における課題と方向性	18
(1) 男女共同参画	18
(2) 子どもの人権	24
(3) 高齢者の人権	29
(4) 障がいのある人の人権	34
(5) 同和問題（部落差別）	39
(6) 国内に暮らす外国の人たちの人権	43
(7) 感染症患者等の人権	47
(8) 刑を終えて出所した人の人権	51
(9) 犯罪被害者とその家族の人権	54
(10) インターネットによる人権問題	57
(11) 性的指向、性自認を理由とする偏見や差別	61
(12) 災害に伴う人権	64
(13) その他	66

第3章 施策の推進にあたって…………… 70

- 1 施策の推進体制…………… 70
  - (1) 総合的な施策の推進体制…………… 70
  - (2) 市民との協働による施策の推進…………… 70
  - (3) 関係機関・団体との連携…………… 70
  - (4) 職員の人権意識の向上…………… 70
- 2 計画の進行管理…………… 71

資料編…………… 72

- 1 人権をめぐる動き…………… 72
- 2 関連法規等…………… 77
- 3 第3次中津川市人権施策推進指針の策定経過…………… 93
- 4 用語解説…………… 94



# 基本的な考え方

## 1 指針改定の背景

### (1) 人権に関する国際的な動向

社会構造の複雑化・多様化、地域社会の空洞化により、人命を軽視した殺人事件の発生、いじめ、家庭内における虐待・暴力、人権を無視した雇用問題、外国人への事実に基づかない偏見や差別などが社会問題化しています。また、性的指向及び性自認を理由とする偏見と差別、長時間労働と職場におけるハラスメント、インターネット、特にスマートフォンの急速な普及に伴う個人情報流出や匿名性を悪用した書き込み等、新たな人権問題が生じています。

国際的な状況としては、昭和23年、国連総会において「世界人権宣言」が採択され、前文で「加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約」し、第2条で「人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位などのいかなる事由による差別も受けることはない」としています。

この宣言の採択後、人権に関する数多くの国際規範を採択するなど、人権と平和が尊重される社会の実現に向けて活動を展開しています。

また、国連は、平成16年12月の総会で、「人権教育のための世界計画」の開始を採択し、平成17年1月から平成19年12月末までの第1段階では「初等・中等教育制度」に焦点をあてた取り組みを進め、平成22年1月から平成26年12月までの第2段階では、「高等教育制度」と「あらゆるレベルにおける教員、教育者、公務員等の人権研修」を、平成27年1月から平成31年12月までの第3段階では、最初の2つの段階の実施を強化し、メディア専門家及びジャーナリストへの人権研修を促進することを重点に置いています。

### (2) 国の取り組み

国においては、日本国憲法の基本原則の1つとして、基本的人権の尊重が謳われており、人権擁護に関する様々な取り組みを行うとともに、国連において採択された国際人権規約をはじめとした人権関係諸条約を締結し、その趣旨に基づいて国内法を整備するなど、国際社会の一員としての役割を果たしてきました。

平成9年には国内行動計画を策定し、その後、平成12年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権教育・啓発の推進は国の責務とし、地方公共団体においても、地域の実情を踏まえた施策の制定・実施が責務となりました。そして、国は平成14年に「人権教育及び啓発に関する基本計画」を策定しています。その後、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」、「児童虐待の防止等に関する法律」の改正、「いじめ防止対策推進法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策法）」、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援に関する法律（高齢者虐待防止法）」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」など、個別の人権関係法の整備や改正がなされています。

### （3） 県の動向

岐阜県においては、平成15年に、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条において規定されている地方公共団体の責務に基づき、「岐阜県人権施策推進指針」が策定されました。そして、平成25年には、「岐阜県人権施策推進指針」第二次改定が行われ、「一人ひとりの人権が尊重される社会」の実現を目指して、「よく生き合う力」を育むことができる人権教育・啓発の推進を重点対策の一つとして位置づけ、総合的かつ効果的な人権教育・啓発に関する施策を推進しています。平成30年には、「岐阜県人権施策推進指針」第三次改定がされています。

## 2 指針改定の趣旨

本市では、「人権に対する意識を高め、お互いを尊重し、人権を大切にすまち」の実現に向け、平成22年に「中津川市人権施策推進指針」を策定しました。その後、平成28年に各分野の現状と課題、それに対する施策などを明らかにし、人権に関する施策を総合的かつ効果的に推進していくために見直しを行い、「第2次中津川市人権施策推進指針」を策定し、これに基づき、人権施策の推進に取り組んでまいりました。しかし、少子高齢化の進展、社会構造の複雑多様化、世帯構造の変化による高齢世帯や単独世帯などの増加による家族関係の希薄化や地域社会のつながりの低下により様々な生活課題、福祉課題を抱える人々が増加しています。人権問題についても複雑多様化しており、人命を軽視した殺人事件の発生、いじめ、家庭内における虐待・暴力、人権を無視した雇用問題などの発生が社会問題となっています。また、近年では、

学校でのいじめや女性・子ども・高齢者・障がい者など社会的弱者に対する暴行・虐待の増加に加え、インターネットによる人権侵害、性同一性障がい者に対する差別、新型コロナウイルス感染症に関連して、不当な差別、偏見、いじめ等様々な人権問題が発生しています。

このような社会的背景や、国・県の動向を踏まえ、本市においても人権教育・啓発を総合的かつさらに効果的に行うために、「第3次中津川市人権施策推進指針」を策定することとしました。

### 3 基本理念

本市では、子どもから高齢者に至るまでの市民一人ひとりが家庭をはじめ地域社会、職場、学校など、生活のあらゆる場において、人権問題に気づき、人権感覚を養い、その解決に向けた知識、スキル（技能）を身につけ、日常生活において実践し、豊かな人権文化に満ちた、「人権を尊重するまちづくり」を目指し、その実現に向けた施策を推進してきました。

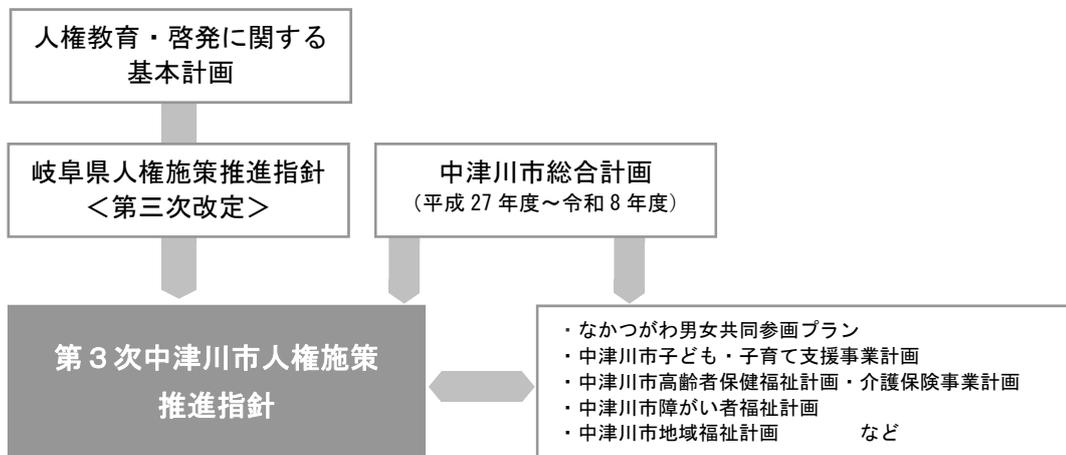
今後も、これまでの基本的な考え方を踏まえるとともに、平成26年に策定した中津川市総合計画（平成27年度～令和8年度）基本構想の都市像である「かがやく人々やすらげる自然 活気あふれる 中津川」の実現に向けて『人権に対する意識を高め、お互いを尊重し、人権を大切にすまち』を基本理念とし、市民一人ひとりが人としての基本的人権が尊重される社会の形成に向けて、お互いの違いを理解し認め合い、尊重しあう人権意識の高揚や、学校教育や社会教育など様々な場における総合的、体系的な人権啓発・教育活動の推進や人権相談体制の充実に努めます。

**人権に対する意識を高め、お互いを尊重し、  
人権を大切にすまち**

## 4 指針の位置付け

本指針は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第 7 条の規定に基づき、国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「岐阜県人権施策推進指針＜第三次改定＞」の趣旨を本市の人権施策に反映させ、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として策定するもので、「中津川市総合計画（平成 27 年度～令和 8 年度）」など、関係計画との整合性を図り、推進していきます。

### 第 3 次中津川市人権施策推進指針の位置づけ



## 5 指針の推進期間

指針の推進期間は、令和 3 年度を初年度として、令和 7 年度までの 5 年間とします。また、推進期間内でも、施策の検証・市民意識の変化・社会情勢等に応じて弾力的に見直すものとします。

平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
岐阜県人権施策推進指針＜第三次改定＞ (平成 30 年度～令和 4 年度)							
			中津川市総合計画(平成 27 年度～令和 8 年度)				
			第 3 次中津川市人権施策推進指針 (令和 3 年度～令和 7 年度)				



## 第 2 章 施策の方向性

### 1 基本的な方向

この指針は、以下の4つの基本的な方向に沿って人権施策を推進することによって、基本理念である「人権に対する意識を高め、お互いを尊重し、人権を大切にすまち」の実現を図ります。

#### (1) 一人ひとりが尊重され、自己実現を図ることのできる 活気のある地域社会

市民一人ひとりが人権問題に関心をもち、人権に関する基本的な知識や考え方を身につけ、「いのち」の尊さが大切にされ、人間としての尊厳が尊重されるとともに個人の個性や能力が発揮できる、活気のある地域社会づくりに努めます。

#### (2) 誰もが、社会の一員として等しく参加・参画できる 地域社会

性別や年齢、障がい、社会的身分、民族、国籍にかかわらず、誰もが等しく社会に参画し、公正や平等の実現のために社会的な責任を果たす地域社会づくりに努めます。

#### (3) 多様な文化や価値観、個性が尊重され、ともに暮らせる 地域社会

異なる文化や歴史、生活習慣にふれあう中で、お互いの違いや多様性を理解し合い、様々な市民とともに生活し、ともに地域を支え合う豊かで活力ある地域社会づくりに努めます。

#### (4) 市民、企業、行政等がともに取り組む人権尊重の地域社会

すべての市民が、人権に関する基本的な知識や考え方を習得し、人権尊重の理念が日常生活で実践できるよう、人権意識の高揚を図るまちづくりに努めます。また、人権に関する問題を、社会全体として取り組み、市民はもとより自治会、学校、企業、公共的団体、NPOなどとの連携・協働を通じて、行政と市民、団体、企業等が相互に支援し合いながら、人権尊重の地域社会づくりに努めます。

## 2 / 人権施策の推進における課題と方向性

### (1) 人権教育

#### 現状および課題

文部科学省では、人権教育・啓発推進法及び「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年閣議決定、平成23年一部変更）を踏まえ、学校教育における人権教育に関する指導方法等について検討を行い、平成20年3月に「第3次とりまとめ」を公表しました。また、道徳教育の一層の充実を図るため、平成30年度から小学校、令和元年度から中学校において「特別の教科 道徳」を全面実施しています。

人権教育については、基本的人権の尊重の精神が正しく身につくよう、地域の実情等を踏まえながら、学校教育及び社会教育を通じて様々な取り組みが行われています。

本市においても、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、あらゆる分野において、様々な機会を通じて、人権教育に取り組んでいます。

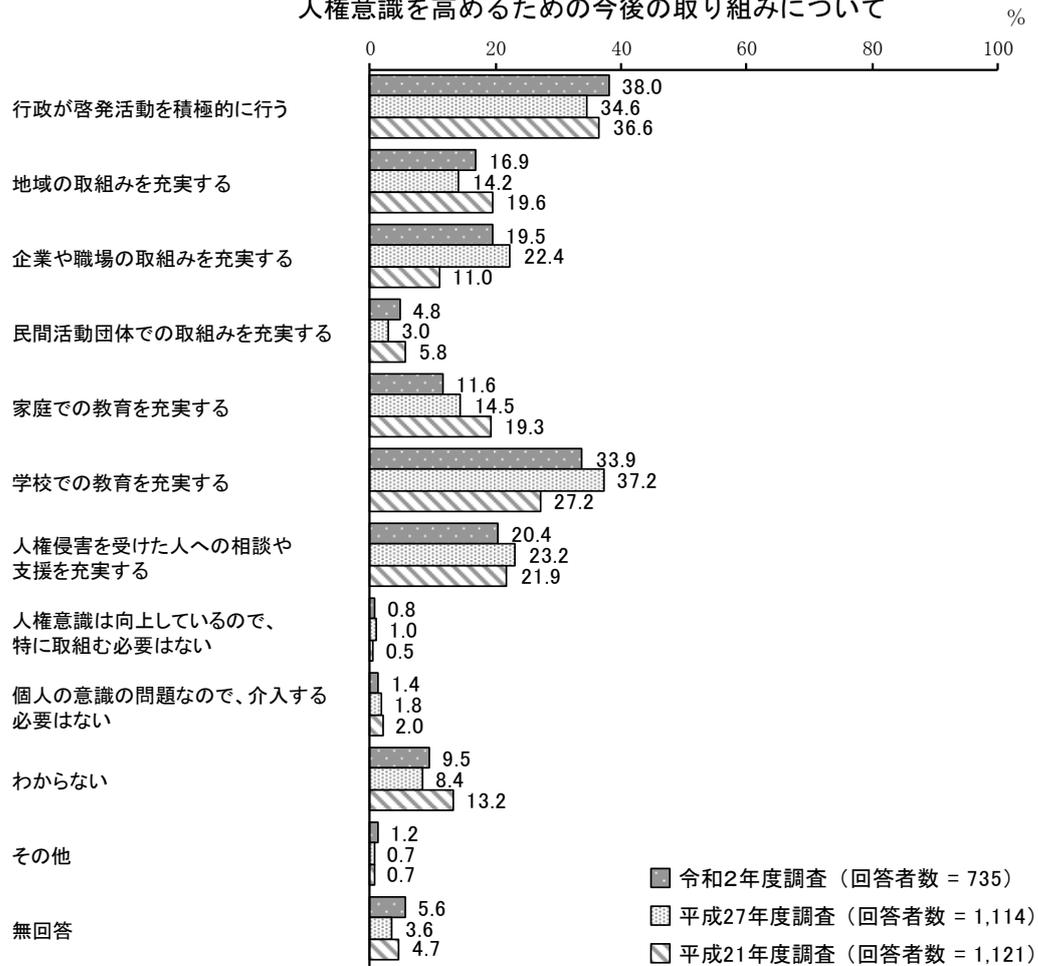
しかし、人間の尊厳や人権尊重の理念についての正しい理解やこれを実践する態度が十分定着していないことなどにより、依然として様々な人権問題が生じています。

人権に関する市民意識調査結果をみると、人権問題についての理解を深め、人権意識を高めるための今後の取り組みについて、「学校での教育を充実する」が33.9%となっています。

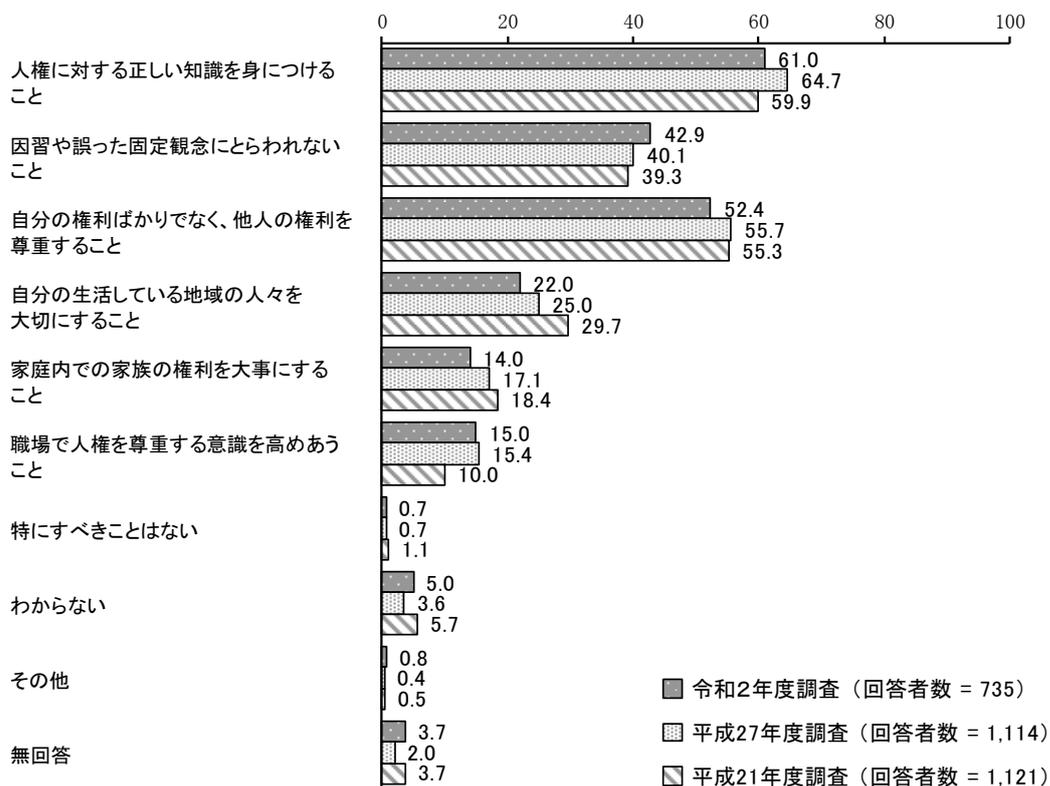
このようなことから、人権意識の向上に向けて、特に学校教育の充実が求められています。

また、市民一人ひとりが、人権を尊重しあうために、特に心がけたり行動すべきことについて、「人権に対する正しい知識を身につけること」が61.0%と最も多く、次いで「自分の権利ばかりでなく、他人の権利を尊重すること」が52.4%などとなっており、学校教育では、教育活動全体を通じて、社会生活を営むうえで必要な知識・技能や態度を身につけることにより、人権尊重の精神を育むための教育を推進していく必要があります。さらに、社会教育においては、生涯学習の視点に立って、地域の多様な人々との交流などあらゆる機会において、人権に関する学習の機会の充実を図っていく必要があります。

### 人権意識を高めるための今後の取り組みについて



### 人権を尊重しあうために心がけたり、行動すべきことについて



## 施策の方向性

### ①就学前教育・学校教育における人権教育・保育の推進

#### ○子どもの成長に応じた人権尊重意識を高めるための教育の充実

- ア. 幼稚園・小学校・中学校における「ひびきあいの日」を実施するなど、人間の尊厳を基本としながら、自己肯定感、自尊感情や豊かな感性を育て、多世代交流により他者とのかかわりを通じて自分を見つめ、違いを認め合い、相手を大切にしながら、ともに生きることなど人権問題を学ぶための基礎となる力を育てます。
- イ. 同和問題をはじめ高齢者、障がいのある人、外国人など様々な人権問題についての正しい理解・認識を培い、人権尊重の実践的態度を育成するため、学校・園における人権教育・保育を推進します。
- ウ. いじめについては、子どもたちの状況把握やSOSのサインを見逃さないよう取り組みます。また、子どもたちが安心して相談できる環境の確保に努めるとともに、子どもたち自身がいじめは許されない行為なのだという認識を持つよう取り組みます。

#### ○人権教育推進のための保育士・教職員の指導力の向上

- ア. 各園・学校が人権の視点に立った保育・教育指導や学校運営に努めるとともに、研修などを通じて保育士・教職員の資質向上を図り、人権尊重の理念などについての十分な認識や指導力を持った人材の育成に努めます。
- イ. 保育士・教職員自身が子どもの人権を侵害することのないよう指導・対応を図ります。

### ②社会教育における人権教育の推進

#### ○人権に関する多様な学習機会の提供

- ア. 東濃人権啓発活動地域ネットワーク協議会と連携し、講演会の開催など学習機会を提供します。
- イ. 差別や偏見のない明るく住みよいまちづくりを進めていくため、多様な社会生活の場での学習機会の工夫と充実を図り、高齢者や子どもだけではなく、幅広い世代の人々が参加し、教育・啓発活動を推進していくリーダーの育成に努めます。

- ウ. 社会教育関係団体などの活動の活性化を図り、人権尊重の精神に貫かれた住みよいまちづくりに努めます。
- エ. 障がい者、同和地区、外国人などを含めたあらゆる人々と交流することによりお互いを理解し、認め合うことで心理的差別を解消することができます。社会教育関係団体などの活動の活性化を図り、人権尊重の精神に貫かれた住みよいまちづくりに努めます。

### ○社会教育活動を通じた家庭教育の支援

- ア. すべての教育の出発点は家庭であり、豊かな情操や思いやり、生命を大切にすること、善悪の判断など、人間形成の基礎を育む重要な役割が家庭教育にあります。保護者自身が偏見を持たず差別しないことなど、日常生活を通じて自らの姿を持って子どもに示していくことが重要であることから、保護者自身の人権感覚を育てる学習機会の充実や情報提供に努め、家庭教育への支援を図ります。また、「ワークライフバランスセミナー」をはじめ、多くの講座を開催し、働いている親に子育ての意識を高めてもらうとともに、多くの企業に家庭教育の大切さへの理解を促します。

### ○人権教育推進のための指導者の養成

- ア. すべての人々の人権が尊重され、差別や偏見のない住みよいまちづくりを進めていくため、社会実態に応じた学習機会の工夫と充実を図り、人権教育・啓発活動を推進する指導者の養成に努めます。

## (2) 人権啓発

### 現状および課題

平成 27 年の国連サミットにて全会一致で採択された国際目標である持続可能な開発目標（SDGs（Sustainable Development Goals））は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現すべく、17 のゴール及び 169 のターゲットを定めています。SDGs に掲げられた目標は、貧困や保健、気候変動等多岐に渡っており、中でも人権分野は、SDGs の 17 ゴールの多くに関連しています。

国では、SDGs の採択後の平成 28 年 5 月に「SDGs 推進本部」を設置し、同年 12 月には今後の日本の取組の指針となる「SDGs 実施指針」を決定しており、ビジョンとして、人権を保護しジェンダー平等と女性・女児のエンパワーメントを進めることとしています。

人権啓発とは、人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的に行われる研修、情報提供、広報活動等で人権教育を除いたものであり、一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、他人の人権にも十分に配慮した行動がとれるようにすることです。内容的には、人権に関わる法令などの基本的な知識の習得を図る啓発、それぞれの分野の人権課題について認識を深める啓発、生命の尊さ・大切さを真に実感できるような啓発、一人ひとりがそれぞれの違いを認め合い、尊重しあうことが大切であることを訴えかける啓発などが求められています。

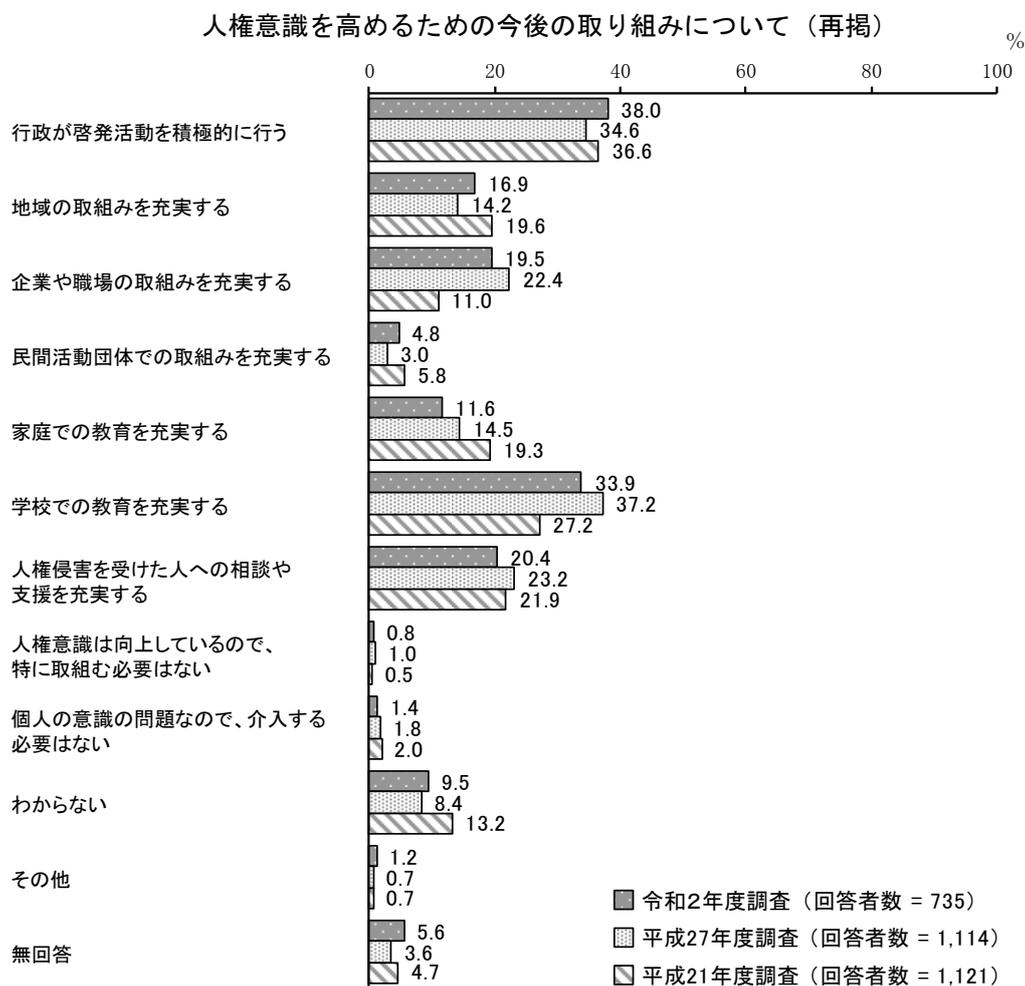
人権に関する市民意識調査結果をみると、人権問題についての理解を深め、人権意識を高めるための今後の取り組みについて、「行政が啓発活動を積極的に行う」が 38.0%と最も多く、「人権侵害を受けた人への相談や支援を充実する」が 20.4%となっています。市民一人ひとりが、人権を尊重しあうために、特に心がけたり行動すべきことについて、「人権に対する正しい知識を身につけること」が 61.0%と最も多くなっています。また、人権侵害に対する相談や救済について、特に必要だと思うことについて、「人権侵害された際の適切な相談機関・窓口を広く周知する」が 42.0%と最も多く、次いで「人権を擁護するための法制度を整備し、実効性のある救済を行う」が 36.6%、「相談員の資質向上や相談時間の拡大など、現在ある制度を充実する」が 28.2%などとなっています。

このようなことから、人権に関わる法令などの基本的な知識の習得、それぞれの分野の人権課題について認識を深めること、一人ひとりがそれぞれの違いを認め合い、尊重しあうことが大切であることを訴えかける周知・啓発などが求められています。そのためには、講習会や研修会の機会を充実させ、人権教育・啓発の充実・強化を図る必要があります。東濃人権啓発活動地域ネットワーク協議会による講演会などの周

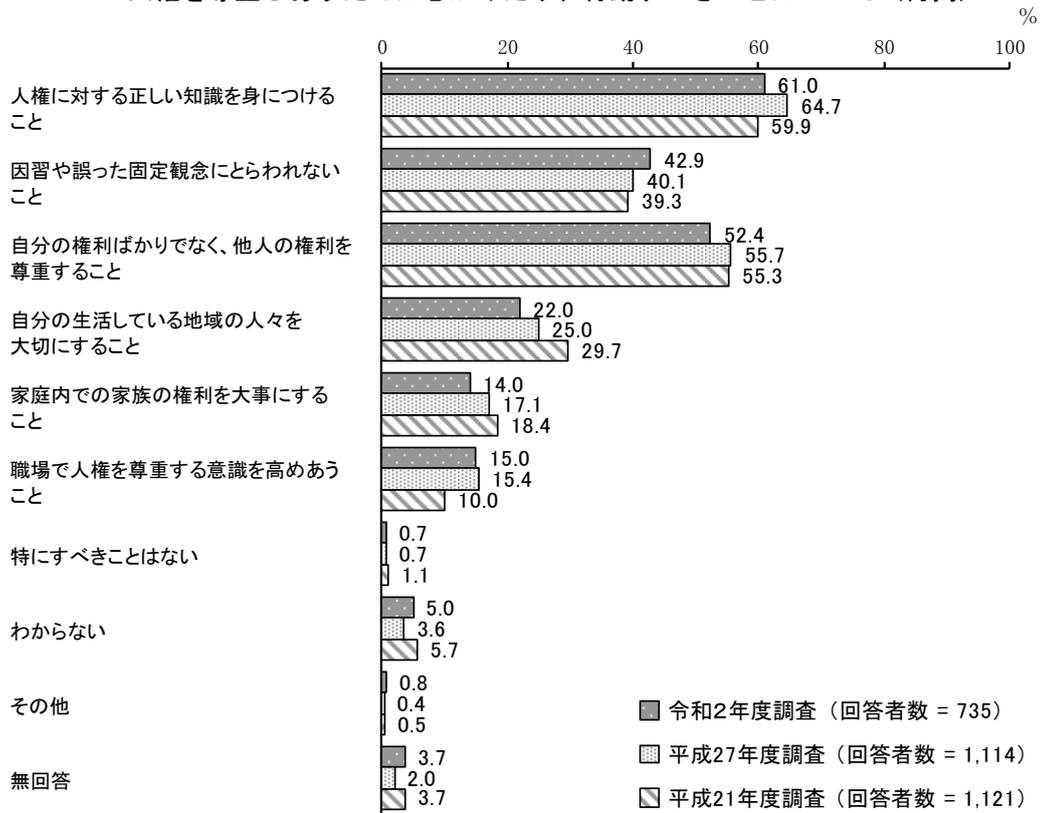
知と参加促進を図るとともに、企業や地域のコミュニティ等と連携して、地域へも広く啓発していく必要があります。

また、これまで受けた人権侵害について、「職場での嫌がらせや差別・パワーハラ」で26.3%と前回調査より7.4ポイント増加しており、職場でのパワーハラスメントなどの人権問題への関心度について、前回調査より6.5ポイント増加し54.7%の人が関心を持っています。

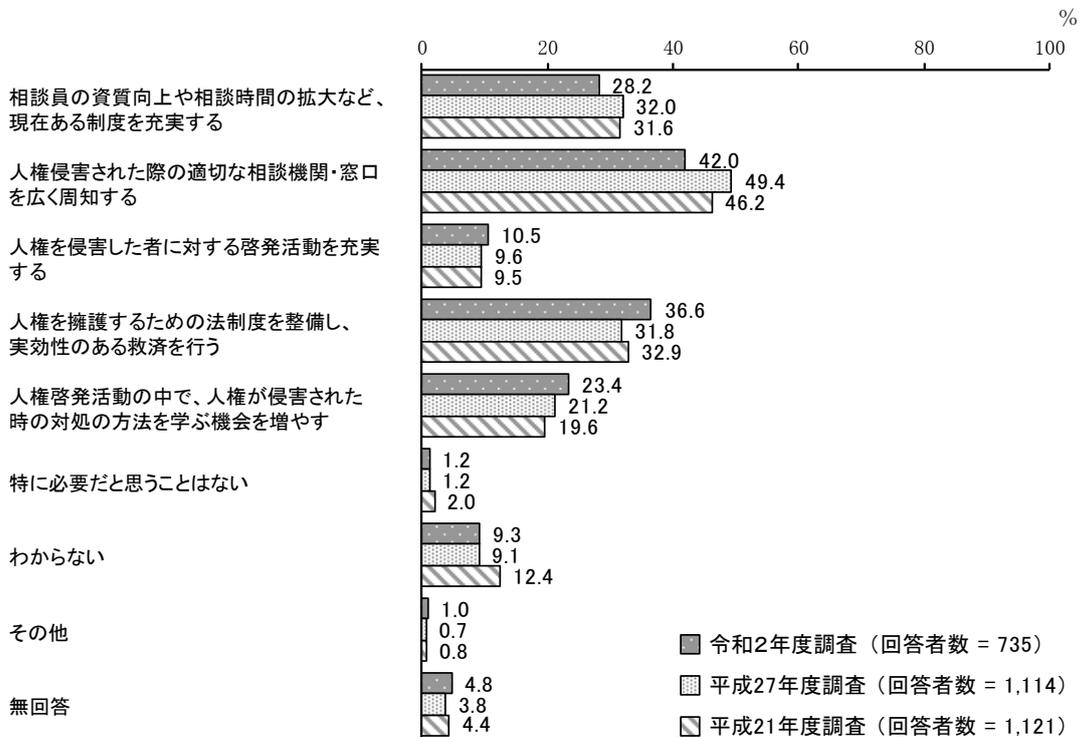
このため、職場でのパワーハラスメント防止に向けた周知・啓発が必要です。



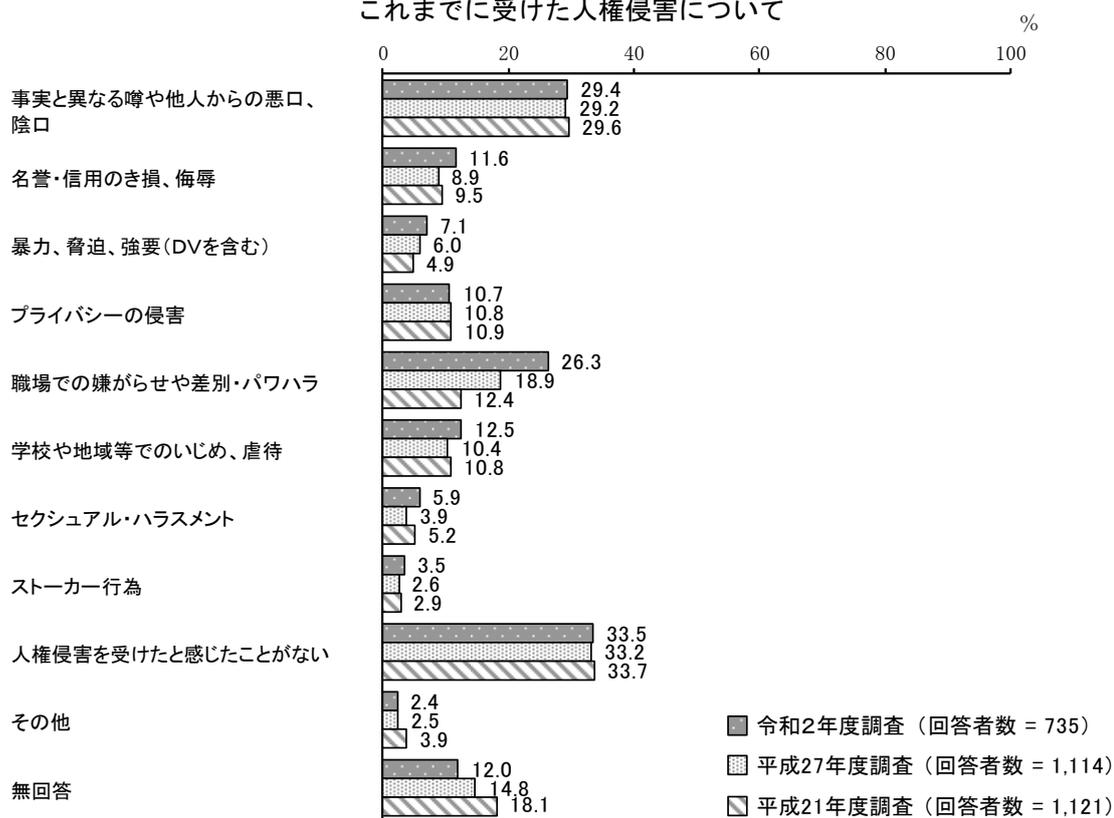
### 人権を尊重しあうために心がけたり、行動すべきことについて（再掲）



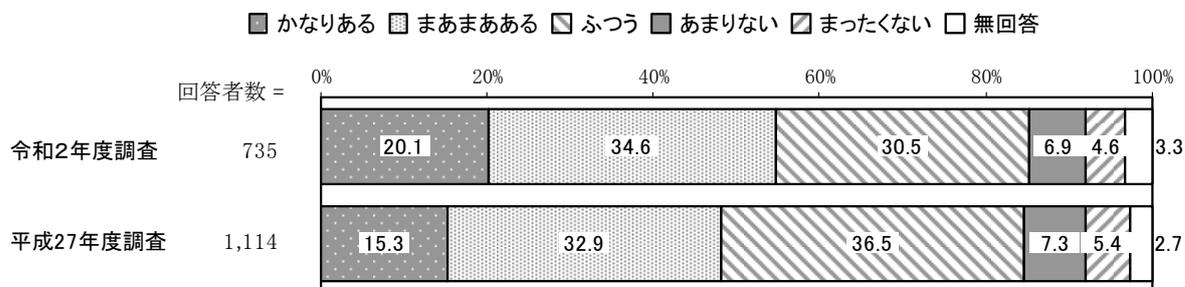
### 人権侵害に対する相談や救済について必要なことについて



### これまでに受けた人権侵害について



### 職場でのパワーハラスメントなどの人権問題への関心度



## 施策の方向性

### ①市民への啓発

#### ○各種情報媒体を活用した啓発

ア. 人権を尊重する市民意識の高揚を図るため、広報やホームページ、『「誰か」のことじゃない。』などの資料をはじめ、各種媒体を活用し、市民に対して人権啓発を推進します。

#### ○講演会・講座などによる啓発

ア. 東濃人権啓発活動地域ネットワーク協議会と連携し、人権を尊重する市民意識の形成を図るため、市民自らが人権問題を考えるきっかけづくりの場となる講演会・映画会やパネル展示、講座などの開催を推進します。

### ②企業などへの啓発

#### ○企業・事業所に対する啓発の推進

ア. 地域や社会へ大きな影響力を持つ企業等においては、人権が尊重される職場づくりや、人権尊重の視点に立った企業活動を行う意味から、計画的・継続的に事業主・公正採用選考人権啓発推進員などに対し、ハローワーク等の関係機関と連携し、研修会などへの参加を促進します。また、商工会議所・商工会等を通じてパンフレット等を配布し、企業や事業所へ人権問題の周知・啓発を図ります。

イ. 企業等における人材の採用にあたっては、個人の能力と適性に基づく公正な採用選考の確立を図るため、ハローワーク等と連携し、周知徹底に努めます。

ウ. 職場のパワーハラスメントの防止に向けて、職場内の情報媒体や会合などあらゆる機会を通じて従業員に対する周知・啓発を促進します。

#### ○啓発資料の配布・情報提供

ア. 企業などにおける人権に対する啓発・研修に関する資料提供や、ビデオの貸し出し、講師紹介など積極的な支援に努めます。

### (3) 人材育成

#### 現状および課題

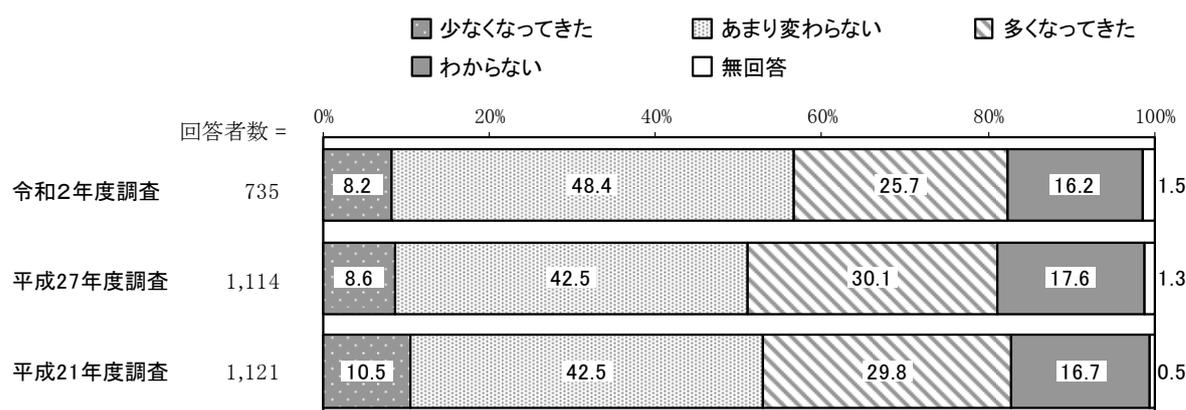
人権教育や啓発を通じて市民の人権意識の高揚を図るためには、まず人権に関わりの深い特定の職業に従事する者（行政職員、教職員、消防職員、医療・福祉関係職員など）が自らの人権意識を高め、常に人権尊重の視点に立って職務を遂行していくことが重要です。

人権に関する市民意識調査結果をみると、この5年から6年の間に、人権が侵害されるようなことが多くなってきていると思う人が25.7%、少なくなってきたと思う人が8.2%と前回調査時と同様となっています。

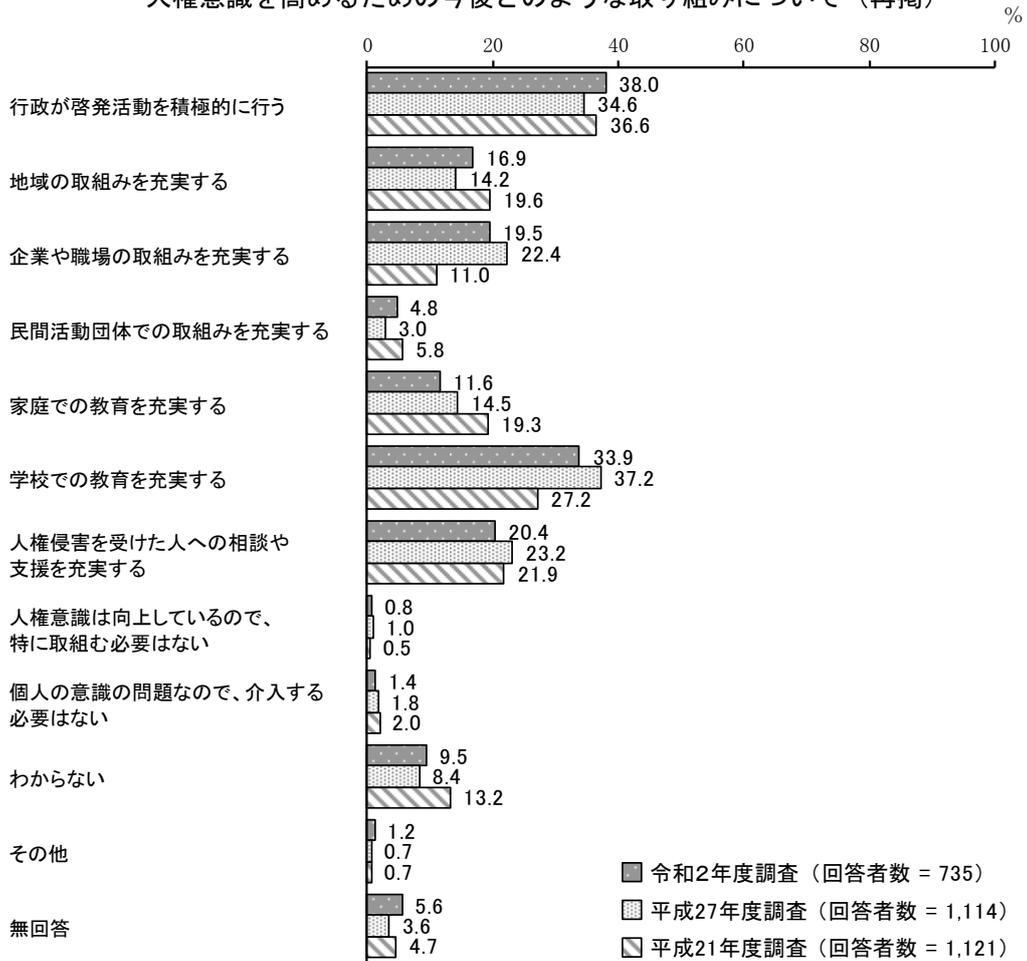
人権問題についての理解を深め、人権意識を高めるための今後の取り組みについて、「人権侵害を受けた人への相談や支援を充実する」が20.4%、人権侵害に対する相談や救済について必要なことについては、「相談員の資質向上や相談時間の拡大など、現在ある制度を充実する」が28.2%などとなっています。

このため、各種研修の機会を充実させ、人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発の充実・強化を図る必要があります。また、研修内容についても適宜精査を行い、内容を精査していく必要があります。

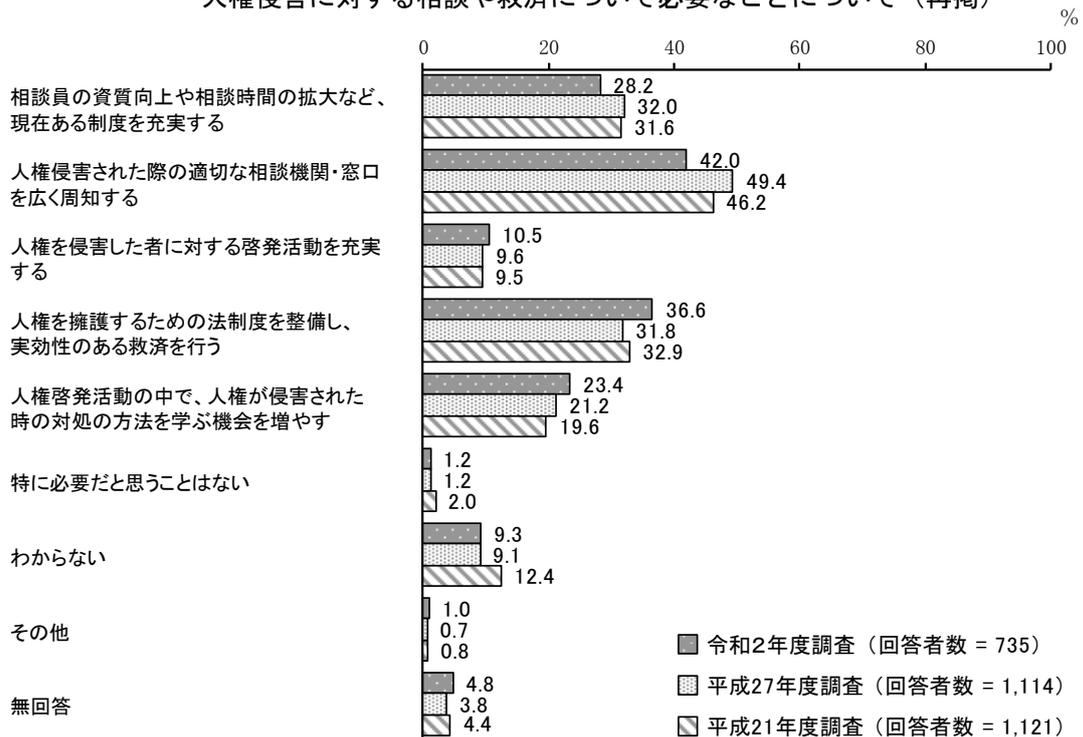
この5年から6年の間に、人権が侵害されるようなことが多くなってきていると思う人



人権意識を高めるための今後どのような取り組みについて（再掲）



人権侵害に対する相談や救済について必要なことについて（再掲）



## 施策の方向性

### ①各種研修の実施

- ア. 行政職員、教職員、消防職員、医療・福祉関係職員、議員、人権・福祉関係団体、市の助成団体などは、それぞれの職場や活動の中で人権尊重の理念に基づき日常の職務を遂行できるよう、また、市民の模範、地域の指導者となるべき職員の人権感覚を養成できるよう研修内容の充実に努めます。
- イ. 東濃人権啓発活動地域ネットワーク協議会、岐阜県人権啓発センターなど人権関係団体が行う各種研修や学習機会への参加を促進します。

### ②個人情報保護に関する研修

- ア. 実際の情報管理については、職員一人ひとりの個人情報の重要性に関する自覚と認識が不可欠であることから、個人情報保護制度の周知徹底を図るため、引き続き研修内容を精査し、職員研修をはじめとする啓発に努めます。



### 3 分野別施策における課題と方向性

#### (1) 男女共同参画

##### 現状および課題

男女平等の理念は、日本国憲法に明記されており、法制上も男女平等の原則が確立されています。しかし、「男は仕事、女は家庭」というような男女の役割を固定的にとらえる意識が、いまだに社会的に残っており、家庭や職場や地域社会などで様々な差別を生む原因となっています。

国では、平成 11 年に「男女共同参画社会基本法」が施行され、令和 2 年には「第 5 次男女共同参画基本計画」が策定されました。

また、平成 28 年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が施行され、女性の職業生活における活躍を推進するための取り組みが進められています。さらに、男女間の暴力に関しては、平成 25 年に、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）が相次いで改正されています。

家庭では、家事や育児、介護を女性だけが担う性別役割分担の問題や、夫やパートナーが身体的、精神的、性的暴力を加えるなどのドメスティック・バイオレンス（DV）が問題となっています。また、恋人間におけるデートDVも社会問題となっています。

職場では、募集、採用、昇進などに関わる女性差別や、相手の嫌がる性的な言葉やふるまいによって仕事がしづらくなるセクシャル・ハラスメントも増えています。

その他、女性に対するストーカー行為や性犯罪なども女性の人権問題として深刻な社会問題となっています。

本市においては、「なかつがわ男女共同参画プラン（第4次）」（平成 28 年 3 月）を策定し、「認めあい、支えあい、まあるいところ～人々がかがやぐまち中津川～」を基本理念として掲げ、市民一人ひとりが、固定的な性別役割分担にとらわれず、互いに尊重しあい、自分らしい生き方を実現できるまちづくりをめざしています。

人権に関する市民意識調査結果をみると、男女差別について特に問題があると思うことは、「家事・育児や介護などを男女が共同して担うことができる社会の仕組みが十分整備されていないこと」が 40.8%と最も多く、次いで「職場において、採用や昇進・昇格・給与などで男女の待遇に差があること」が 33.7%、「男は仕事、女は家庭」など性別による固定的な役割分担意識があること」が 28.8%などとなっています。

また、男性・女性の人権を守るために、特に必要だと思うことについて、「家庭生活

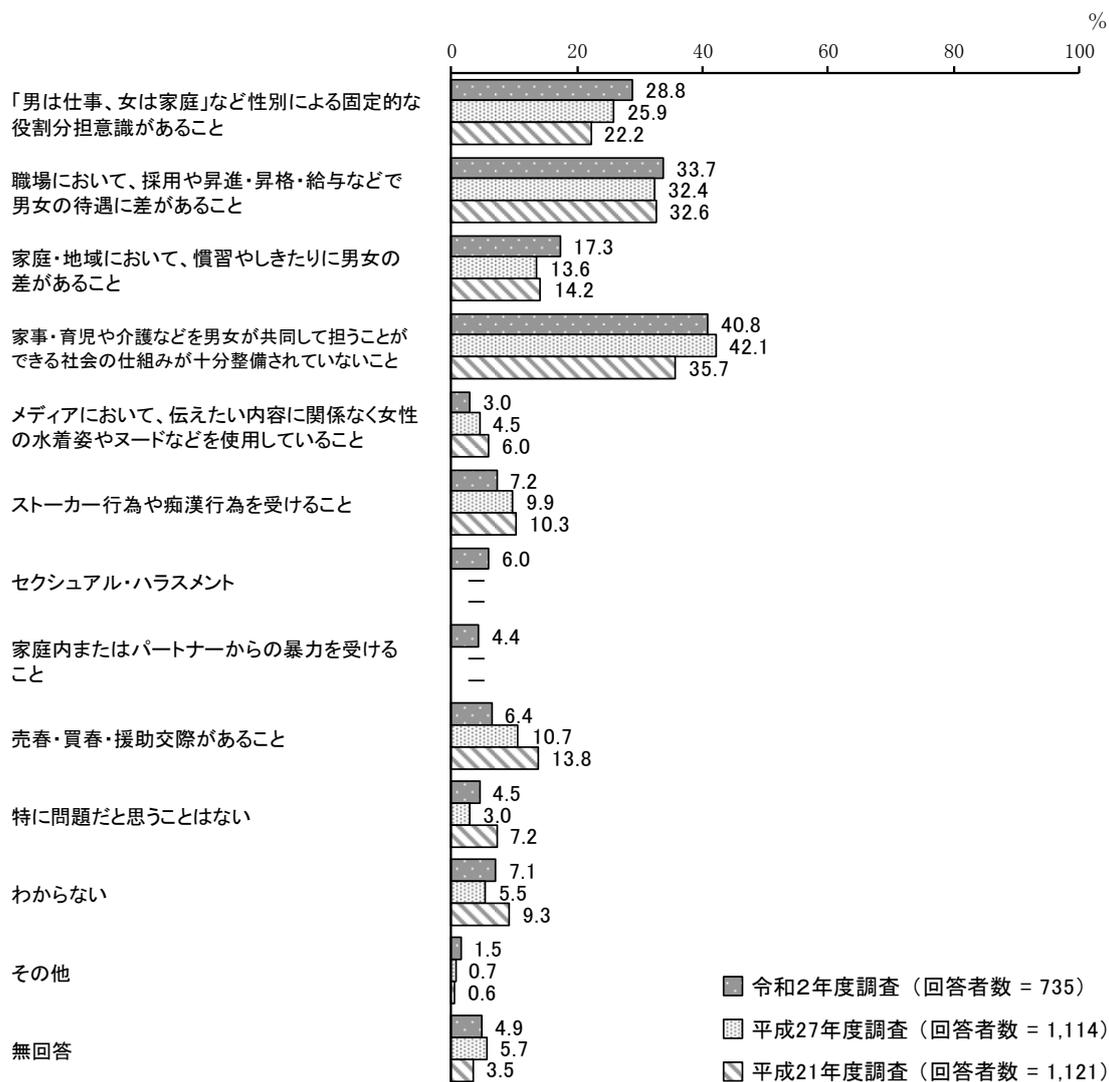
と職場の両立が容易になるような就労環境の整備を図る」が 38.9%と最も多く、次いで「職場において、採用や昇進・昇格などの男女の待遇の差をなくす」が 29.3%、「家庭・地域において、慣習、しきたりや性別による固定的な役割分担意識を男女平等の観点から見直す」が前回調査より 5.5 ポイント増加し 26.9%などとなっています。

このようなことから、家庭と仕事の両立のための就労環境の整備とともに、家事・育児や介護などの男女共同に向けた社会整備が求められています。また、男女がともに不平等感を持たない雇用に向けた取り組みとともに、固定的な性別役割分担の意識を払拭することが必要です。

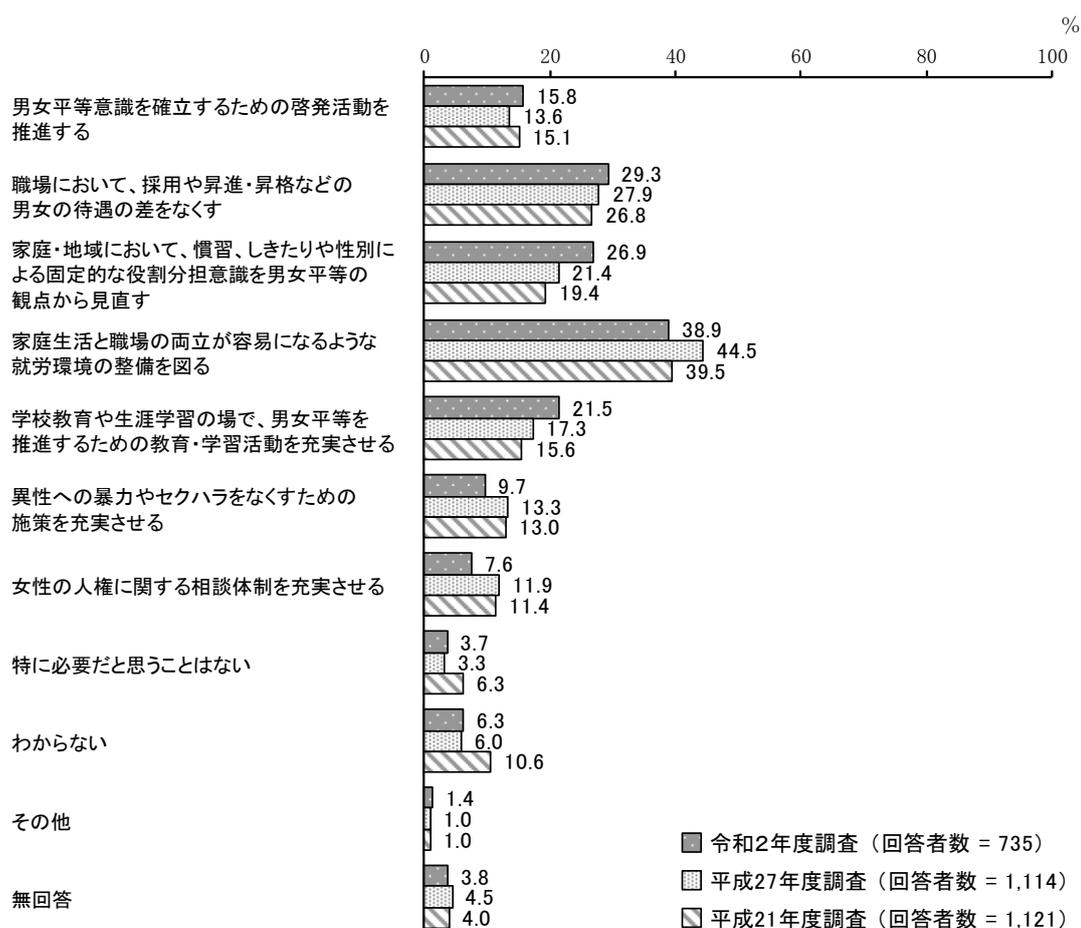
さらに、ドメスティック・バイオレンス（DV）やデートDV等の問題が深刻化するなど、男女共同参画社会の実現に向けた課題が多く、性別にかかわらず、互いに人権を尊重するとともに、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野において対等に参画できるよう、取り組みを一層推進していくことが求められています。



## 男女差別について問題があると思うことについて



## 男性・女性の人権を守るために必要なことについて



## 施策の方向性

### ①男女共同参画社会実現のための意識改革・学習の推進

- ア. 男女の人権の尊重と男女共同参画が生活の中に定着するためには、男女それぞれの人権が正しく認識されなければなりません。そのため、人権講座の開催、啓発誌・パンフレットなどの充実と配布などにより、女性の人権尊重を啓発します。
- イ. 固定的な性別役割分担意識をなくすための各種セミナーや講座などの充実を図るため、セミナーや講座参加者等にアンケートをとるなどにより魅力のあるセミナーや講座の開催に取り組んでいきます。

## ②女性等に対する暴力の防止

- ア. 男性の女性に対するあらゆる暴力的行為の根絶のために、女性への暴力防止に関する啓発活動を促進し、学習機会の充実及び相談機関などの情報提供を行います。
- イ. 男性が被害者となる事例も増加していることから、暴力防止に関する啓発活動を促進し、学習機会の充実及び相談機関などの情報提供を行います。
- ウ. 関係機関との連携を図りながら、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントなどの女性の人権に関する相談体制の充実及び被害者の支援や保護の充実を図り、心理的ケアを必要とする支援の充実など多様な対応を可能とした連携体制の強化に努めます。

## ③男女共同参画によるまちづくりの推進

- ア. 男女共同参画によるまちづくりを推進していくため、中津川市男女共同参画社会づくり懇話会を開催し、「なかつがわ男女共同参画プラン（第4次）」の進捗状況と課題等の審議を行います。
- イ. 男女共同参画によるまちづくりを推進していくため、審議会等委員への女性の積極的な登用を促進するなど、女性の社会参加意識を高めるとともに組織の中核となるポストへの登用など女性の意見を反映させる組織づくりを促進します。
- ウ. 地域活動においては、各種団体などに対する男女共同参画に関するセミナーや情報提供を通じ、意識啓発に努めるとともに、自治会やまちづくり推進協議会の支援に併せて女性参画の促進を図ります。

## ④男女が働きやすい環境づくりの推進

- ア. 女性の職業能力開発・就労継続への支援、女性のチャレンジ・再チャレンジへの支援、仕事と家庭・地域生活の両立への啓発など、国・県や関係部署と連携を図りながら、施策の周知に努め、女性の人権が尊重され、男女がともに働きやすい環境づくりを推進します。
- イ. 女性の職業能力開発のための学習機会の充実や資格取得への情報提供、仕事と家事・育児の両立に向けた保育などの環境整備、再就職支援のためのセミナーや職業訓練・技術取得への情報提供などに努めます。

- ウ. 国・県や関係部署と連携を図りながら、仕事と家庭の両立ができる就業環境及び相談・支援体制の整備など情報提供の充実と社会啓発を図ります。
- エ. 雇用・労働の場における男女雇用機会均等の確保を図るため、国・県や関係部署との連携により、企業などに対して、法令・各種制度などの広報・啓発活動などに努め、企業などへの働きかけを推進します。
- オ. 「子ども・子育て関連3法」に基づき、すべての子どもの育ちと子育て中の保護者の支援、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関など地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するため、①家庭における子育てへの支援、②子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供、③すべての子どもの育ちを支える環境の整備、④テレワークなどをはじめとした子育てしやすい家庭や職業環境の整備に努めます。



## (2) 子どもの人権

### 現状および課題

子どもの人権については、昭和 22 年に「児童福祉法」、そして、昭和 26 年に「児童憲章」が制定され、平成元年（1989 年）に国連で採択された「児童の権利に関する条約」においては、「子どもは特別な保護を受ける存在であるとともに、自ら権利を行使する主体者」として位置づけられており、平成 6 年にわが国は、この条約に批准しました。

国では、平成 11 年に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」（児童買春、児童ポルノ禁止法）、平成 12 年に虐待の禁止や児童相談所への通告義務を定めた「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）、平成 22 年に「子ども・若者育成支援推進法」が施行されました。さらに、平成 28 年に、「児童福祉法」が改正されたことにより、児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策のより一層の強化を図るために、市町村及び児童相談所の体制強化が明確にされました。

また、平成 25 年には、「いじめ防止対策推進法」が施行され、いじめ防止等のための対策についての国及び地方公共団体等の責務が明確にされ、平成 26 年に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（子ども貧困対策推進法）が施行されました。

さらに、平成 27 年 3 月に、「少子化社会対策大綱」が取りまとめられ、同年 4 月より、子ども・子育て関連 3 法に基づき、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざし、社会全体で子ども・子育て世帯を支える環境づくりを進める「子ども・子育て支援新制度」が始まるなど、子どもの権利を守る法制度が整備されてきました。

なお、平成 20 年に、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」（出会い系サイト規制法）の改正法の施行、平成 21 年に、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（青少年インターネット環境整備法）が施行されています。

しかし、子どもを取り巻く環境は、少子化やひとり親家庭等の家族形態の多様化、家庭における子育て力や教育力の低下、地域社会のつながりの希薄化、子どもの遊ぶ時間や子ども同士の交流機会の減少、学力格差の拡大といった子どもの成長と発達にとって厳しいものへと変化してきました。こうした中で、児童虐待、いじめ、不登校、体罰、薬物乱用、子どもの深夜の徘徊、児童買春や児童ポルノ等の子どもの人権にかかわる問題が深刻化しています。

本市においては、「安心、優しさの中で心豊かな親子を育みかがやく未来へ進みつつける中津川」を基本理念として、「みんなで子育てやろまいかなかつっ子プラン」（第

二期中津川市子ども・子育て支援事業計画（令和2年3月）を策定し、地域の人たち・社会全体の力を合わせながら、すべての市民が心から「住んでよかった」、「住み続けたい」と思えるように、かがやく未来へ進み続ける中津川市が実現できるよう、子育て支援の施策に取り組んでいます。

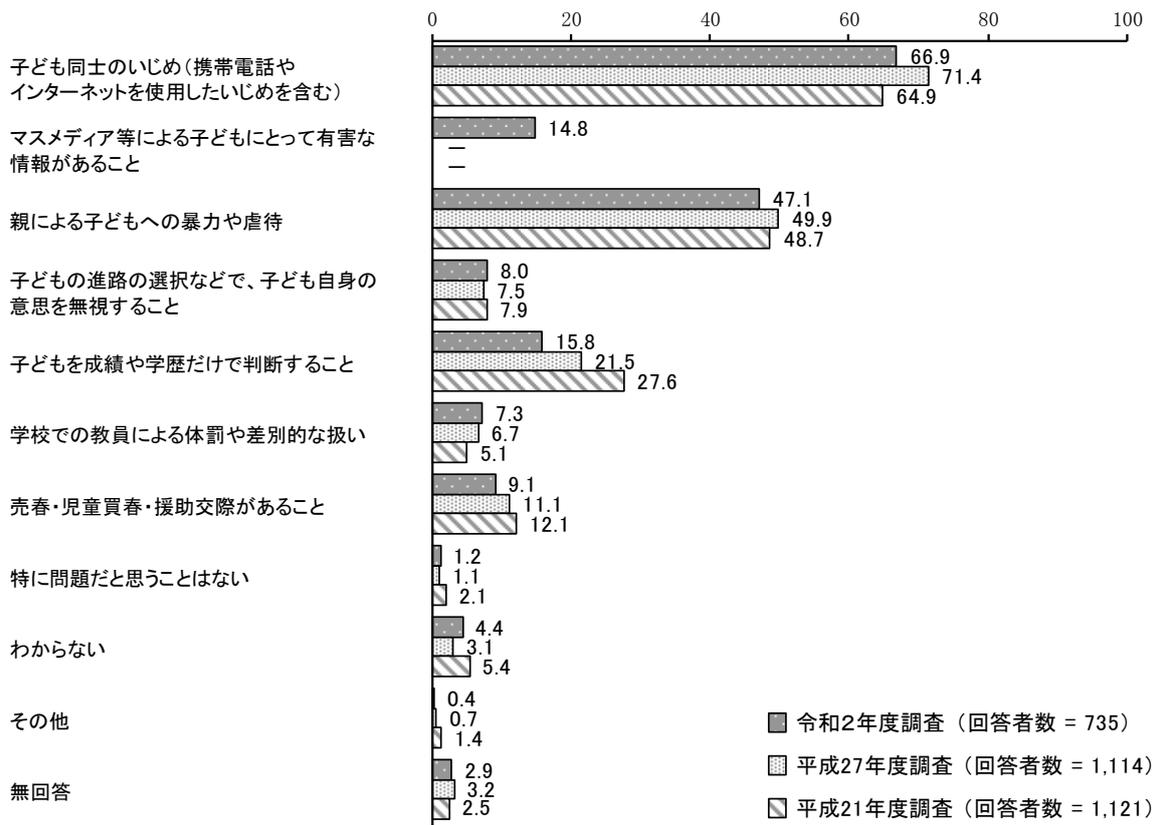
人権に関する市民意識調査結果をみると、子どもの人権問題について、特に問題があると思うことについて、「子ども同士のいじめ（携帯電話やインターネットを使用したいじめを含む）」が66.9%と最も多く、次いで「親による子どもへの暴力や虐待」が47.1%などとなっています。また、子どもの人権を守るために、特に必要だと思うことについて、「家庭・学校・地域の連帯意識を高め、三者が連携して活動に取り組む」が38.2%と最も多く、次いで「子どもの個性・自主性を尊重するような社会をつくる」が前回調査より7.3ポイント増加し35.4%、「子どもの人権に関する相談体制を充実させる」が24.6%などとなっています。

このようなことから、子どもに関して、子ども同士のいじめや子どもへの虐待に関しての問題意識が高く、休日いじめ相談などの周知やいじめ調査に基づいたいじめ対策など家庭や学校・地域が連携した全体的な取り組みが必要です。

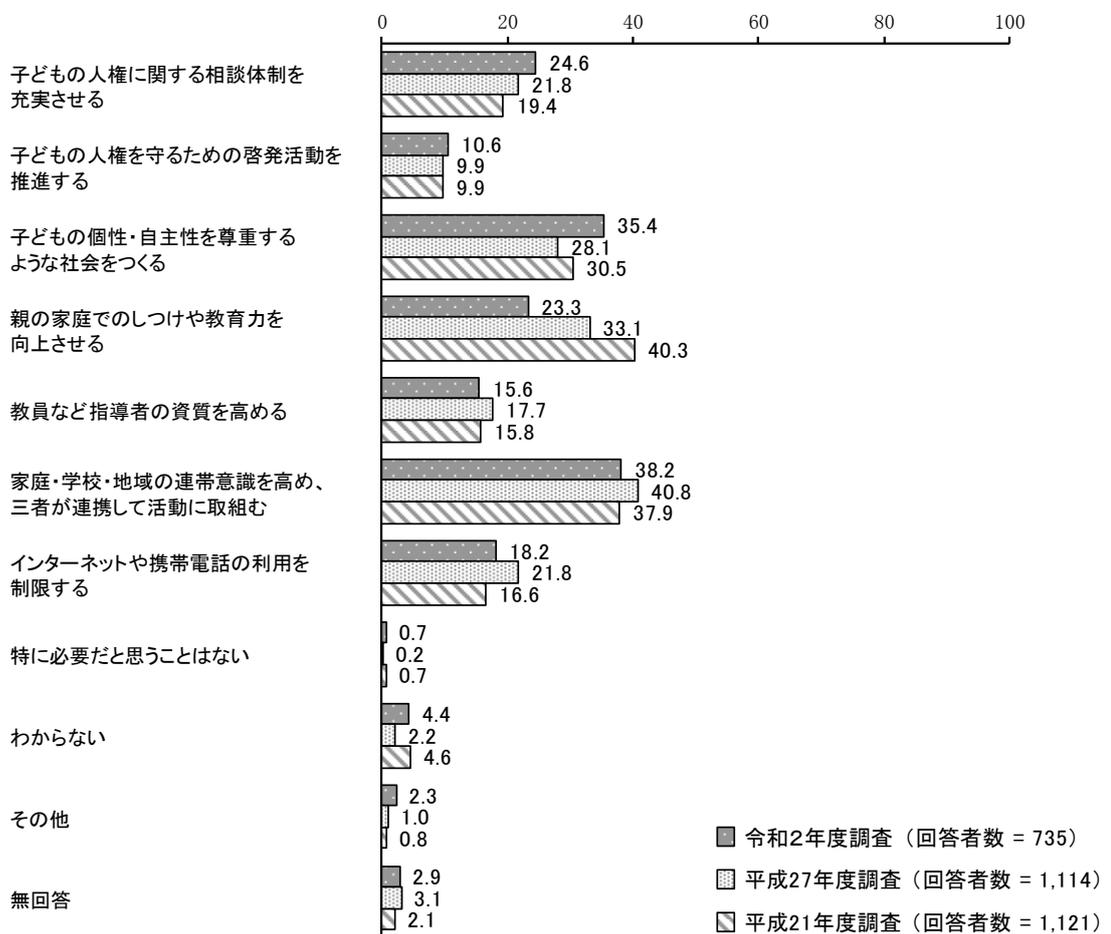
また、インターネット、携帯電話やスマートフォンの急速な普及により、インターネットを介しての悪質ないじめ、有害サイトにアクセスすることで、子どもが事件に巻き込まれたりするなど、新たな危険から子どもを守ることも必要となっています。

子どもが一人の人間として最大限に人権が尊重され、守られるよう、取り組みを一層推進していく必要があります。さらに、中津川市要保護児童・DV防止対策地域協議会における実務者会議・個別ケース検討会議の開催など、児童虐待の相談・通告にきめ細やかに対応していく必要があります。

### 子どもの人権問題で問題があると思うことについて



### 子どもの人権を守るために必要なことについて



## 施策の方向性

### ①子どもの人権を尊重する意識啓発

- ア. 子どもは、すべて子どもとしての権利を持ち、一人の個人として権利を行使する主体であることを様々な機会をとらえ、子ども自身や親、そして市民全体に対して意識啓発に努めます。特に、DV や育児放棄など現代の問題をふまえ、子どもの人権を守る取り組みに努めます。
- イ. 『子どもの人権をみんなで考えよう』と題した資料を作成し、広報なかつがわを通して市内全戸に対して意識啓発に努めます。

### ②児童虐待防止への取り組み

- ア. 市民に対して児童虐待防止についての知識の普及を図るとともに、虐待通告義務への理解を深めるための啓発や虐待防止対策の強化に努めます。また、早期発見のための協力を働きかけ家庭児童相談の充実・強化を図ります。
- イ. 保健・医療・福祉・学校など関係機関の連携を図り、児童虐待の早期発見、早期対応、さらに被虐待児童の適切な保護に至るまでの総合的、組織的な体制を推進するため、相談体制の充実と連携体制のさらなる強化に努めます。
- ウ. 児童虐待予防のためのセーフティネットとして「中津川市要保護児童・DV 防止対策地域協議会」を中心とした、きめ細かな取り組みを強化します。

### ③いじめや不登校などへの対応

- ア. 休日いじめ相談の開催など、様々な相談機会の周知を図り、相談しやすい環境づくりに努めます。
- イ. いじめや不登校傾向を示す児童・生徒の早期発見・早期解決に向けて適切な対応ができるようスクールカウンセラーなどの校内教育相談機能の充実を図るとともに、スクールソーシャルワーカー等をとおして、さらに家庭・学校・地域・各種相談窓口・専門機関の相互の連携体制強化に努めます。
- ウ. 児童・生徒の実態に応じ適切な指導・援助ができるよう教職員・相談員の力量を上げるための研修の充実を図ります。また、常に新しい情報を取り入れ、現行の研修会の充実を図ります。

エ. 「中津川市安全安心まちづくり推進市民会議」の部会のひとつとして、「いじめ対策部会」を開催し、児童生徒のいじめ防止について、関係機関と情報交換を行いながら、未然防止と行動連携に努め、事案発生時の体制整備を行っていきます。

#### ④家庭や地域社会での青少年健全育成

ア. 令和2年3月に策定した、「みんなで子育てよろまかなかつ子プラン」(第二期中津川市子ども・子育て支援事業計画)をふまえ、子育て支援センターでの親子の交流を大切に、地域の子育て支援活動と連携しながら、ニーズに沿った支援を行います。

イ. 子育て世代包括支援センターにて、相談体制の充実、他機関との連携、職員の質の向上などに努めます。

ウ. 地域の子育て力の向上や地域型生涯学習の活性化につながるように、子育てサークルの支援やリーダーの育成を推進します。

エ. 地域や学校、関係機関・団体、ボランティアなどが連携を強化して、子育て支援組織の育成、世代間交流や社会参加活動を通じて子どもの健全育成に努め、地域ぐるみで子育てをする社会を推進します。

オ. P T Aに地域住民(Community)が加わった、「親と教師と地域住民の会」P T C Aによる、地域の子どもは地域で育てる「共育」を進めます。

### (3) 高齢者の人権

#### 現状および課題

わが国における高齢化の現状は、平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景として、4人に1人が高齢者（65歳以上）となっています。本市においては、平成31年4月1日現在、高齢化率は32.0%となっており、急速に高齢化が進んでいます。

また、社会の中における高齢者に対する尊敬の念や感謝の心が希薄になってきたことや、核家族化が進む中で、独居や夫婦二人だけの高齢者世帯が増えていることなど、生活環境は大きく変化しているとともに、年々支援を必要とする高齢者の方が増えてきています。団塊の世代が75歳以上になる2025年には支援が必要な高齢者も急増すると見込まれ大きな課題となっています。

こうした状況の中で、高齢者に対する身体的・心理的・性的・経済的な虐待や介護放棄、悪徳商法や振り込め詐欺などの事件が後を絶たず、高齢者の人権問題が大きな社会問題となっています。また、高齢者の方は人生において、様々な知識や経験を得ていますが、加齢による衰えなどから、生きがいを持って社会で活躍することが難しい環境となっています。

国では、平成18年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）が施行され、虐待を受けたと見られる高齢者を発見した人は速やかに市町村に通報することが義務づけられました。また、同年、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）が施行され、高齢者の自立支援や尊厳の確保を図っています。

本市においては、「高齢者が住みなれたまちで、健康で、生きがいをもって、いつまでも安心して尊厳を持ち、自立した暮らしができる社会の実現」を基本理念として「中津川市第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（平成30年3月）を策定し、高齢者施策に取り組んでいます。

人権に関する市民意識調査結果をみると、高齢者の人権問題について、特に問題があると思うことについて、「経済的に自立が困難なこと」が39.5%と最も多く、次いで「悪徳商法の被害が多いこと（振り込め詐欺を含む）」が33.9%、「働ける能力を發揮する機会が少ないこと」が29.7%などとなっています。経済的な問題や悪徳商法の被害が大きいことがうかがわれます。

また、高齢者の人権を守るために、特に必要だと思うことについて、「年金や住宅、福祉、医療サービスなどを充実し、高齢者が自立して生活できる環境を整備する」が51.0%と最も多く、次いで「高齢者が経験を生かして働ける機会を確保する」が27.9%、「高齢者をねらった犯罪の防止に努め、高齢者の生活や権利を守る制度を充

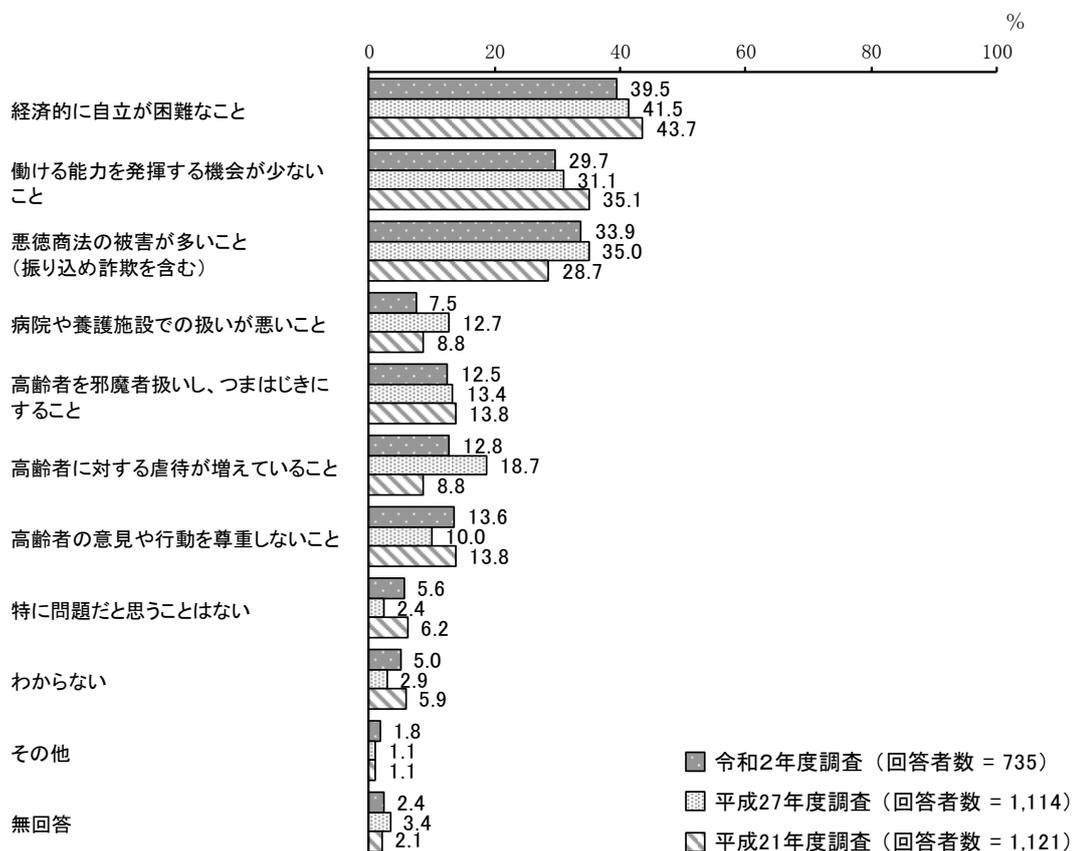
実させる」が24.1%、「高齢者が知識や経験を生かして活躍できるよう、生涯学習やボランティア活動の機会を増やす」が21.4%などとなっています。

このようなことから、高齢者がいきいきと暮らせるよう、能力やその経験を活かした就労機会や福祉サービスを充実させながら、高齢者に対して敬意を払うとともに、その豊富な経験や知識を最大限に活かせるような取り組みが求められています。

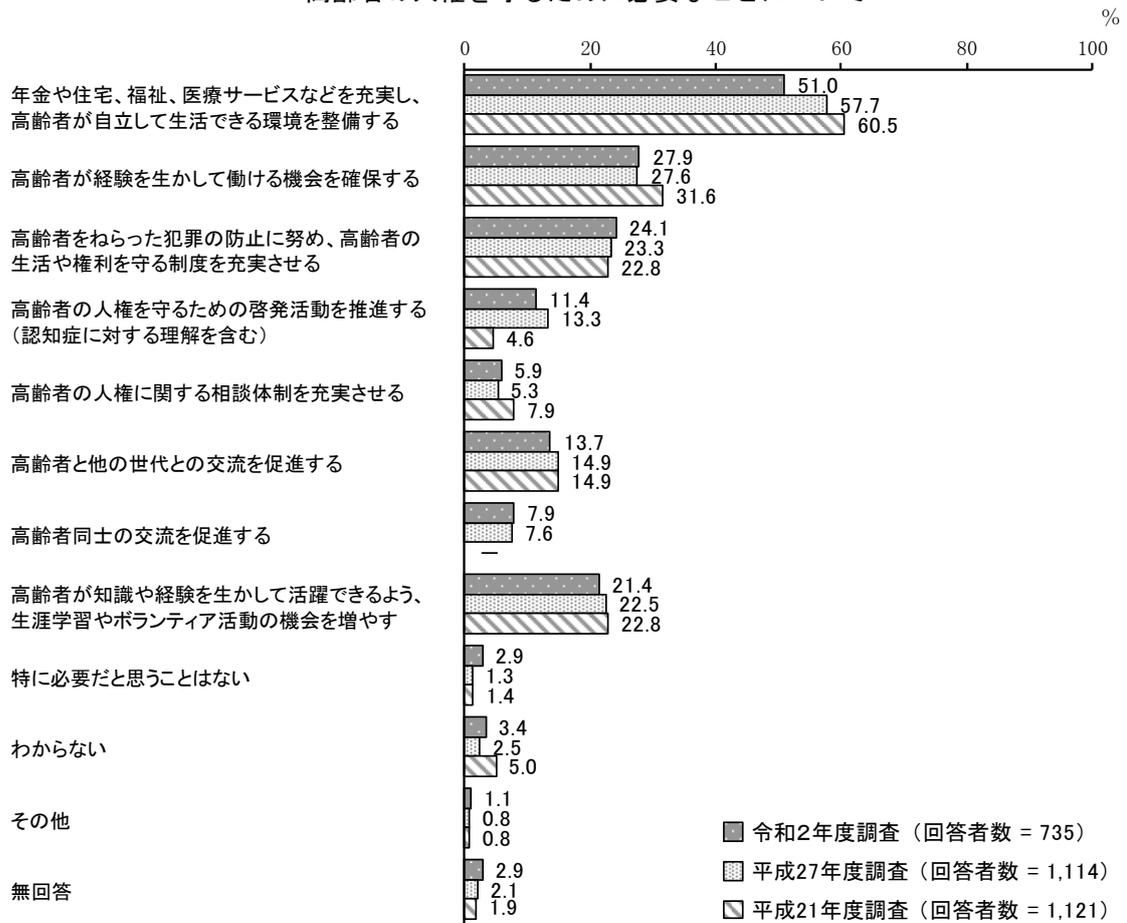
また、今後支援を必要とする高齢者が増加することが見込まれることから、各種生活支援サービスの提供とともに、権利擁護の周知・啓発が必要です。

さらに、高齢者虐待防止ネットワークの構築や高齢者虐待防止マニュアルの周知が必要です。

高齢者の人権問題で特に問題がある思うことについて



### 高齢者の人権を守るために必要なことについて



## 施策の方向性

### ①自立・生きがいづくりへの支援

- ア. 高齢者が自らの豊富な知識・経験を十分に発揮し、いきいきと元気に生活できるよう、高齢者の社会参加を推進する団体に対し活動の活性化と安定的な組織運営の支援や場所の提供、地域・学習活動への参加支援、就労機会の確保など自立・生きがいづくりへの支援に努めます。
- イ. 高齢者の社会参加の促進と人的資源の活用として、臨時的かつ短期的な就労またはその他の軽易な業務に係わる就業を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し組織的に提供しているシルバー人材センターの運営を支援するとともに、情報提供の充実を図り、就労対策を推進します。
- ウ. 年金開始年齢の引き上げの中、高齢者の生活維持のための収入を確保するため、国・県や関係部署と連携を図り、企業・事業所に対して定年の引き上げ、継続雇用制度の導入、高齢者の再就職の促進などについて啓発を推進します。
- エ. 高齢者の様々な団体やグループなどの活動支援や社会教育施設・社会福祉施設・老人福祉センターなどでのサークルや講座、スポーツ教室など活動の場の充実を図り、高齢者の生きがいづくりを推進します。なお、五感健康法推進員、老人クラブが継続して活動ができるよう支援します。
- オ. 「岐阜県福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者が住み慣れた地域の中で、安全で快適に生活できるように、ユニバーサルデザイン（最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインする）に配慮した住宅などの整備や、公共的な建物・道路などの整備を促進し、高齢者にやさしいまちづくりを推進します。

### ②高齢者虐待などへの対応

- ア. 市民や介護従事者等に対して、高齢者虐待防止、認知症理解促進等に関する講演会の開催など、高齢者虐待防止や認知症についての啓発を図るとともに、早期発見のための働きかけをします。
- イ. 相談窓口を充実させるとともに、早期発見・早期対応に向けて情報の共有化を図り、高齢者虐待の早期発見、早期対応のため、関わるネットワークの拡大と連携強化に努めます。
- ウ. 高齢者に対する悪徳商法や振り込め詐欺などについても、広報などでの周知や講座などの学習機会を利用して被害防止の啓発を図るとともに、関係機関と連携し、被害防止及び早期対応を図ります。

### ③福祉・介護サービスの充実

- ア. 高齢者ができる限り自立した生活が続けられ、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう福祉・介護サービスの充実を図ります。
- イ. 何らかの支援を必要とするひとり暮らし高齢者などに対して、各種生活支援サービスを提供するとともに、認知症などにより判断能力の低下した高齢者の権利擁護のために「成年後見制度」・「日常生活自立支援事業」の利用促進に努めます。また、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などに対し、相談支援の充実や、見守りの少ない高齢者への見守りを強化します。
- ウ. 介護が必要になった高齢者に対しては、自らが選択して適切なサービスが利用できるよう介護サービス基盤の計画的な整備を進めます。
- エ. 人権尊重の視点に立った質の高い介護サービスの確立と向上に努めるため、介護に携わる人に人権研修などに参加するよう啓発します。

## (4) 障がいのある人の人権

### 現状および課題

障がいのある人への人権については、「障がいのある人も地域の中で普通の暮らしができる社会に」という「ノーマライゼーション」（制度や建物の設備・構造を障がい者に配慮したものにする）を基本理念として障がい者施策を進めてきました。

しかし、現実には、障がいのある人に対する理解や配慮は十分でなく、その結果として障がいのある人の自立と社会参加が阻まれており、ノーマライゼーションの理念が完全に実現されているとはいえない状態にあります。

ノーマライゼーションを実現するためには、取り除かなければならない障壁（バリア）があり、道路の段差、駅・建物等のエレベーターの不備などの目に見えるバリアばかりでなく、障がいのある人に対する偏見・差別意識など目に見えないバリアがあります。

また、暴行や虐待、預金などの搾取、不要な契約への勧誘などの人権侵害の被害者になりやすいことも問題としてあげられます。

国では、平成5年に「障害者基本法」が施行され、初めて精神障がい者が障がい者と位置づけられ、平成16年に、障がいを理由とする差別禁止の規定が追加されました。

また、平成14年に「身体障害者補助犬法」、平成24年に「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）、平成25年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が施行され、障がい福祉サービスの充実が図られています。さらに、平成17年には、「発達障害者支援法」が施行され、自閉症、LD（学習障がい）やADHD（注意欠陥・多動性障がい）などの発達障がいの早期発見とともに、成人期までの支援を国や自治体の責務と規定されました。そして、平成25年に、人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向けた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が成立しました。さらに、平成26年に、障がい者の権利実現のための措置等について定めた「障害者権利条約」を批准し、国内法制度の整備の一環として「障害者差別解消法」が平成28年4月に施行され、行政機関や事業者による障がいを理由とする不当な差別的取り扱いが禁止されただけでなく、障がいのある人から何らかの配慮を求められた場合、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な配慮を行うことが求められています。

本市においては、「障がいのある人もない人も共に支えあい、生きがいを持ち安心して暮らせるまちづくり」を基本理念として「中津川市障害者福祉計画（第5期計画）」

(平成 30 年 3 月) を策定し、障がい者施策に取り組んでいます。

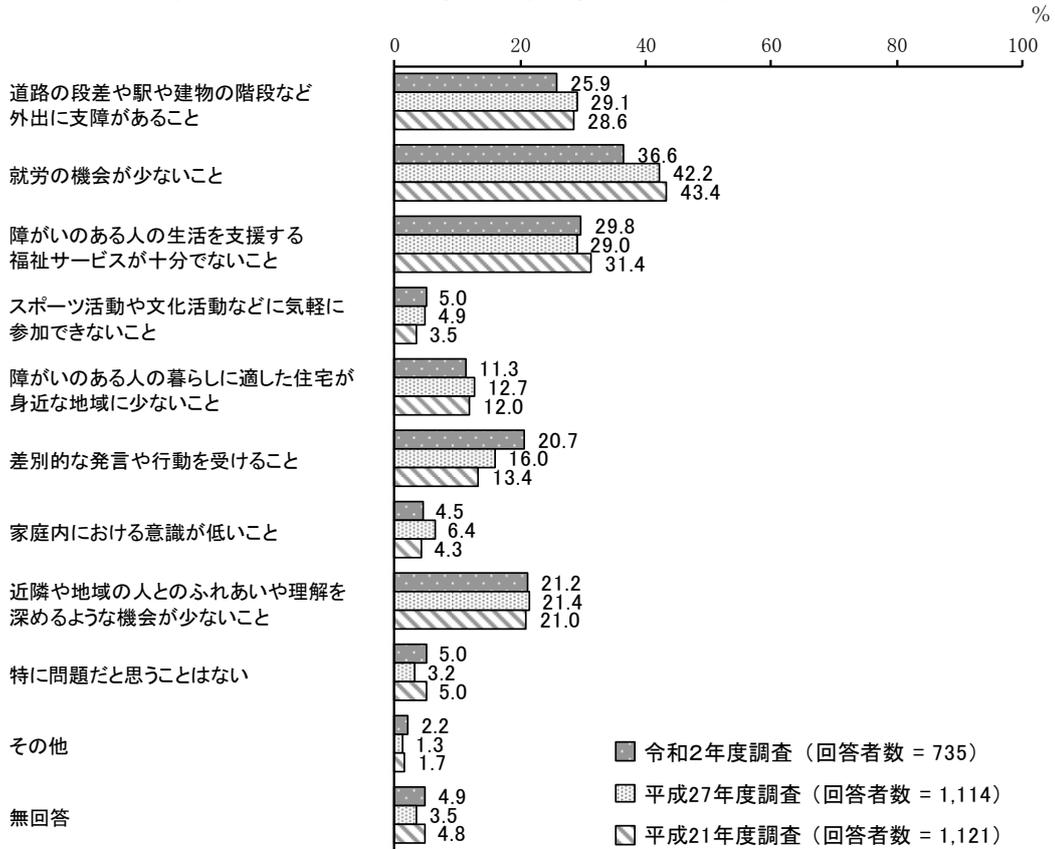
人権に関する市民意識調査結果をみると、障がいのある人の人権問題について、特に問題があると思うことについて、「就労の機会が少ないこと」が 36.6%と最も多く、次いで「障がいのある人の生活を支援する福祉サービスが十分でないこと」が 29.8%、「道路の段差や駅や建物の階段など外出に支障があること」が 25.9%などとなっています。

また、障がいのある人の人権を守るために、特に必要だと思うことについて、「障がいのある人の就労機会を確保する」が 38.8%と最も多く、次いで「障がいのある人が安心して外出できるよう、建物の設備や公共交通機関を改善する」が 37.3%、「障がいのある人が必要とする福祉サービスを拡充する」が 33.5%などとなっています。

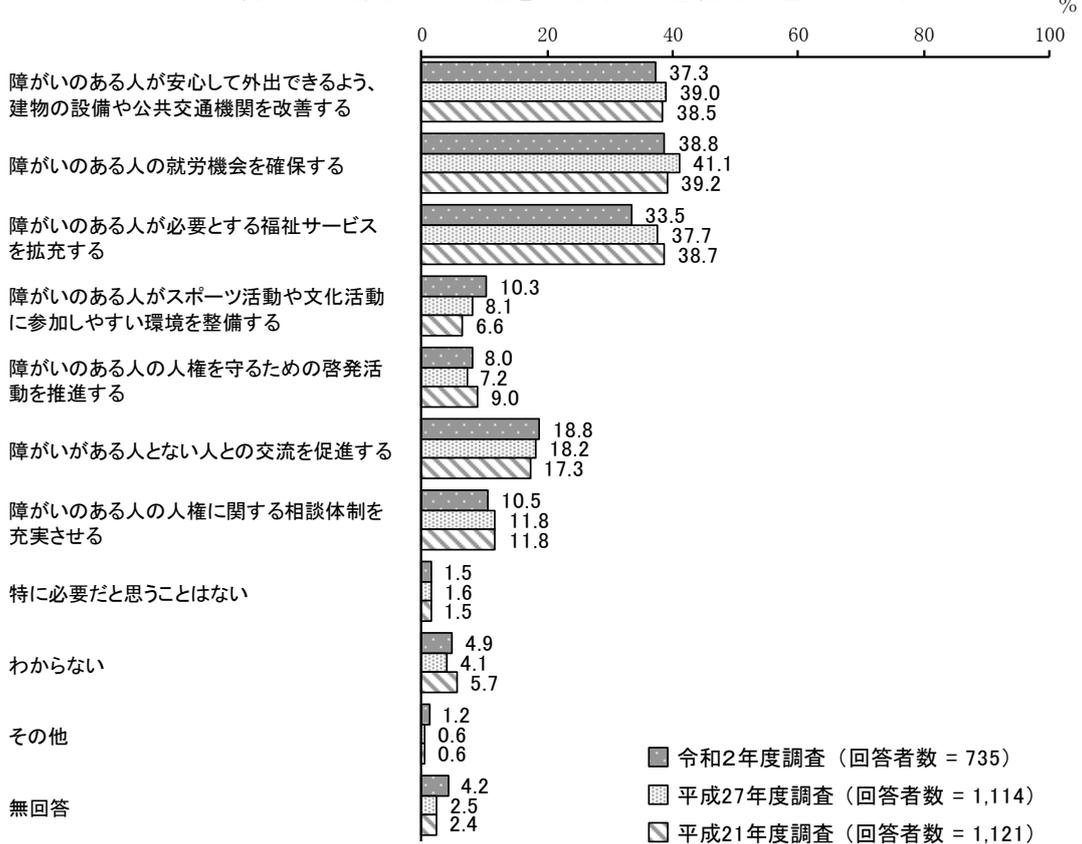
このようなことから、障がいのある人の就業機会の確保が大きな課題となっており、その背景として、障がいに対する理解の不足や偏見なども要因として考えられます。また、障がいのある人による自己決定、自己選択を尊重し、自ら望む暮らしを実現するための施策の充実が必要となっており、障がいのある人が住み慣れた地域において自立した生活や社会参加ができるよう、働ける場所や機会の充実や、建物や道路等のバリアフリー化等のハード面の整備や保健・福祉サービス等のソフト面の充実など、総合的・体系的な施策の推進が重要となっています。

さらに、障がいや障がいのある人との交流による理解の促進や、ソーシャル・インクルージョン（障がいのある人を社会の構成員として包み込む）を目指した意識啓発を図ることが重要です。

### 障がいのある人の人権問題で特に問題があると思うことについて



### 障がいのある人の人権を守るために必要なことについて



## 施策の方向性

### ①障がいに対する理解の促進

- ア. 障がいや障がいのある人、ノーマライゼーションに関する情報発信を積極的に行い、市民の理解と協力の促進に努めます。また、ボランティア活動に携わる人材の育成や活用を図ります。
- イ. 障がいのある人及びその家族などが組織する団体の活動について支援を行うとともに、団体同士の交流機会を設け、連携を促進します。
- ウ. 学校教育、社会教育においては、障がいに対する理解を深めるため、交流、福祉・介護などのボランティア体験活動などの充実を図り、福祉教育を推進します。

### ②雇用・就労の支援

- ア. 雇用・就労は、障がいのある人の社会参加や自立のためにも、また自己実現を図るためにも重要であり、障がいのある人の特性に応じた職種、職域の拡大、及び障がいのある人が能力に応じた適切な職業に従事することができるように、雇用の促進を図るとともに、障がいのある人が円滑に、継続して就労できるように関係機関と連携して支援します。また、障がい者の福祉的就労の場の確保、支援と働く環境の改善を図るとともに、希望する人には一般就労へつながるようハローワークや各種団体と連携を促進します。

### ③社会参加の促進

- ア. スポーツ・レクリエーション活動においては、活動に関する情報提供やすべての障がいのある人がその特性と興味に応じて参加できる障がい者スポーツ教室の開催・参加を支援します。また、障がい者スポーツ指導員やサポーターの確保、育成、連携に努めるとともに、施設のバリアフリー化や障がい者向け設備の充実を図り、利用促進に努めます。
- イ. 障がいのある人への社会参加・学習機会の提供を支援するため、手話通訳などの派遣、声の広報・点字広報などの作成・配布、録音図書・点字図書などの福祉資料の充実などに向けて支援していきます。

#### ④福祉サービスの充実

- ア. 障がいのある人が地域でいきいきと生活するための自立支援として、障がい福祉サービスの充実を図ります。
- イ. 判断能力が十分でない障がいのある人の権利擁護のために「成年後見制度」・「日常生活自立支援事業」の利用促進に努めます。
- ウ. 発達障がいのある人など、障害者手帳などを持たない人に対する継続的な支援の施策を図ります。

#### ⑤障がいのある人にやさしいまちづくりの推進

- ア. だれもが住み慣れた地域の中で安全で快適に生活できるように、ユニバーサルデザインに配慮した住宅などの整備や、公共的な建物・道路などの整備を促進し、障がいのある人にやさしいまちづくりを推進します。



## (5) 同和問題（部落差別）

### 現状および課題

同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分差別により、同和地区・被差別部落などと呼ばれる特定の地域の出身であることやその場所に住んでいる事を理由に、長い間、経済的・社会的・文化的に低位の状態を強いられ、また、結婚を妨げられ、就職で不公平に扱われるなど、日常生活の上で様々な差別を受けるといふ日本固有の人権問題です。

昭和40年の同和地区に関する諸問題解決に関する国の同和对策審議会の答申では、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる課題である。その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」とし、これにより行政は同和行政を積極的に推進しなくてはならないということの基本精神にしています。

この答申を踏まえ、昭和44年に「同和对策事業特別措置法」が施行され、その後、33年間にわたり特別措置法に基づく地域改善対策を国民的課題として、国及び地方公共団体が一体となって、人権問題の根本原因である同和問題の解消に向けての諸施策が講じられてきました。

こうした取り組みにより、同和地区と他の地域との格差は公共施設の整備など生活環境を中心に改善され、同和問題の解決に進展がみられたともいわれますが、現実には、答申から50年をむかえた平成27年において、就職や結婚問題をはじめとする様々な差別が依然として残っていることは否めません。

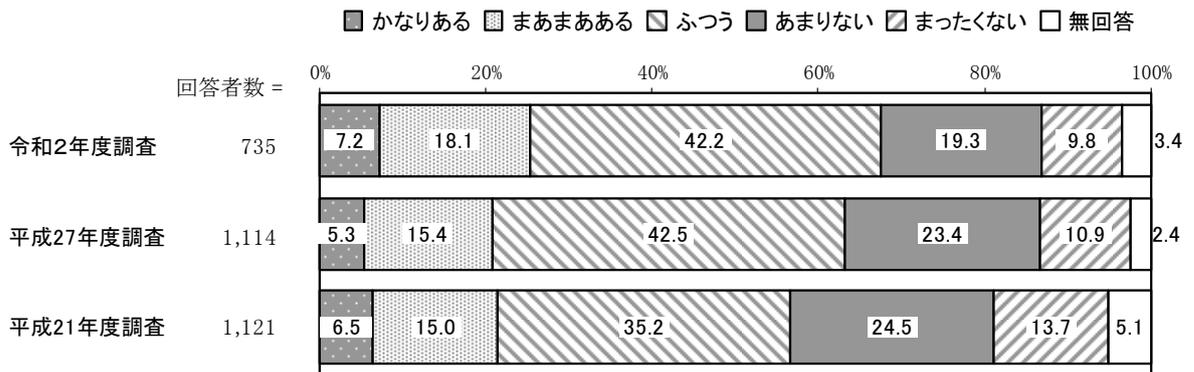
また、こうした差別の解消を妨げる「えせ同和行為」も問題となっていることから、平成28年には、「部落差別解消推進法」が制定され、相談体制の充実、教育及び啓発を国の責務として定め、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じて施策を講じるよう努めることと定められました。

人権に関する市民意識調査結果をみると、同和問題（部落差別）について、関心がある人は25.3%、関心がない人は29.1%となっており、市内に同和地区があると思う人が4.6%、わからない人が67.9%となっています。さらに、同和問題（部落差別）に関してについて、特に問題があると思うことについて、「わからない」が29.5%と最も多く、次いで「同和問題についての理解や認識が十分でないこと」が19.2%、「差別的な言動（インターネットを悪用した差別的な書込みを含む）」が17.6%などとなっています。また、同和問題（部落差別）を解決するために、特に必要だと思うことについて、「学校教育、生涯学習を通じて、人権を大切にす教育・啓発活動を積極的に行う」が31.8%と最も多く、次いで「わからない」が28.4%、「同和問題に

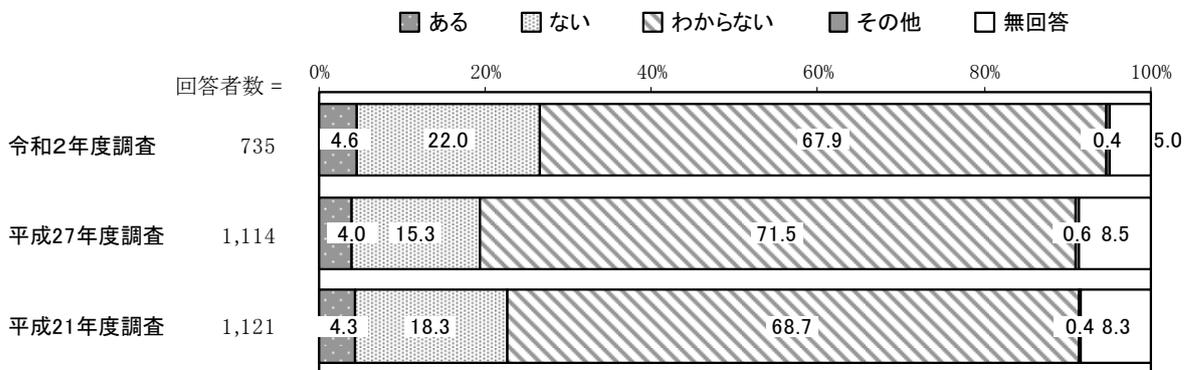
関する意識を高め、積極的に地域の交流を図る」が13.6%などとなっています。

同和問題に対しては、誤った認識や偏見をなくし、現実を見つめ問題への正しい理解と解決への意識を広めていくことが必要です。

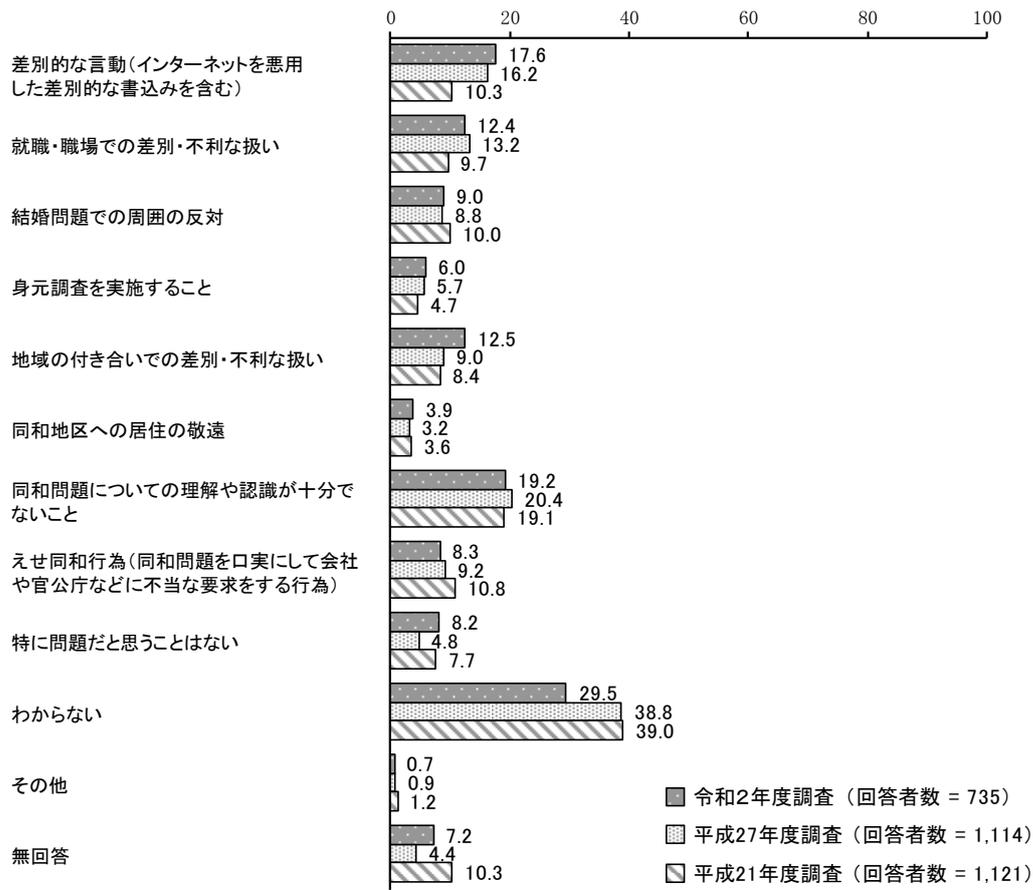
### 同和問題についての関心度



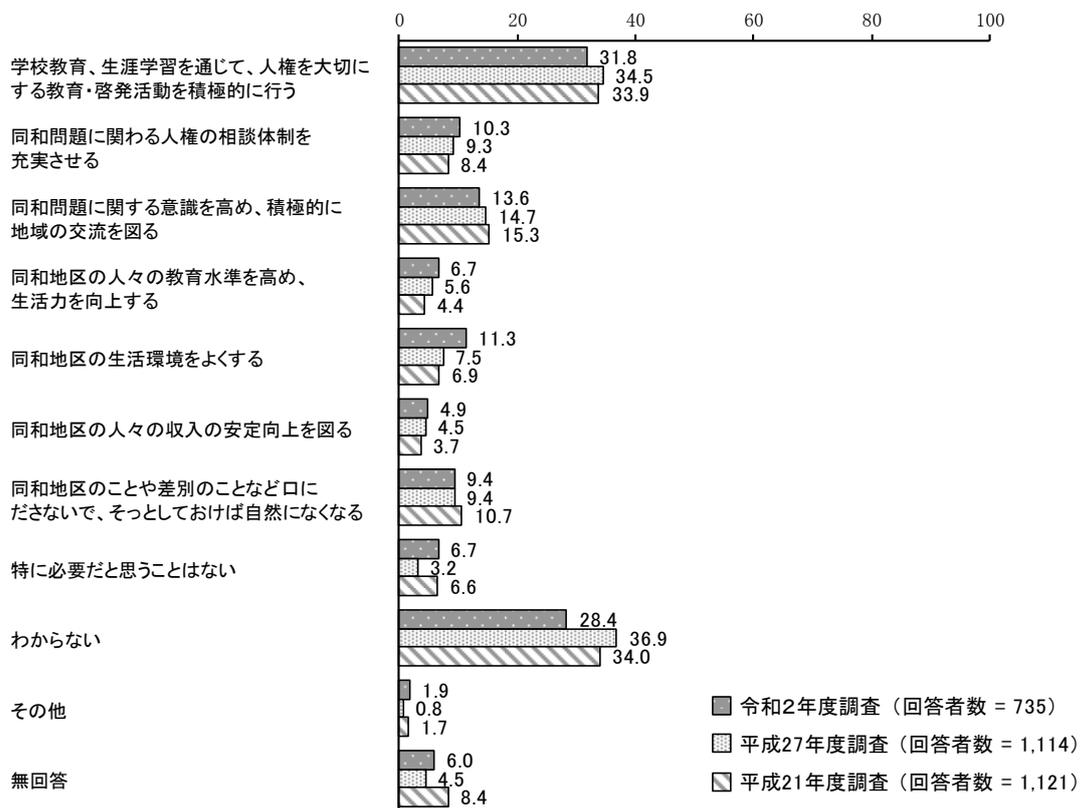
### 中津川市内に同和地区があると思いますか



同和問題（部落差別）について特に問題があると思うことについて%



同和問題（部落差別）を解決するために必要なことについて%



## 施策の方向性

### ①人権・同和教育の推進

- ア. 学校教育では、人権感覚を育む学習内容・指導方法の改善・充実に努め、同和問題をはじめとするあらゆる差別・偏見をなくし、お互いの人権を認め合う人権教育を推進します。
- イ. 教職員に対する人権・同和教育研修の実施、充実に努めます。
- ウ. 社会教育では、同和問題をはじめとする人権問題に関する学習意欲を喚起するとともに、社会教育施設などにおいて実施する事業の充実に努め、多くの人々に正しく同和問題について知ってもらえる機会を作ります。

### ②啓発の推進

- ア. 同和問題（部落差別）についての正しい知識・理解を深め、偏見や差別意識を解消し、同和問題（部落差別）の早期解決をめざして、人権意識の普及高揚を図るための啓発活動を充実します。
- イ. 広報・ホームページなど各種情報媒体を活用した啓発、講演会・研修会などの開催、啓発パンフレットなどの配布など様々な手法により効果的な啓発活動に努めます。
- ウ. 地域をはじめ企業・事業所や公共性の高い組織などに人権・同和に関する講演会・研修会などへの参加を促し、人権意識の高揚を図ります。

### ③「えせ同和行為」の排除

- ア. 官公庁や企業・事業所などに対して不当な要求や不法な行為を行い、結果的に同和問題の解決を妨げている「えせ同和行為」に対する正しい認識と遭遇した場合に適切な対応がなされるよう、広報・啓発パンフレットなどを活用した啓発を図ります。

### ④人権侵害事案への対応

- ア. 同和問題（部落差別）を理由とする結婚差別、就職差別、インターネット上の差別落書きなど、悪質な事案が発生しており、こうした人権侵害事案に対して迅速に対応できるよう、国の機関・県・市ならびに関係機関・団体などとの相互の連携・協力を図ります。

## (6) 国内に暮らす外国の人たちの人権

### 現状および課題

国際化時代を反映して、日本国内で生活する外国人は年々増加しており、本市においても、令和元年12月末日現在で1,804人（ベトナム人：506人、中国人：348人、タイ人：294人、フィリピン人：250人など）の外国人市民が生活しており、学校や職場だけではなく、地域社会における日常生活の様々な場面で、外国人と接する機会が増えてきています。

日本国憲法が規定する基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみを対象と解されているものを除き、日本に在留している外国人に対しても等しく及ぶものとされています。

しかし、言語、宗教、習慣などの違いから外国人に対する就労差別やアパート・マンションへの入居拒否、公衆浴場への入浴拒否などの人権問題が発生していることや、一部の外国人の不法就労や犯罪などで、市民が外国人に対して防犯上の不安を抱くことにより、外国人全体に対する偏見や差別などにつながっていくことが懸念されます。

また、言語の違いなどにより、外国人が地域で生活していくうえで、行政サービスなどの情報が十分に得られず、本来受けられるサービスを受けられないなどの生活上の問題や外国人の子どもが十分な教育を受けられないなどの教育環境の問題も指摘されています。

国では、平成18年3月に、「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、外国人住民に対して行うべきコミュニケーション支援、生活支援、多文化共生の地域づくりの指針を示し、「国際交流」、「国際協力」、「地域における多文化共生」の三つを柱とする取り組みが進められています。また、平成24年に「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が施行され、外国人住民も「住民基本台帳制度」の対象となりました。

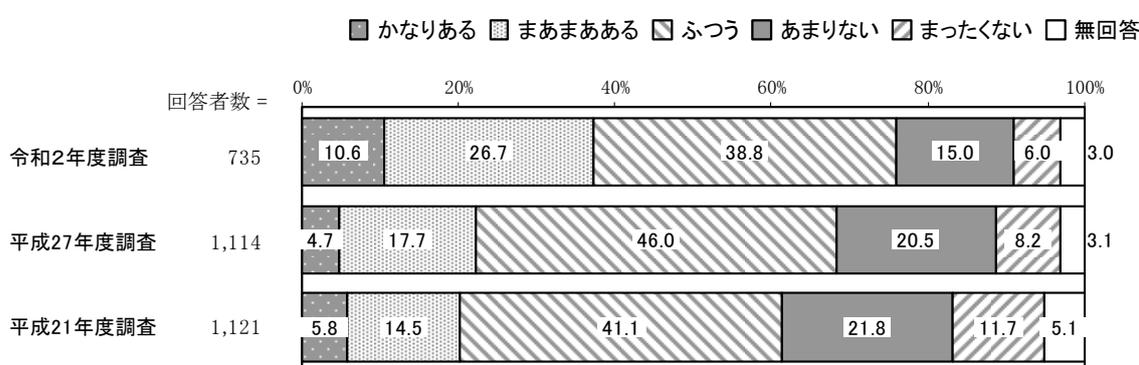
また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチであるとして社会的に関心を集めたことから、平成28年6月3日に「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。

人権に関する市民意識調査結果をみると、外国人への差別や偏見について、関心がある人は前回調査より14.9ポイント増加し37.3%となっており、外国の人たちの人権問題について、特に問題があると思うことについて、「日本語を十分理解できないため、日常生活に必要な情報を得られないこと」が40.3%と最も多く、次いで「就職・職場での差別・不利な扱い」が前回調査より12.4ポイント増加し30.7%、「宗教や慣習が違うことで、地域社会に受け入れられにくいこと」が23.5%などとなっています。また、外国の人たちの人権を守るために、特に必要だと思うことについて、

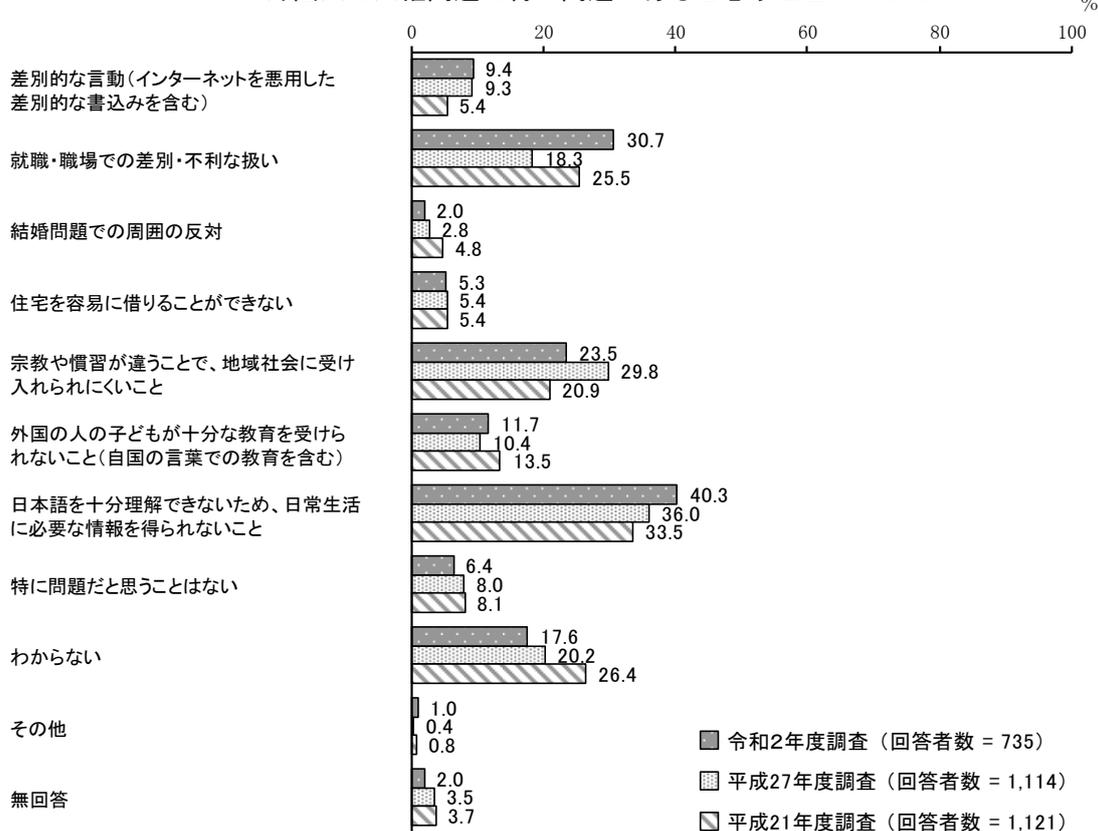
「外国の人のための適正な就労の場や賃金・労働条件の平等を確保する」が前回調査より 10.5 ポイント増加し 35.9%と最も多く、次いで「外国の人のための日本語学習の機会や日常生活に必要な情報を外国語により提供する」が 32.7%、「外国の人に対する理解や認識を深めるための教育・啓発活動を推進する」が 23.9%などとなっています。

このようなことから、多文化共生の取り組みを一層推進し、日本語学習の機会の充実と、異なる文化・習慣及び価値観を互いに認識し、尊重しあえる意識を育んでいくことができる環境をつくっていく必要があります。

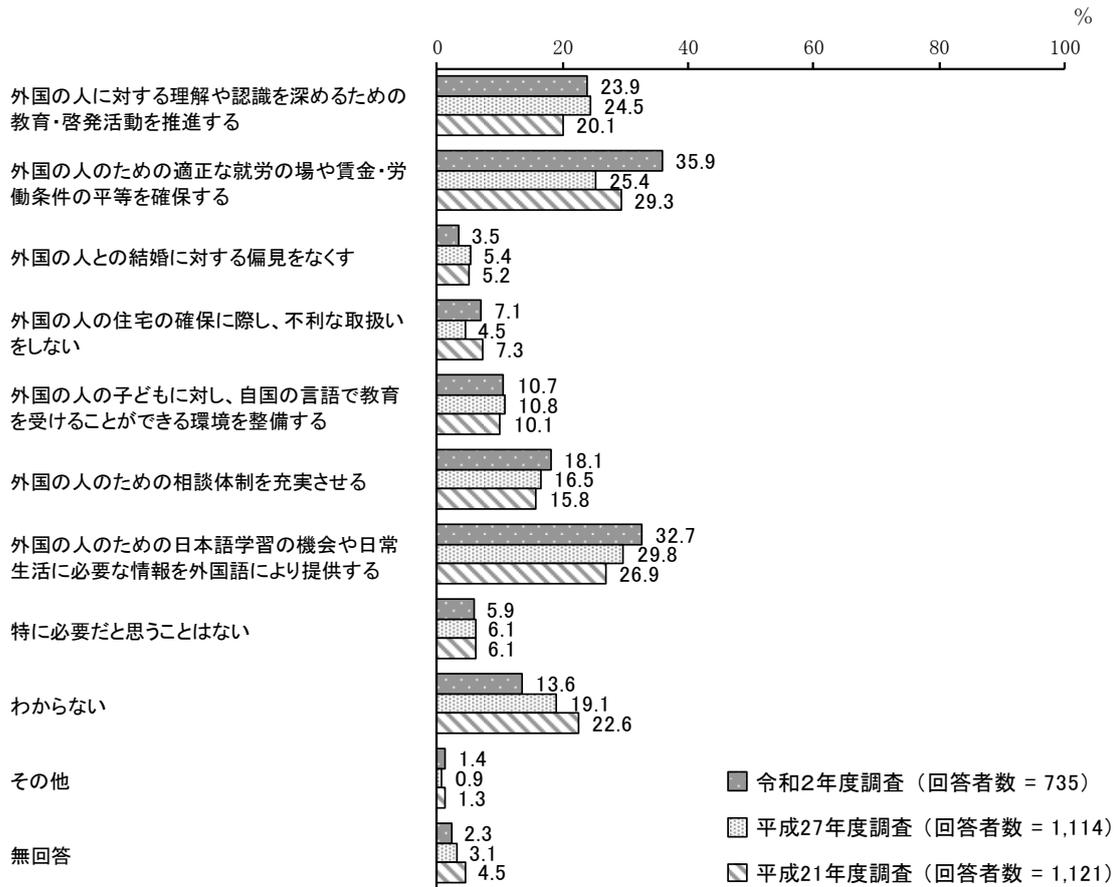
### 外国人への差別や偏見についての関心度



### 外国人の人権問題で特に問題があると思うことについて



## 外国人の人権を守るために必要なことについて



## 施策の方向性

### ①啓発と交流機会の充実

- ア. 文化、習慣、価値観の違いなどから生じる外国人に対する偏見や差別をなくすため、市民や企業・事業所、団体などを対象に多文化共生の地域づくりについて啓発を行うとともに、言語や国籍の違いを超えた市民の交流拠点を確保するなど、市民同士の交流活動を支援します。
- イ. 小中学校においては、多文化共生の視点に立った国際理解教育を推進します。また、外国語活動や英語の公開授業等をとおして、保護者や地域の方々に学校の取り組みを理解してもらう機会を設けます。
- ウ. 市内に滞在・在住する外国人が日本の文化・習慣を理解し、様々な地域活動へ参加ができるように情報提供、啓発を積極的に進めます。

## ②外国人住民への生活支援の充実

ア. 多様な言語による住宅や就労、医療、保健、福祉、防災などの生活・行政に関する情報提供及び相談機能の充実、職員の語学研修機会の拡大を図るなど、外国人住民が安心して快適な生活が送れるよう生活支援の充実に努めます。

## ③国際交流の推進

ア. 国際理解のための生涯学習講座や市民国際交流事業、姉妹都市友好推進事業、市内に滞在・在住する外国人との交流活動などを通じて、外国語教育や国際理解教育の一層の充実を図ります。そして、今後も中学生など若い世代に、異文化に触れる機会を多く提供し、国際的な感覚・リーダーシップを持った個性豊かな人材を育成します。



## (7) 感染症患者等の人権

### 現状および課題

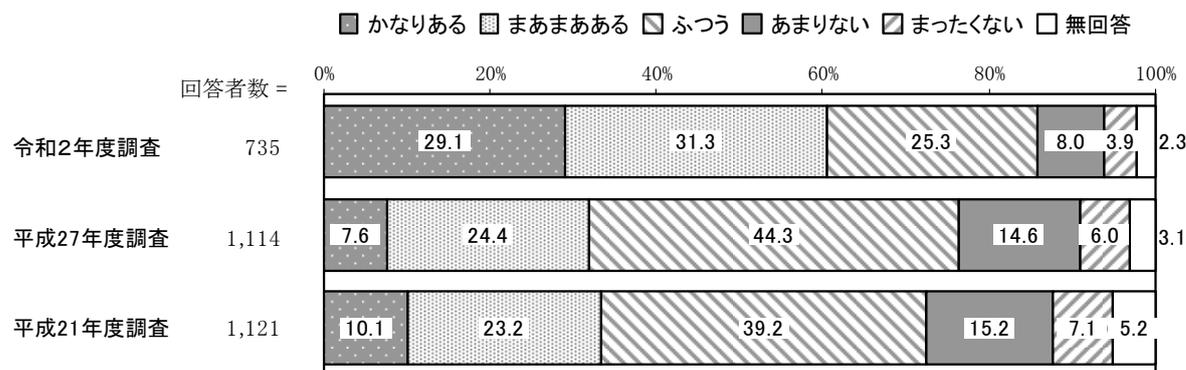
現在、新型コロナウイルス感染症に関連して、不当な差別、偏見、いじめ等様々な人権問題が発生しています。政府は、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、「新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項」として、①感染者・濃厚接触者や、診療に携わった医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことの呼びかけを行うこと、②患者・感染者、その家族や治療・対策に携わった方々等の人権が侵害されている事案が見られていることから、こうした事態が生じないよう適切に取り組むこと、③海外から一時帰国した児童生徒等への学校の受け入れ支援やいじめ防止等の必要な取組を実施することなどを掲げ、各種の取組を実施しています。

また、HIVやハンセン病をはじめとする感染症については、病気に対する知識不足による偏見や差別が少なくないことから、正しい知識の普及・啓発と情報の提供が必要です。

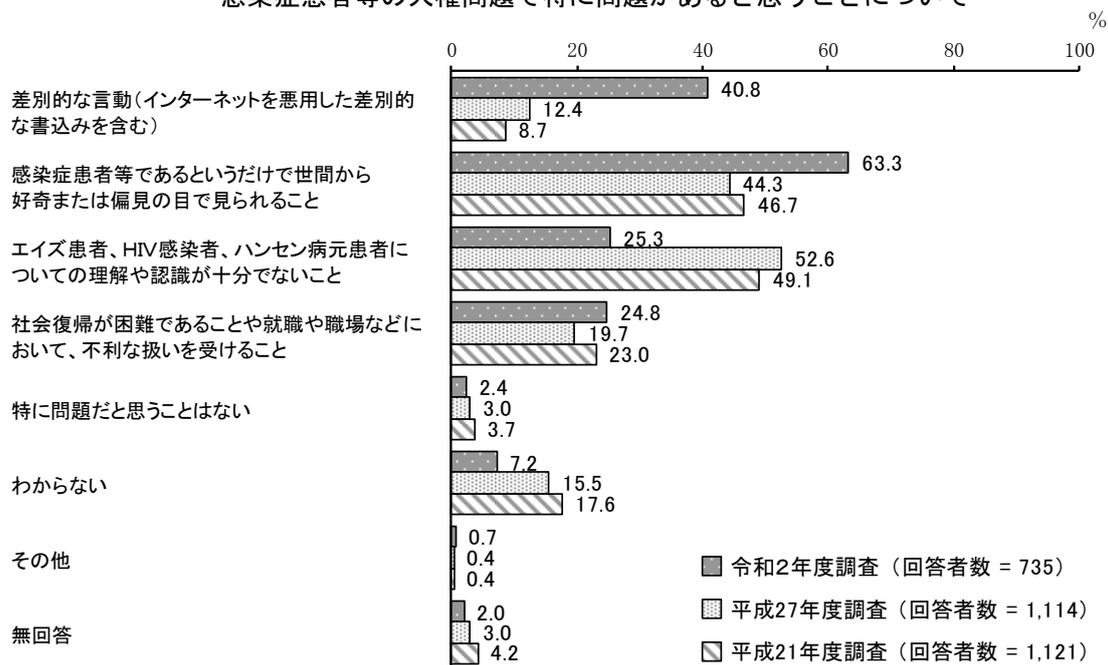
人権に関する市民意識調査結果をみると、感染症患者等に対する差別や偏見について、関心がある人は前回調査より 28.4 ポイント増加し 60.4%となっています。感染症患者等の人権問題について、特に問題があると思うことについて、「感染症患者等であるというだけで世間から好奇または偏見の目で見られること」が前回調査より 19.0 ポイント増加し 63.3%と最も多く、次いで「差別的な言動（インターネットを悪用した差別的な書き込みを含む）」が前回調査より 28.4 ポイント増加し 40.8%、「エイズ患者、HIV感染者、ハンセン病元患者についての理解や認識が十分でないこと」が前回調査より 27.3 ポイント減少し 25.3%、「社会復帰が困難であることや就職や職場などにおいて、不利な扱いを受けること」が前回調査より 5.1 ポイント増加し 24.8%などとなっています。また、感染症患者等の人権を守るために、特に必要だと思うことについて、「感染症に対する理解や認識を深めるための教育・啓発活動を推進する」が 48.3%と最も多く、次いで「感染症患者等が社会復帰しやすい環境づくりを確保する」が前回調査より 13.9 ポイント増加し 47.9%、「感染症患者等の生活支援や治療費を援助する」が前回調査より 7.6 ポイント増加し 28.8%、「感染症患者等のための相談体制を充実させる」が前回調査より 5.3 ポイント増加し 18.9%などとなっています。さらに、新型コロナウイルス感染症に関し、現在特に人権問題が起きていると思うかについて、「感染者やその家族への不当な扱いがあること」が 65.4%と最も多く、次いで「悪いうわさや感染情報が他人に伝えられること」が 47.9%、「医療従事者やその家族への不当な扱いがあること」が 42.4%などとなっています。

このようなことから、各種感染症に対する正しい知識の普及・啓発を行い、未だ残っている差別意識や偏見を解消するとともに、長期間にわたり人権を侵害されてきた回復者の名誉の回復を図る必要があります。

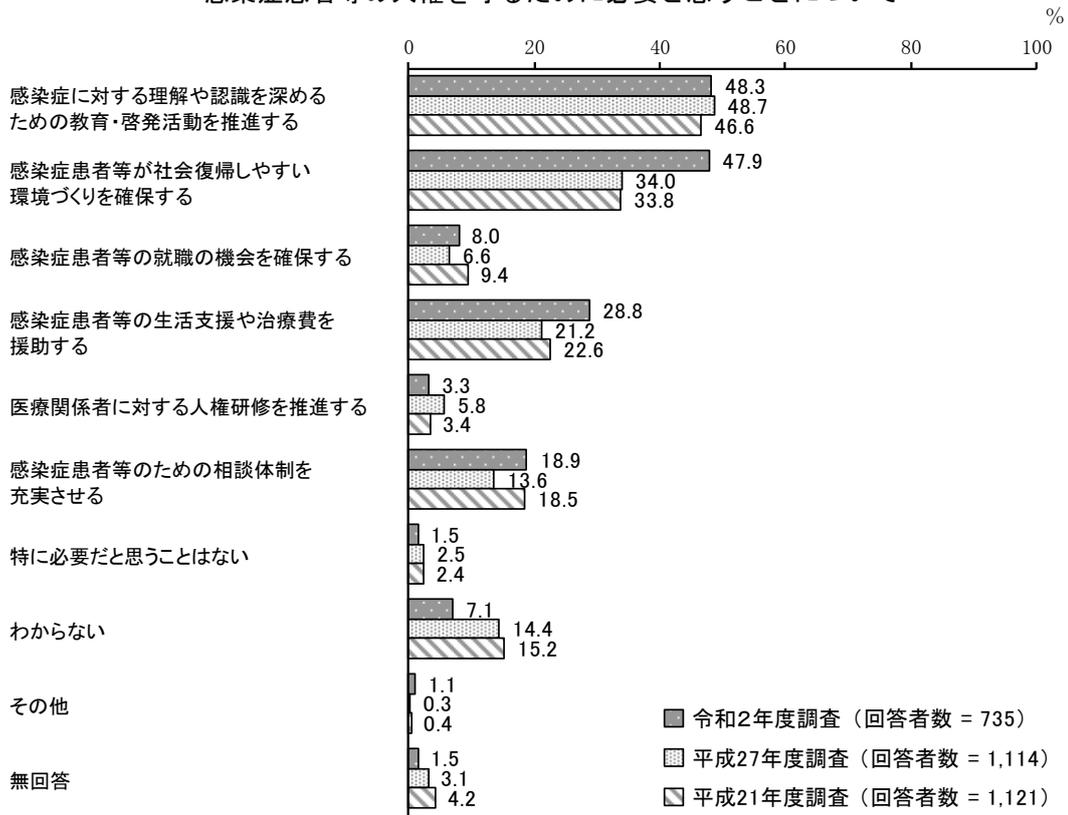
### 感染症患者等に対する差別や偏見についての関心度



### 感染症患者等の人権問題で特に問題があると思うことについて

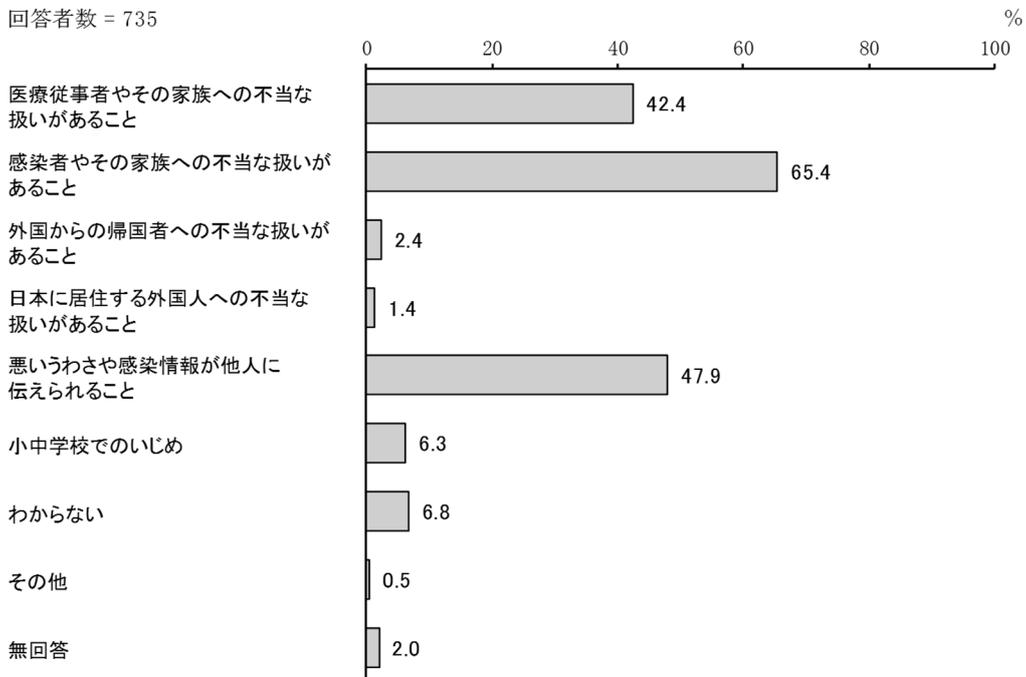


### 感染症患者等の人権を守るために必要と思うことについて



### 新型コロナウイルス感染症で起きている人権問題について

回答者数 = 735



## 施策の方向性

### ①啓発の推進

ア. 各種感染症についての偏見や差別をなくす正しい知識や理解の普及啓発を図るため、正しい情報の提供や正しい理解と認識を深める教育・啓発を推進します。



## (8) 刑を終えて出所した人の人権

### 現状および課題

刑を終えて出所した人や執行猶予の判決を受けた人に対して、社会復帰を妨げる誹謗中傷や就職差別等、当人のみならずその家族に対しても根強い偏見や差別があります。

また、本人に更生の意欲があるにもかかわらず、社会的に排除され、就労の場を得られないために、生活の基盤が保障されず、結果として出所した人が再び罪を繰り返すという問題もあります。

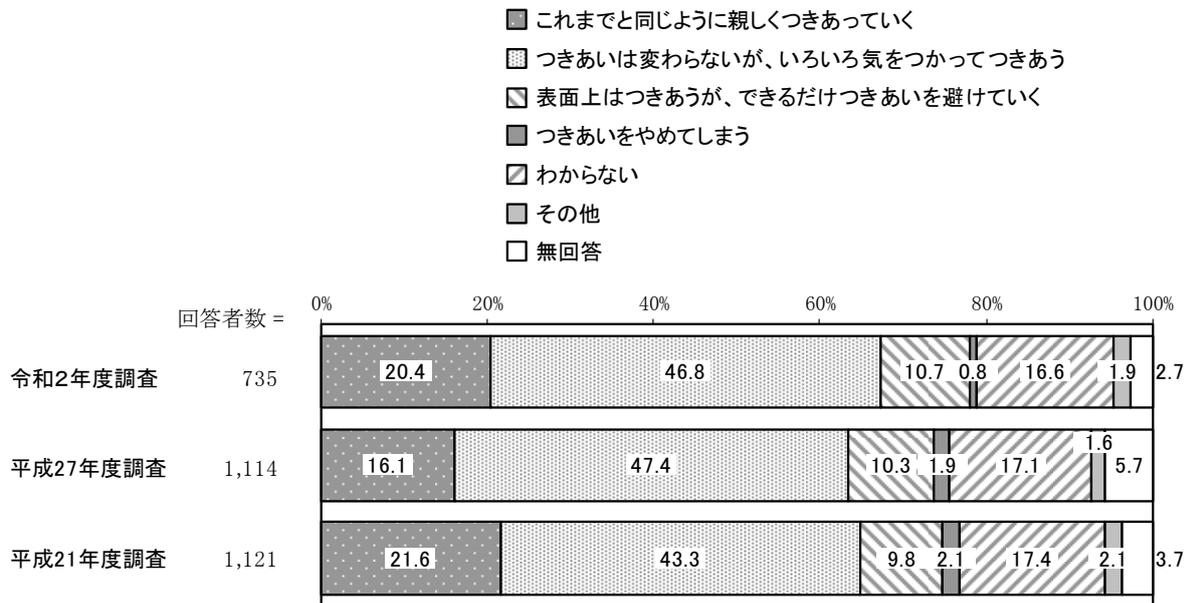
社会に復帰する努力を重ねても、前歴についてのうわさが流され、本人の更生意欲がそがれたり、更生そのものが阻害されたりする場合も少なくありません。

国では、罪を犯した人が社会において孤立することなく、再び社会の構成員の一員になることを支援する「再犯の防止等の推進に関する法律」が、平成28年12月に施行され、平成29年12月15日に「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。

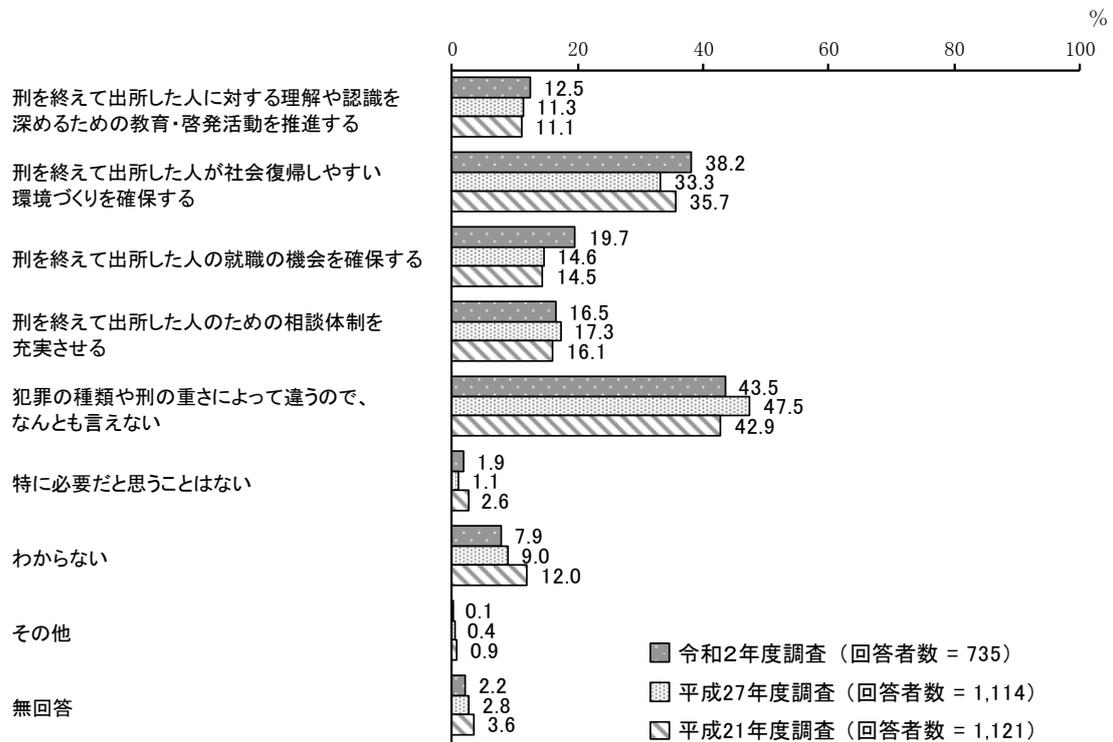
人権に関する市民意識調査結果をみると、刑を終えて出所した人への態度については、「つきあいは変わらないが、いろいろ気をつけてつきあう」が46.8%と最も多く、次いで「これまでと同じように親しくつきあっていく」が20.4%などとなっています。また、刑を終えて出所した人の人権を守るために必要なことについては、「犯罪の種類や刑の重さによって違うので、なんとも言えない」が43.5%と最も多く、次いで「刑を終えて出所した人が社会復帰しやすい環境づくりを確保する」が38.2%、「刑を終えて出所した人の就職の機会を確保する」が前回調査より5.1ポイント増加し19.7%などとなっています。

このようなことから、刑を終えて出所した人が真に更生を果たし、社会の一員として円滑な生活を営むため、家族、職場、地域社会など周囲の人びとの理解と協力や、出所した人に対する偏見や差別意識を解消するための啓発活動、社会復帰しやすい環境づくりが必要です。

### 刑を終えて出所した人への態度について



### 刑を終えて出所した人の人権を守るために必要なことについて



## 施策の方向性

### ①啓発の推進

- ア. プライバシーの保護に配慮した視点に立ち、刑を終えて出所した人への偏見や差別意識をなくすために、関係機関等と連携・協力しながら啓発活動の推進に努めます。
- イ. 保護司会等との連携・協力を深め、「社会を明るくする運動」等において啓発活動を推進します。



## (9) 犯罪被害者とその家族の人権

### 現状および課題

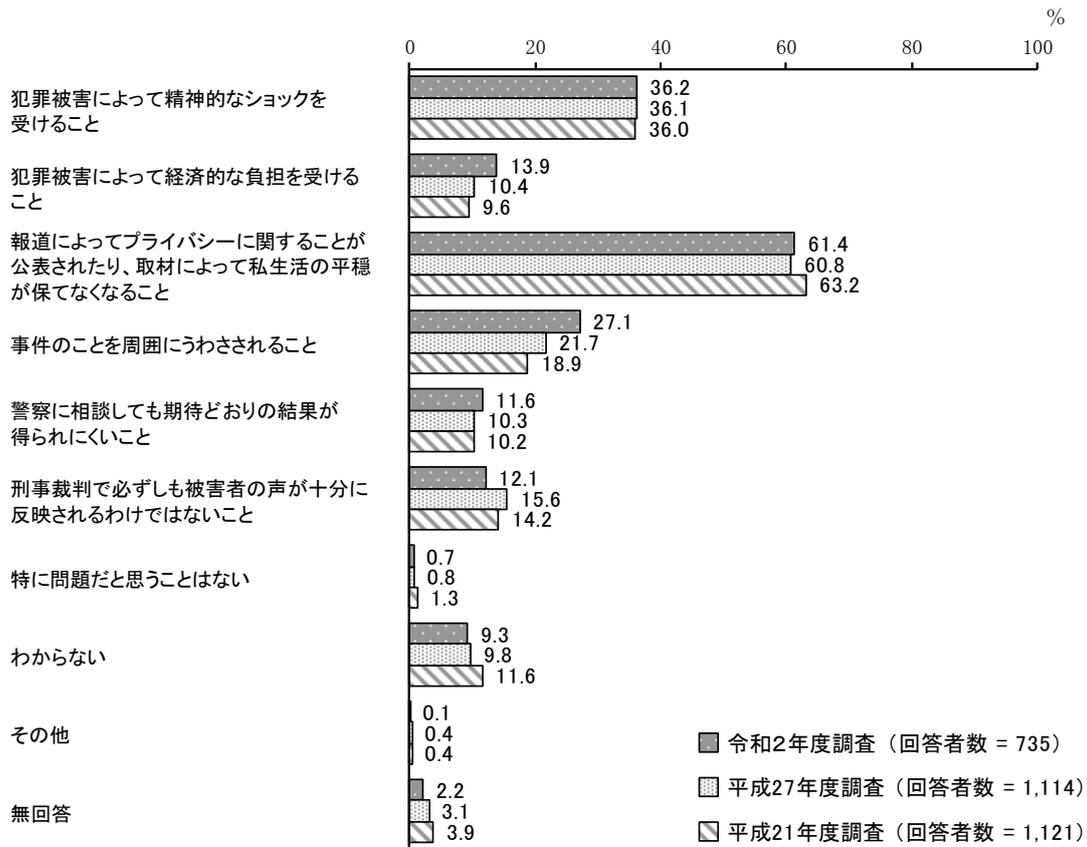
近年、犯罪被害者等をめぐる問題として、生命、身体、財産上の直接的な被害だけでなく、事件に遭ったことによる精神的ショック、失職・転職などによる経済的困窮、捜査や裁判の証人出廷などの過程における精神的・時間的負担、無責任なうわさ話やプライバシーをも侵害しかねない執拗な取材・報道によるストレス・不快感など、被害後に生じる「二次的被害」に苦しめられるなどの問題があり、犯罪被害者やその家族等に対する配慮と保護を図るための諸方策を講じることが課題となっています。

こうしたことから、国においては、平成17年4月に犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進する「犯罪被害者等基本法」が施行され、同年12月には、この法律に基づく「犯罪被害者等基本計画」が策定され、犯罪被害者等の権利や利益の保護が一層図られる社会を目指し、平成28年に「第3次犯罪被害者等基本計画」を策定しました。

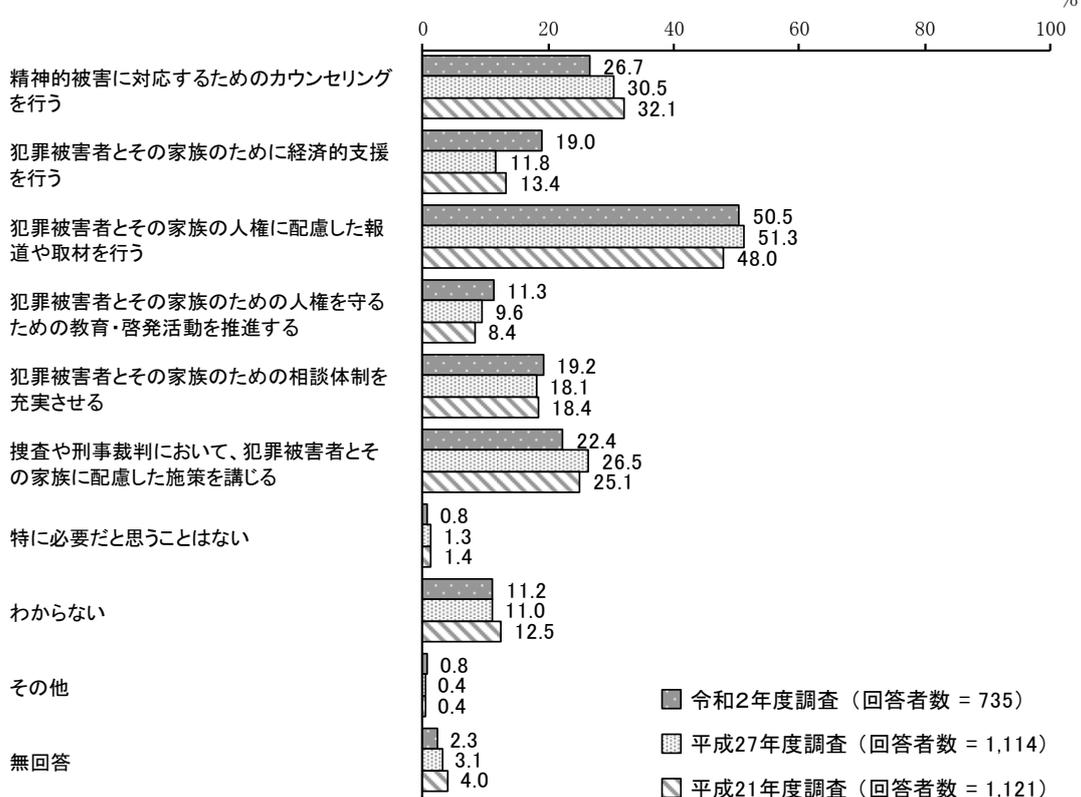
人権に関する市民意識調査結果をみると、犯罪被害者とその家族の人権問題について、特に問題があると思うことについて、「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活の平穏が保てなくなること」が61.4%と最も多く、次いで「犯罪被害によって精神的なショックを受けること」が36.2%、「事件のことを周囲にうわさされること」が前回調査より5.4ポイント増加し27.1%などとなっています。また、犯罪被害者とその家族の人権を守るために、特に必要だと思うことについて、「犯罪被害者とその家族の人権に配慮した報道や取材を行う」が50.5%と最も多く、次いで「精神的被害に対応するためのカウンセリングを行う」が26.7%、「捜査や刑事裁判において、犯罪被害者とその家族に配慮した施策を講じる」が22.4%などとなっています。

犯罪被害者やその家族等の人権が侵害されるケースは様々であり、被害者の人権を尊重し、被害者のプライバシーの保護を基本とした犯罪被害者等に対する理解を深める啓発活動が重要です。また、犯罪被害者やその家族の人権問題に応じる相談体制を充実していく必要があります。

### 犯罪被害者とその家族の人権問題で特に問題があると思うことについて



### 犯罪被害者とその家族の人権を守るために必要なことについて



## 施策の方向性

### ①啓発の推進

- ア. 犯罪被害者やその家族等が受けている直接的・間接的被害に対する現状や援助の必要性について、市民の認識を深めるための啓発活動を推進します。
- イ. 犯罪被害者等への相談・支援業務を行っている専門機関・関係機関等の情報を提供します。



## (10) インターネットによる人権問題

### 現状および課題

インターネットの急速な普及は、利用者に大きな利便性をもたらす一方で、その匿名性、情報発信の容易さから、他人を誹謗・中傷する表現や差別を助長する表現の掲載など、人権にかかわる様々な問題が発生しています。

また、近年、インターネットを介して大量の個人情報が流出するなどの事件が多発しており、プライバシーの侵害に関する不安も高まっています。

こうした状況を考慮し、国は、平成 14 年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」を施行し、ホームページの掲示板における権利侵害に対し、侵害情報を削除する措置を管理者等に促し被害者救済を図ることとし、また、平成 17 年の「個人情報保護法」全面施行に際し、電気通信事業者等に対する個人情報の取扱いのルールをガイドラインの形で示すなど、インターネット上の人権侵害への対策を進めています。さらに、平成 21 年 8 月から、インターネット上の違法・有害情報へのプロバイダ等の関係者による適切な対応を支援するため、プロバイダ責任制限法や各種ガイドライン等の相談を受け付ける「違法・有害情報相談センター」を設置しています。

しかしながら、様々な差別に関する書き込みなど、インターネットを通じた人権侵害は依然としてなくなりません。

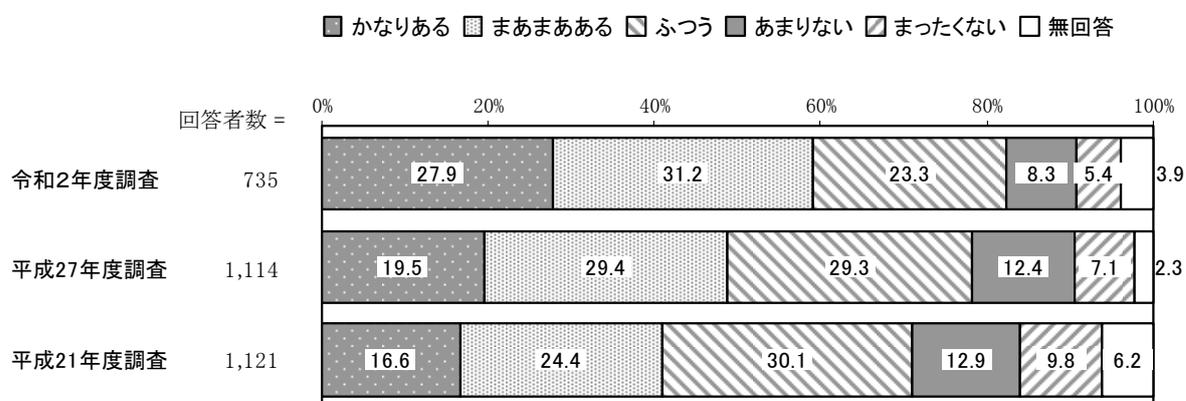
人権に関する市民意識調査結果をみると、インターネットを利用した差別や中傷について、関心がある人は前回調査より 10.2 ポイント増加し 59.1%となっています。インターネットによる人権侵害について、特に問題があると思うことについて、「SNS 等で他人を誹謗中傷する表現や、差別を助長する表現などが掲載されること」が前回調査より 23.4 ポイント増加し 69.4%と最も多く、次いで「出会い系サイトなど青少年が犯罪に巻き込まれる可能性が存在すること」が前回調査より 10.6 ポイント減少し 25.2%、「プライバシーに関する情報が掲載されること」が 24.4%などとなっています。また、インターネットによる人権侵害を解決するために、特に必要だと思うことについて、「インターネットによる、人権侵害や犯罪の発生を防止するための法制度等に関する周知啓発活動を推進する」が 46.3%と最も多く、次いで「プロバイダ等に対し情報の停止・削除を求める」が 43.1%、「インターネット利用者に、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動を推進する」が 31.6%などとなっています。

このようなことから、インターネットの利用のルールを決めるなど、学校教育等を通じて、幼少期からの情報モラルや情報活用能力についての教育が必要です。

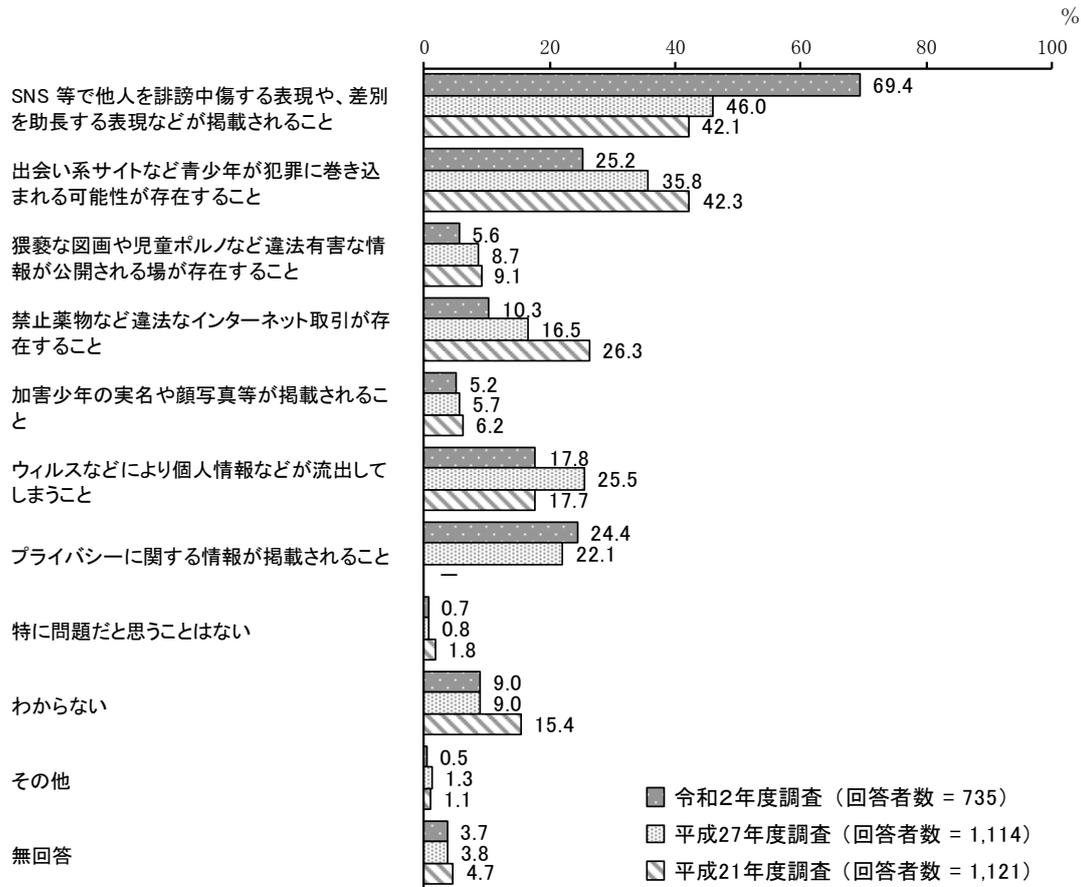
また、平成 27 年 10 月には「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」が施行され、個人情報対策への関心が高まっているなかで、個人情報保護の体制強化とともに、個人情報の流出などプライバシーに係る問題に対して適切かつ迅速な対応が求められます。

さらに、市民一人ひとりが個人情報に対する意識を高めるための啓発や学習機会を提供するとともに、インターネット上での人権侵害を「しない、させない」ための啓発や学習機会が必要です。

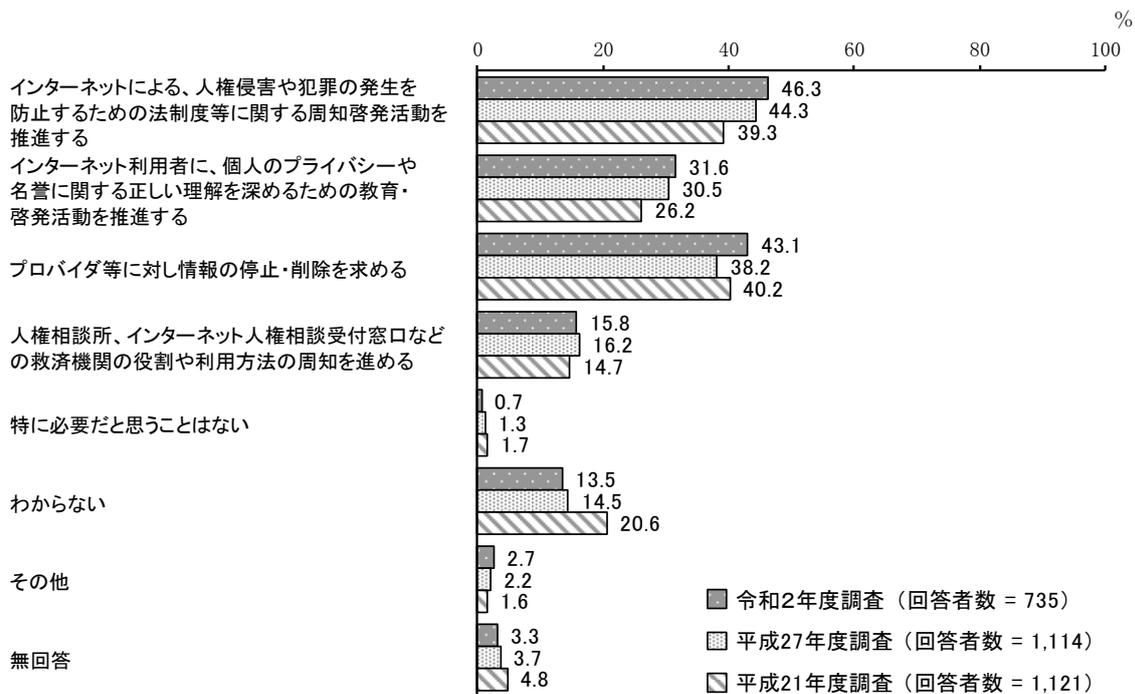
### インターネットを利用した差別や中傷についての関心度



## インターネットによる人権侵害で特に問題があると思うことについて



## インターネットによる人権侵害を解決するために特に必要なことについて



## 施策の方向性

### ①啓発の推進

ア. 個人のプライバシーや人権の尊重に関する正しい理解の促進を図ります。

### ②関係機関との連携による対応

ア. インターネット上での人権侵害や個人情報の流出などのプライバシーに関わる問題に対して、関係機関と連携を図りながら、迅速かつ的確な対応に努めます。



## (11) 性的指向、性自認を理由とする偏見や差別

### 現状および課題

性的指向とは、人の性愛がどのような対象に向かうのかを示す概念を言い、具体的には、性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシャル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシャル）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシャル）を指しますが、同性愛者・両性愛者の人々は、少数者であるがために正常と思われず、周囲の偏見や差別、あるいは社会生活上の不便さなどにより苦痛や不利益を受けることがあります。

性自認とは、自己の性をどのように認識しているのかを示す概念です。生物学的な性と性の自己意識（性自認）とが一致しない人々は、社会の中で偏見の目にさらされ、昇進を妨げられたり、学校生活でいじめられたりするなどの差別を受けています。

職場をはじめ日常生活の中で、自認する性での社会参加が難しい状況にあるだけでなく、偏見によりいやがらせや侮蔑的な言動をされるなどの問題があります。

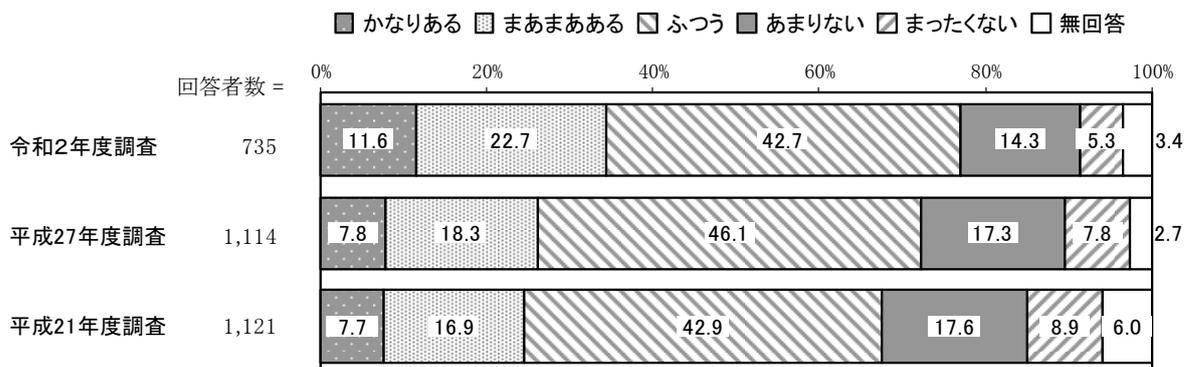
国では、平成 15 年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が制定され、家庭裁判所の審判によって性別の変更が認められることとなりました。また、戸籍法施行規則の一部を改正する省令が平成 16 年に公布され、性別の取扱いの変更について家庭裁判所の審判があった場合には、同裁判所からの嘱託により父母との続柄欄を更正することができるようになりました。さらに、平成 20 年に同法を改正し、性別変更できる条件を「現に子がいないこと」から「未成年の子がいないこと」に緩和されました。

こうした偏見や差別を生む要因については、性的指向における少数者が社会的に認知されていないことや、一部の興味本位なマスコミの扱いなどによって誤解や偏見にさらされ続けていること、また、従来性の基準とは異なる性の有り様に対する根強い偏見や差別があることなどが考えられます。

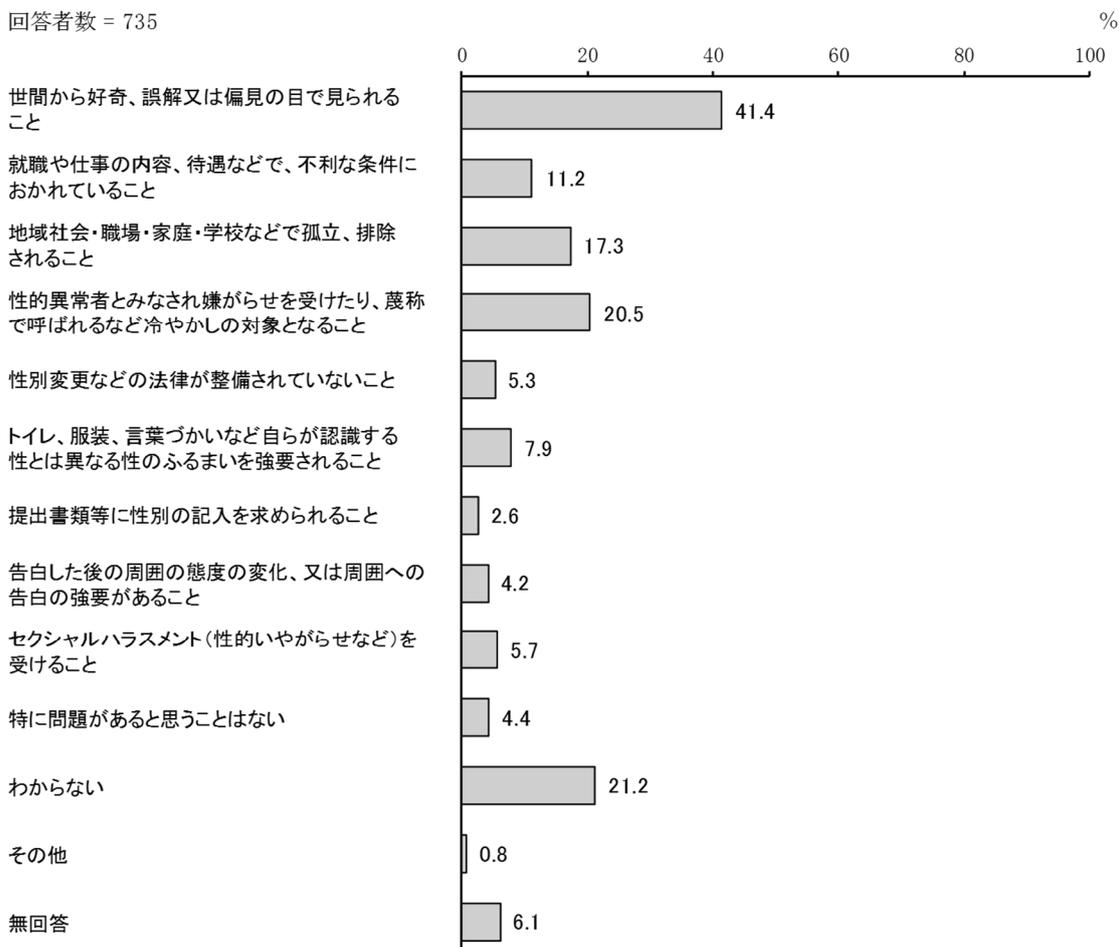
人権に関する市民意識調査結果をみると、性的指向の異なる人への差別や偏見について、関心がある人は前回調査より 8.2 ポイント増加し 34.3%となっており、性的指向・性自認の異なる人の人権問題について、特に問題があると思うことについて、「世間から好奇、誤解又は偏見の目で見られること」が 41.4%と最も多く、次いで「わからない」が 21.2%、「性的異常者とみなされ嫌がらせを受けたり、蔑称で呼ばれるなど冷やかしの対象となること」が 20.5%などとなっています。また、性的指向・性自認の異なる人への人権問題を解決するために、特に必要だと思うことについて、「性的指向・性自認の異なる人に関する正しい理解を深めるための教育・啓発広報活動を推進する」が 43.1%と最も多く、次いで「性的指向・性自認の異なる人に関する法的認知・保護を行う」が 27.8%などとなっています。

このようなことから、性的指向や性自認を理由とする差別的取扱いについては、現在では不当なことであるという認識が広がっていますが、依然として、性的指向や性自認の異なる人が偏見や差別を受けているのが現状であり、その人権擁護に資する啓発活動を行う必要があります。

### 性的指向の異なる人への差別や偏見についての関心度

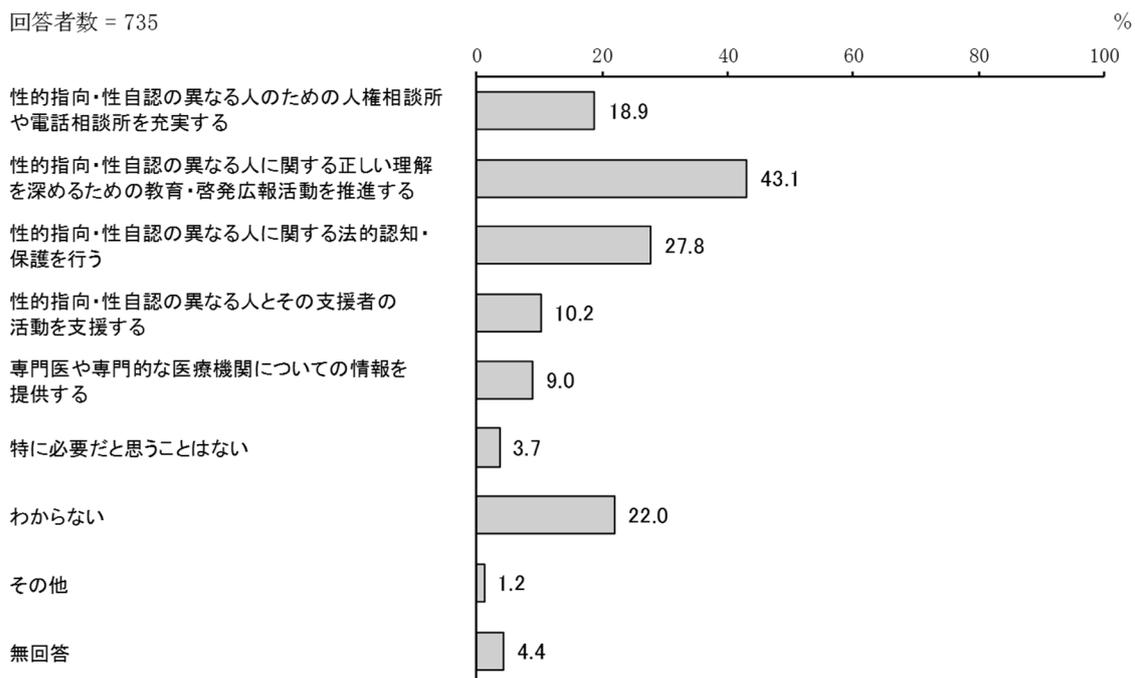


### 性的指向・性自認の異なる人の人権問題で特に問題があると思うことについて



## 性的指向・性自認の異なる人への人権問題を解決するために特に必要なことについて

回答者数 = 735



### 施策の方向性

#### ①啓発の推進

ア. 性的指向における少数者が直面している問題を正しく理解し、多様性を認め、誤解・偏見や差別意識を解消していくための啓発活動の推進に努めます。

イ. 性同一性障がいであって一定の条件を満たすものについては、性別の取扱いの変更について審判を受けることができるようになりましたが、一方で性同一性障がい者に対する偏見や差別があり、性同一性障がいに対する偏見・差別をなくすため、正しい理解を深める啓発を推進します。

## (12) 災害に伴う人権

### 現状および課題

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、大津波の発生により東北地方と関東地方の太平洋沿岸に壊滅的な被害をもたらし、未曾有の大災害となりました。

また、地震と津波に伴い発生した福島第一原子力発電所事故により、周辺住民の避難指示が出されるなど、多くの人々が避難生活を余儀なくされています。

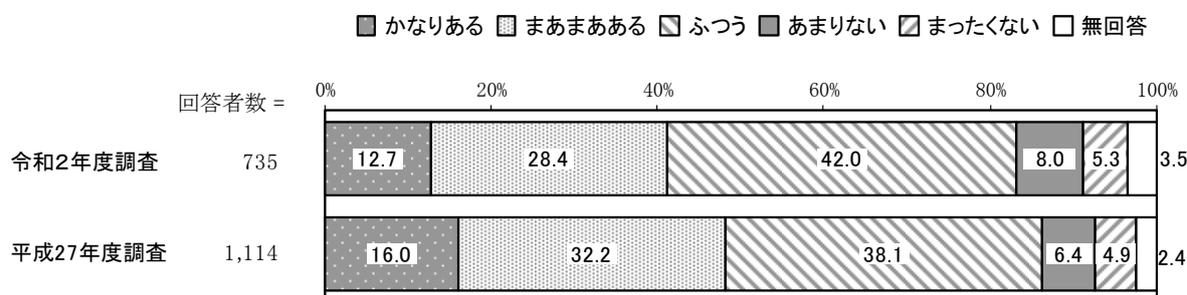
さらに、平成 28 年 4 月 14 日に発生した熊本地震では、避難所におけるプライバシー確保のほか、障がい者、女性、高齢者、外国人等の要支援者への配慮が必要なことが改めて認識されました。

このような中、仮設住宅等において様々な人権問題が発生するとともに、福島第一原子力発電所事故による放射性物質の外部放出に伴い、周辺住民が避難先において風評に基づく差別的取扱いを受けるなど、看過できない事態が発生しています。

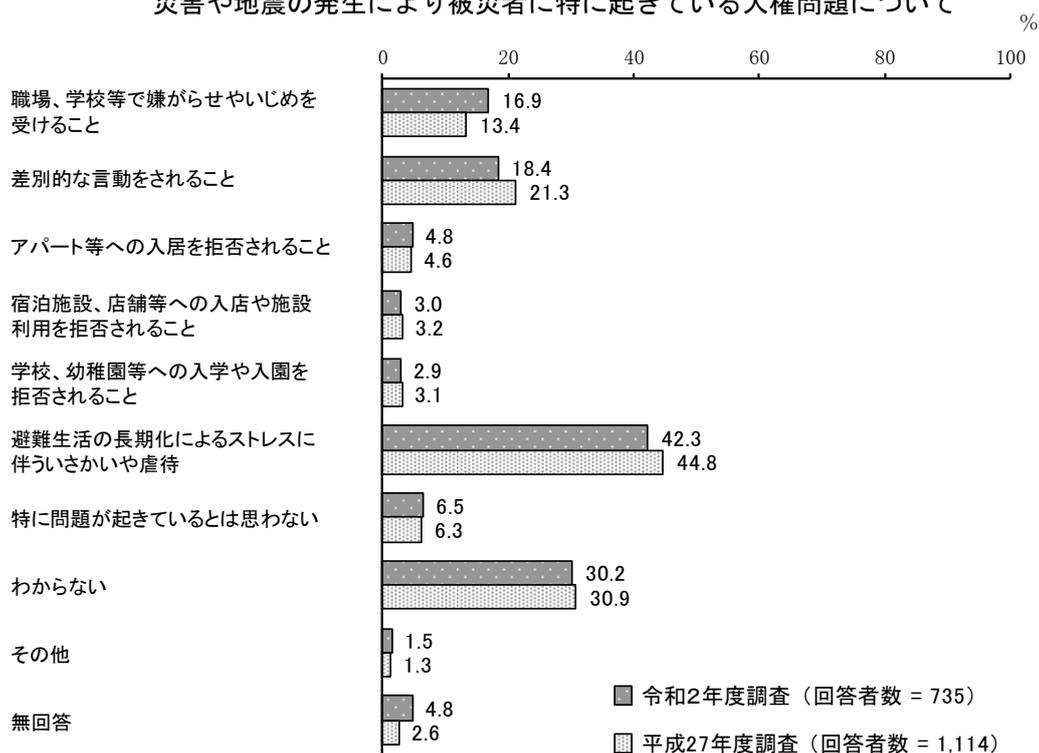
人権に関する市民意識調査結果をみると、災害に伴う人権問題について、関心がある人は 41.1%となっています。近年起きている災害や地震の発生により、現在、特に被災者にどのような人権問題が起きていると思うかについて、「避難生活の長期化によるストレスに伴ういさかいや虐待」が 42.3%と最も多く、次いで「わからない」が 30.2%、「差別的な言動をされること」が 18.4%などとなっています。

このようなことから、市民が正しい知識と思いやりの心を持つことで、問題に対処していくとともに、新たな人権問題が生じないようにする啓発が必要です。

災害に伴う人権問題について



災害や地震の発生により被災者に特に起きている人権問題について



## 施策の方向性

### ①啓発の推進

- ア. 災害の発生に伴い、避難生活の長期化によるストレスに伴ういさかいや虐待や差別的な言動をされるなどの人権問題が発生しています。一人ひとりが正しい知識と思いやりの心を持ち、問題を解決していくとともに、新たな人権問題の発生を防止する啓発に努めます。
- イ. 災害時要援護者登録を進めるとともに、自助・共助の意識を高めて、一般の避難所では避難生活に支障を来たすおそれのある特別な配慮を要する高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等の要援護者等に配慮した地域コミュニティの中での活発な自主防災活動が行なわれるよう啓発に努めます。

## (13) その他

### 現状および課題

アイヌの人々は、北海道を中心に先住していた民族であり、固有の言語や伝統的な生活習慣など独自の豊かな文化を育んできました。

しかし、江戸時代の松前藩による支配や、明治政府の「北海道開拓」の過程における同化政策により、伝統的な生活や生産の手段を失い、近年に至るまで、他の人々との生活上の較差が存在し、結婚や就職等においても多くの偏見や差別を受けてきました。また、独自の言語を話せる人も高齢化が進む中で極めて少数となり、アイヌ民族独自の文化が失われつつあります。

このようなアイヌの人々の置かれている現状を踏まえ、平成 9 年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（アイヌ新法）」が制定され、アイヌの人々が、民族としての誇りが尊重される社会の実現を図るための施策が行われるようになりました。さらに、平成 19 年に「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が国連総会で採択され、平成 20 年に「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が国会において採択され、政府は「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を設置しました。

この法律に基づき、アイヌに関する研究や、アイヌ文化の振興及びアイヌの伝統等に関する知識の普及・啓発を図るための施策が推進されていますが、結婚や就職等における差別などの問題は依然として存在しています。

人権に関する市民意識調査結果をみると、アイヌの人たちへの差別や偏見について、関心がある人は、17.6%となっています。

このようなことから、アイヌの人々の歴史や文化、伝統及び現状について正しい認識を持ち、理解を深めるための啓発活動が必要です。

失業や家庭問題など様々な要因により、自立の意思がありながら、特定の住居を持たずに野宿生活を余儀なくさせられているホームレスの人たちがいます。ホームレスの中には衛生状況が悪い、十分な食事をとることができないなど、憲法で保障された健康で文化的な生活を送ることができない人もいます。

また、野宿生活者と地域社会との間にあつれきが生じるなどホームレス問題は大きな社会問題となっており、ホームレスへの嫌がらせや暴行などの人権侵害の問題も発生しています。

国では、平成 14 年には、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（ホー

ムレス自立支援法)が施行され、公園などで野宿生活をやむなくしている人びとに対して、雇用・生活・医療等の総合的支援を行い、平成27年4月には、「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図る制度がスタートしています。また、平成30年7月にホームレスの実態に関する全国調査の結果を踏まえて策定した「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」では、ホームレス及び近隣住民の双方の人権に配慮しつつ、啓発広報活動、人権相談等の取組により、ホームレスの人権の擁護を推進することが必要であること等が盛り込まれています。

人権に関する市民意識調査結果をみると、ホームレスの人への偏見や差別について、関心がある人は、23.0%となっています。

このようなことから、市民が正しい認識を持ち、理解を深める啓発活動が重要です。

平成14年9月17日、平壤で行われた日朝首脳会談において、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)は、長年否定していた日本人の拉致について初めて認め謝罪し、同年10月15日に5人の拉致被害者の24年ぶりの帰国が実現しました(被害者の家族8人については、平成16年5月及び7月にそれぞれ帰国)。現在、日本政府は拉致被害者として帰国した5人を含む17人を認定しています。

残る被害者12人に関する納得のいく情報は、未だ北朝鮮当局から提供されておらず、安否は不明のままとなっています。

拉致問題に関する広報・啓発については、平成18年6月23日に施行された「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」に定められており、特に、同法は12月10日から16日を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と決めました。

平成18年度においては、拉致問題対策本部、法務省及び外務省が連携し、「拉致問題を考える国民の集い」を開催するとともに、関係省庁、地方公共団体においても、ポスターの掲出、チラシ等の配布、メディアによる周知・広報等、同週間にふさわしい活動に取り組んでいます。

人権に関する市民意識調査結果をみると、北朝鮮によって拉致された被害者の人権問題について、関心がある人は、45.5%となっています。

このようなことから、拉致問題は重大な人権侵害であり、問題に対する正しい認識を持つことが重要です。

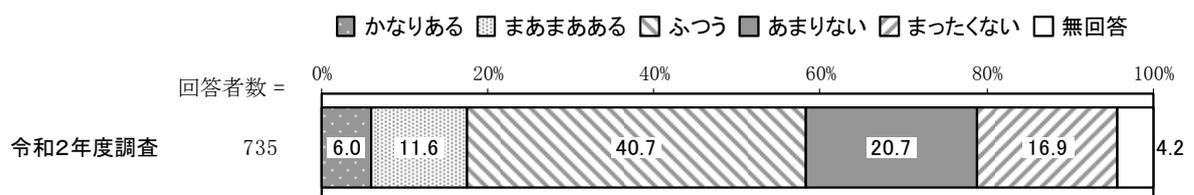
性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引は、重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。わが国では、平成16年4月から「人身取引対策に関する

関係省庁連絡会議」を開催するなどして関係行政機関が緊密な連携を図りつつ、「人身取引対策行動計画」（平成 16 年 12 月）、「人身取引対策行動計画 2009」（平成 21 年 12 月）に基づき、人身取引の防止・撲滅と被害者の適切な保護を推進してきたところ、引き続き人身取引対策に係る情勢に適切に対処し、政府一体となってより強力に、総合的かつ包括的な人身取引対策に取り組んでいくため、平成 26 年 12 月、犯罪対策閣僚会議において「人身取引対策行動計画 2014」を策定するとともに、関係閣僚から成る「人身取引対策推進会議」を随時開催しています。

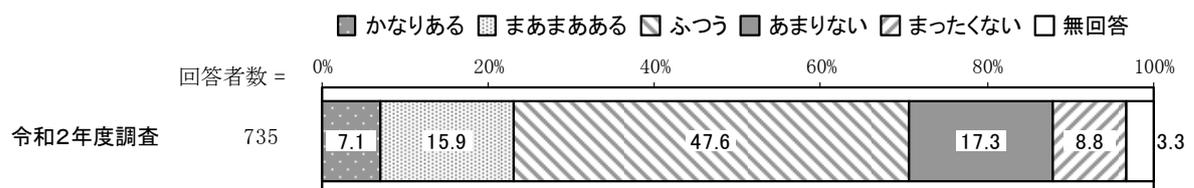
人権に関する市民意識調査結果をみると、人身取引の被害者に対する人権問題について、関心がある人は、前回調査より 7.1 ポイント増加し 38.0%となっています。

このようなことから、人身取引の実態に目を向けて、この問題についての関心と理解を深めていくことが大切です。

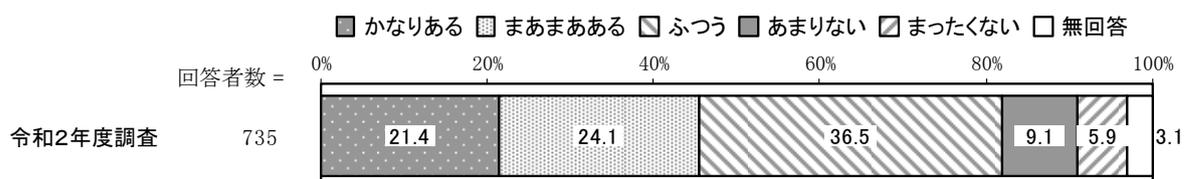
#### アイヌの人たちへの差別や偏見についての関心度



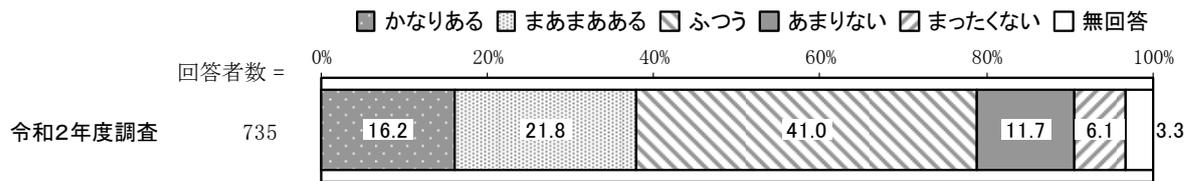
#### ホームレスの人への偏見や差別についての関心度



#### 北朝鮮によって拉致された被害者の人権問題についての関心度



### 人身取引の被害者に対する人権問題についての関心度



## 施策の方向性

### ①啓発の推進

- ア. アイヌの歴史や文化、生活習慣や現状等を正しく理解し、アイヌの人々に対する偏見や差別を解消していくための啓発活動の推進に努めます。
- イ. ホームレスの自立を図るための様々な取り組みが行われている一方、ホームレスに対する嫌がらせや暴行事件などの人権問題も発生しています。そのような中で、ホームレスに対する偏見や差別意識を解消するための啓発を推進します。
- ウ. 北朝鮮当局による拉致問題の解決をはじめとする人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての市民の関心と認識を深めていくための啓発に努めます。
- エ. 人身取引の被害について、岐阜地方法務局中津川支局や人権擁護委員協議会と連携し、啓発活動の推進に努めます。



## 第 3 章

# 施策の推進にあたって

### 1 施策の推進体制

#### (1) 総合的な施策の推進体制

現在の人権問題はそれぞれの課題が複雑に絡み合い新たな課題が生じるなど、複雑かつ多様化しています。そのため、各分野に横断的に関係するなど個別的な対応では十分とは言えない課題も多くあり、その解決には行政の様々な部署の連携・協力が不可欠です。あらゆる行政分野の連携によって人権施策の効果的な推進に努めます。

#### (2) 市民との協働による施策の推進

市民が、人権を日常生活の問題として主体的に考え、学び、行動することを尊重し、家庭、地域、学校、企業・事業所などあらゆる場において、市民との協働により人権施策を推進します。

#### (3) 関係機関・団体との連携

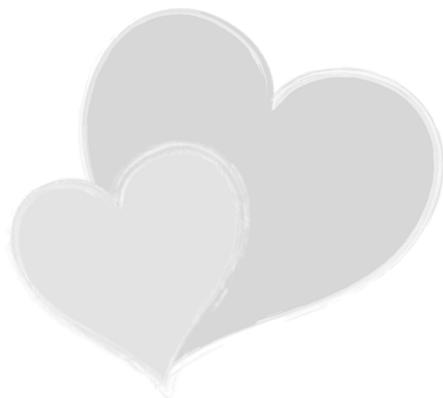
人権施策を効果的に推進するためには、社会全体で取り組むという合意が必要です。市民や自治会、NPO、企業などの参加・参画を通じて、社会の連帯の力で人権施策を推進します。また、行政区域を越えて発生する人権問題などに対応するため、国及び県、近隣自治体との連携を図ります。さらに、東濃人権啓発活動地域ネットワーク協議会などの関係機関との情報交換を緊密にし、それぞれの役割に応じた連携体制を強化します。

#### (4) 職員の人権意識の向上

市職員は、職務上、市民の人権に深く関与することが多いため、職員の人権意識の向上が不可欠です。人権に関する取り組みは、人権担当課だけのものではなく、すべての部課で取り組むという意識を全職員に徹底させるため、職員に対して、体系的な人権研修を行うとともに、日常の業務に即した各職場における人権研修を実施します。

## 2 / 計画の進行管理

進捗状況については、定期的に進行管理を行い、その結果を施策の推進に反映します。また、新たに発生する人権課題などについても、注視し、すべての人々の人権を尊重し保障する視点に立ち、それぞれの問題の内容と実態に応じて適切に対応するよう努めます。





# 資料編

## 1 / 人権をめぐる動き

年号	国連関係	国内
1947(昭22)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「日本国憲法」施行</li> <li>・「教育基本法」施行</li> <li>・「労働基準法」施行</li> </ul>
1948(昭23)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「世界人権宣言」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「児童福祉法」施行</li> <li>・「民法」改正</li> </ul>
1949(昭24)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」採択</li> </ul>	
1950(昭25)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「身体障害者福祉法」施行</li> <li>・「精神衛生法」施行</li> <li>・「生活保護法」施行</li> </ul>
1951(昭26)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「難民の地位に関する条約」採択</li> </ul>	
1952(昭27)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「婦人の参政権に関する条約」採択</li> </ul>	
1959(昭34)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「児童の権利宣言」採択</li> </ul>	
1965(昭40)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約)採択</li> </ul>	
1966(昭41)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」及びその「選択議定書」採択</li> </ul>	
1967(昭42)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「難民の地位に関する議定書」採択</li> </ul>	
1969(昭44)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「同和対策事業特別措置法」施行</li> </ul>
1973(昭48)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「アパルトヘイト犯罪の禁止及び処罰に関する国際条約」採択</li> </ul>	
1975(昭50)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「障害者の権利に関する宣言」採択</li> </ul>	
1979(昭54)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国際人権規約」締結</li> </ul>
1981(昭56)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国連障害者の10年」(1983年～1992年)の決議を採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「難民の地位に関する条約」締結</li> </ul>
1982(昭57)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域改善対策特別措置法」施行</li> </ul>
1984(昭59)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」(拷問等禁止条約)採択</li> </ul>	
1985(昭60)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女雇用機会均等法」制定</li> <li>・「女子差別撤廃条約」締結</li> </ul>
1987(昭62)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(地対財特法)施行</li> </ul>
1989(平1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)採択</li> <li>・「市民的及び政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書」(死刑廃止)採択</li> </ul>	

年号	国連関係	国内
1990(平 2)	・「全ての移住労働者及びその家族の権利保護に関する条約」採択	
1993(平 5)	・国連人権高等弁務官を新設、「世界の先住民の国際年の10年」を宣言	・「障害者基本法」施行
1994(平 6)	・「人権教育のための国連10年」を宣言	・「高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(ハートビル法)施行 ・「児童の権利に関する条約」締結
1995(平 7)	・「第4回世界女性会議」で「北京宣言及び行動綱領」採択	・「高齢社会対策基本法」施行 ・「人種差別撤廃条約」締結
1996(平 8)		・男女共同参画推進本部「男女共同参画2000年プラン」を決定
1997(平 9)		・「人権擁護施策推進法」施行 ・「地対財特法」の一部改正 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(アイヌ文化振興法)施行。「北海道旧土人保護法」廃止 ・「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」
1998(平 10)		・「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」(高齢者雇用安定法)一部改正 ・障害者雇用率(1.8%)の設定(「障害者の雇用の促進等に関する法律」(障害者雇用促進法)一部改正)
1999(平 11)	・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書」採択	・「精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律」(精神薄弱者から知的障害者への用語改正)施行 ・「男女共同参画社会基本法」施行 ・人権擁護推進審議会「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の統合的な推進に関する基本的事項について」答申 ・「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」(児童買春、児童ポルノ禁止法)施行
2000(平 12)	・「児童の武力紛争への参加に関する児童の権利に関する条約選択議定書」 ・「児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択 ・「女性2000年会議」で「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」採択 ・「平和と文化のための国際年」	・「任意後見契約に関する法律」施行 ・「外国人登録法」改正(指紋押なつ制度の廃止) ・「民事法律扶助法」施行 ・「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」 ・「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」施行 ・「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(交通バリアフリー法)施行 ・「児童虐待防止法」施行「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(ストーカー規制法)施行 ・「社会福祉事業法」から「社会福祉法」へ改正 ・「人権擁護推進審議会答申」(人権教育・啓発の在り方) ・「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行 ・「男女共同参画基本計画」策定

年号	国連関係	国内
2001(平13)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「人種主義、人種差別、排外主義、不寛容に反対する動員の国際年」</li> <li>・「第2次植民地撤廃のための国際の10年」(2001～2010)</li> <li>・「世界の子どもたちのための平和の文化と非暴力のための国際の10年」(2001～2010)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「雇用対策法」改正</li> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)施行</li> <li>・「新しい高齢社会対策要綱」策定</li> <li>・「人権擁護推進審議会答申」(人権救済制度の在り方)</li> <li>・「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」施行</li> <li>・「改正犯罪被害者等給付金等に関する法律」施行</li> <li>・「改正アイヌ文化振興法」施行</li> </ul>
2002(平14)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「人権教育・啓発に関する基本計画」策定</li> <li>・「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)」施行</li> <li>・「身体障害者補助犬法」施行</li> <li>・「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行</li> </ul>
2003(平15)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国際識字の10年」(2003～2012)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制に関する法律」施行</li> <li>・「個人情報保護に関する法律」施行</li> </ul>
2004(平16)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「奴隷制との闘争とその廃止を記念する国際年」</li> <li>・「人権教育のための世界プログラム」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「改正DV防止法」施行</li> <li>・「改正障害者基本法」施行</li> <li>・「改正児童虐待防止法」施行</li> <li>・「改正児童買春・児童ポルノ禁止法」施行</li> <li>・「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」</li> </ul>
2005(平17)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国連持続可能な開発のための教育の10年」(2005～2014)</li> <li>・「『命のための水』国際の10年」(2005～2015)</li> <li>・「生命倫理と人権に関する世界宣言」ユネスコ総会で採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「犯罪被害者等基本法」施行</li> <li>・「発達障害者支援法」施行</li> </ul>
2006(平18)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「砂漠と砂漠化に関する国際年」</li> <li>・「人権理事会創設」決議</li> <li>・「強制失踪保護条約」人権理事会で採択</li> <li>・「障害者権利条約」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)施行</li> <li>・「高齢者虐待防止法」施行</li> <li>・「障害者自立支援法」施行</li> <li>・「自殺対策基本法」施行</li> <li>・「改正障害者雇用促進法」施行</li> <li>・「日本司法支援センター(法テラス)」業務開始</li> <li>・「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行</li> </ul>
2007(平19)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「先住民族の権利に関する国連宣言」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「改正男女雇用機会均等法」施行</li> </ul>
2008(平20)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第8回人権理事会において「ハンセン病差別撤廃決議」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「改正DV防止法」施行</li> <li>・「改正児童虐待防止法」施行</li> <li>・「改正児童福祉法」施行</li> <li>・「改正老人福祉法」施行</li> </ul>
2009(平21)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国際和解年」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「改正児童福祉法」施行</li> <li>・「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(青少年インターネット環境整備法)施行</li> <li>・「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行</li> </ul>
2010(平22)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「文化の和解のための国際年」第65回国連総会本会議において「ハンセン病差別撤廃決議」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「子ども・若者育成支援推進法」施行</li> </ul>

年号	国連関係	国内
2011(平23)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「人権教育・啓発に関する基本計画」の一部変更</li> </ul>
2012(平24)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「改正児童福祉法」施行</li> <li>「改正ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行</li> <li>「外国人登録法」廃止、「入管法」・「住民基本台帳法」改正</li> <li>「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)</li> </ul>
2013(平25)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3次アジア太平洋障害者の10年(2013~2022)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「子どもの貧困対策の推進に関する法律」制定</li> <li>「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」制定</li> <li>「いじめ防止対策推進法」制定</li> <li>「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(障害者優先調達推進法)施行</li> <li>「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)へ改正</li> </ul>
2014(平26)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「障害者の権利に関する条約」批准</li> <li>「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行</li> <li>「改正児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」(児童買春・児童ポルノ禁止法施行、題名変更)</li> <li>「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」(リベンジポルノ法)施行</li> <li>「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」施行</li> </ul>
2015(平27)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国連持続可能な開発サミット」で「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」=SDGsが採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「子ども・子育て支援法」施行</li> <li>「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)施行</li> <li>「生活困窮者自立支援法」施行</li> </ul>
2016(平28)		<ul style="list-style-type: none"> <li>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)施行</li> <li>「改正障害者雇用促進法」施行</li> <li>「改正発達障害者支援法」施行</li> <li>「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行</li> <li>「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)施行</li> <li>「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」施行</li> <li>「再犯の防止等の推進に関する法律」(再犯防止法)施行</li> <li>「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消法)施行</li> </ul>
2017(平29)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」施行</li> <li>「生活困窮者自立支援法」施行</li> <li>新学習指導要領改訂(小・中学校で「特別の教科 道徳」の実施)</li> <li>「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」改正</li> <li>「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」改正</li> </ul>

年号	国連関係	国内
2018(平30)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」を決定</li> <li>・「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」施行</li> </ul>
2019(令元)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連総会において、北朝鮮人権状況決議案が無投票で採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「SDGs 実施指針改定版」を策定</li> <li>・「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案」が成立</li> <li>・「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」施行</li> <li>・「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」施行</li> <li>・「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」施行</li> </ul>
2020(令2)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ビジネスと人権」に関する行動計画を策定</li> <li>・「女性活躍推進法等一部改正法」施行</li> </ul>

## 2 関連法規等

### 日本国憲法〈抄〉

昭和 21 年 11 月 3 日公布

昭和 22 年 5 月 3 日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

#### 第 3 章 国民の権利及び義務

第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第 12 条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第 19 条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第 20 条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第 21 条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第 22 条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第 23 条 学問の自由は、これを保障する。

第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第 25 条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第 26 条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第 27 条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

## 第 10 章 最高法規

第 97 条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

# 世界人権宣言

1948年12月10日

第3回国際連合総会 採択

## 前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもつとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

## 第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

## 第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

## 第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

## 第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

#### 第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

#### 第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

#### 第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

#### 第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

#### 第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

#### 第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

#### 第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を科せられない。

#### 第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

#### 第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

#### 第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

#### 第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

#### 第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

#### 第 17 条

1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

#### 第 18 条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

#### 第 19 条

すべて人は、意思及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

#### 第 20 条

1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

2 何人も、結社に属することを強制されない。

#### 第 21 条

1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。

2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

#### 第 22 条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

#### 第 23 条

1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し同等の報酬を受ける権利を有する。

3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

#### 第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

#### 第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他の不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であるか否かを問わず、同じ社会的保護を受ける。

#### 第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

#### 第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

#### 第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

#### 第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として、法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

#### 第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

# 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年 11 月 29 日制定

平成 12 年 12 月 6 日施行

## （目 的）

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

## （定 義）

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

## （基本理念）

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

## （国の責務）

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## （地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## （国民の責務）

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期目)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

### 3 / 第3次中津川市人権施策推進指針の策定経過

年 月 日	内 容
令和2年5月25日	人権施策推進指針策定担当者会議（書面開催） ○指針策定の経緯、必要性、基本方針、今後のスケジュールを説明 ○市民意識調査の内容を協議
令和2年7月31日	第1回人権施策推進指針策定検討会 ○第3次中津川市人権施策推進指針策定について ○市民意識調査票について
令和2年8月28日～ 9月11日	中津川市人権に関する市民意識調査の実施 対象者数：市在住の20歳以上の男女2,000人を無作為抽出
令和2年12月23日	第2回人権施策推進指針策定検討会（書面開催） ○指針（素案）の校正
令和3年1月20日～ 2月16日	パブリックコメントの実施

## 4 用語解説

### 【あ行】

#### アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（アイヌ新法）

アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化が置かれている状況にかんがみ、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的とした法律です。（平成9年7月施行）

#### いじめ防止対策推進法

自治体は「努力義務」、学校は「義務」として、実態に応じた「いじめ防止基本方針」を作ることが求められています。学校内にいじめ防止に必要な組織を作ることや、いじめた子への懲戒、出席停止措置などが盛り込まれています。（平成25年9月施行）

#### H I V

ヒト免疫不全ウイルス。H I Vは、感染者の血液、精液、膣分泌液、母乳の中に存在し、性行為、母子感染、麻薬のうちまわしなどの血液感染によって感染します。免疫機能を担うリンパ球に入り込み、免疫細胞を壊しながら増殖していき、そして、免疫力が低下すると様々な感染症や悪性腫瘍にかかりやすくなります。

#### H I V感染者

ヒトの免疫不全ウイルス（H I V）によって起こる疾患で、正確には「後天性免疫不全症候群」といいます。また、H I V感染者とは、H I Vの感染が抗体検査等により確認されているが、エイズに特徴的な指標疾患であるカリニ肺炎等を発症していない状態の人を指します。

#### A D H D（注意欠陥・多動性障がい）

発達年齢に見合わない多動・衝動性、あるいは不注意、またはその両方の症状が、7歳までに現れます。学童期の子どもには3～7%存在し、男性は女性より数倍多いと報告されています。

#### L D（学習障がい）

平成11年（1999年）7月の文部省（文部科学省）調査研究協力者会議の報告書では、「学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態をさします。学習障害は、その原因として中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されますが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や環境的な要因が直接の原因となるものではない」と定義されています。

## えせ同和行為

同和問題は怖い問題であり避けた方がよいとの誤った意識に乗じて、あたかも同和問題の解決に努力しているかのように装い、同和の名の下に様々な不当な利益や義務なきことを要求する行為をいいます。

えせ同和行為は、これまで同和問題の解決に真摯に取り組んできた人々や同和関係者に対するイメージを損ねるばかりでなく、これまで培われてきた教育や啓発の効果を覆し、同和問題に対する誤った意識を植え付けるという悪影響を生じさせるなど、問題解決の大きな阻害要因となっており、毅然たる態度で対処することが望まれます。

## NPO

Non-Profit Organizationの略で、「民間非営利組織」という意味です。株式会社などと違って営利を目的としない団体ということですが、たいていの場合は「社会的な課題」を自ら解決しようと活動する市民グループを指しています。

平成10年（1998年）には、「任意団体」に「法人格」を与え、NPOの活動を側面から支援することを目的とした特定非営利活動促進法（NPO法）が施行されています。

## エンパワーメント

自らの意識と能力を高め、家庭や地域、職場など社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的、文化的に力をつけること、及びそうした力を持った主体的な存在となり、力を発揮し行動していくことをいいます。

## 【か行】

### 介護保険

40歳以上の方全員が被保険者（保険加入者）となって保険料を負担し、介護が必要と認定されたときに、費用の一部を支払って介護サービスを利用する制度。

### 北朝鮮人権侵害問題啓発週間

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成18年6月に、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

### 岐阜県人権啓発センター

平成12年（2000年）4月に、女性・子ども・高齢者・障害者・同和問題・外国人等の人権に関する問題の解決を図るため設置されたもので、総合的かつ効果的に県民の人権意識の高揚を推進するための各種啓発活動を行っています。

### 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）

個人および法人その他の団体を識別するために、個人番号（マイナンバー）および法人番号を割り当て、行政事務の効率化や行政手続きの簡素化を図るために必要な事項を定めた法律です。（平成27年10月施行）

### **高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）**

高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とした法律です。（平成18年4月施行）

### **高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）**

高齢者・障害者・妊婦・傷病者などが移動したり公共施設などを利用する際の利便性・安全性を向上させるために、公共交通機関・施設および広場・通路などのバリアフリー化を一体的に推進することを定めた法律です。（平成18年12月施行）

### **国際人権規約**

国際人権規約は、世界人権宣言の内容を基礎として、これを条約化したものであり、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なものです。①「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約又は国際人権A規約）」、②「市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約又は国際人権B規約）」、③自由権規約の議定書から成り立つものです。社会権規約と自由権規約は、1966年の第21回国連総会において採択され、1976年に発効しました。わが国は、①及び②の2つの規約について、昭和54年（1979年）6月に締結しています。

### **国連持続可能な開発のための教育の10年**

国連において、平成17年（2005年）年から平成26年（2014年）年までを「国連持続可能な開発のための教育の10年」とし、ユネスコが関連国連機関等と協力して、国際実施計画案が策定されました。環境問題だけでなく、貧困や戦争、開発やジェンダー等が複雑に絡み合っている問題に向きあい、解決していく力を育む「持続可能な社会」の実現をめざしています。

### **個人情報保護法**

正式には「個人情報の保護に関する法律」で、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とした法律です。（平成17年4月全面施行）

### **固定的な性別役割分担意識**

「男は仕事、女は家庭」や「男は主、女は従」などに表されるように、長い歴史の中で作られた「男の役割、女の役割」を幼い頃から「男らしさ・女らしさ」として身につけられ、性別によって役割を分担するのが当然などとする固定的な意識をいいます。

### 子ども・子育て関連3法

①「子ども・子育て支援法」、②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」、③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」の3つの法律を指します。

### 子ども・子育て支援新制度

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことです。（平成27年4月施行）

## 【さ行】

### ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のことです。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

### 児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）

児童虐待が児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えることにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進することを目的とした法律です。（平成12年11月施行）

### 児童憲章

児童憲章は、制定されてまもない日本国憲法の精神にもとづいて、昭和26年（1951年）5月5日制定された、児童の権利の宣言的文書です。児童憲章は前文で、「児童は、人として尊ばれる」「児童は、社会の一員として重んじられる」「児童は、よい環境の中で育てられる」という三つの理念を示しています。

### 児童の権利に関する条約

平成元年（1989年）に国連で採択され、①児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障がい、出生または他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する、②児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別または処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとることが盛り込まれています。わが国は、平成6年（1994年）4月に締結しています。

## 児童福祉法

児童の福祉を担当する公的機関の組織や、各種施設及び事業に関する基本原則を規定した法律です。その中には、①児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されるよう努めなければならない、②すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない、③国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うことが盛り込まれています。(昭和22年12月制定)

## 自閉症

自閉症は「1. 対人関係の障がい」「2. コミュニケーションの障がい」「3. パターン化した興味や活動」の3つの特徴を持つ障がいで、生後まもなくから明らかになります。最近では症状が軽い人たちまで含めて、自閉症スペクトラム障がいという呼び方もされています。自閉症の人びとの半数以上は知的障がいを伴い、症状が重い人では合併が多くなります。残りの約3割は知能には遅れがない、高機能自閉症と呼ばれる人びとです。言語を獲得して学業成績がよい場合もありますが、人との会話は苦手です。児童期・青年期には注意欠陥・多動性障がい(A DHD)、学習障がい(LD)、てんかんを合併しやすいことが知られています。

## 障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)

障害者虐待の防止や虐待を受けた障害者の保護等を図るための法律です。障害者の虐待の防止に係る国や自治体の責務が定められており、市町村には障害者虐待の通報窓口や相談等を行う市町村障害者虐待防止センターの機能が求められています。(平成24年10月施行)

## 障害者基本法

身体障害、知的障害又は精神障害(発達障害を含む)により、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける人の自立と社会・経済・文化、その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律です。

## 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律で、障害者(児)の有する能力に及び適性に応じて、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立支援給付の対象者、地域生活支援事業、サービスの整備のための計画の作成、費用の負担等を定めた障害者自立支援法から法律名が変更となったものです。障害者の定義に難病等の追加や障害支援区分の創設、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などの見直しを行っています。(平成25年4月一部施行、平成26年4月一部施行)

## 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律です。全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的としています。(平成25年6月制定)

## **女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）**

女性が希望に応じ職業生活で活躍できる環境を整備することを目的とし、施行から10年間の時限立法となっています。従業員301人以上の企業と、雇用主としての国や自治体は、女性の活躍推進に向けた「行動計画」の策定と公表が義務づけられます。罰則規定はなく、同様のことが従業員300人以下の企業にも努力義務として課されます。（平成27年8月制定）

## **人権教育及び人権啓発の推進に関する法律**

人権の擁護に資することを目的に、人権教育・啓発の推進に係る国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定めたものです。（平成12年12月施行）

## **心理的差別**

同和对策審議会答申によると心理的差別とは「人々の観念や意識のうちに潜在化する差別であるが、それは言語や文字や行為を媒介として顕在化する」とあります。同和地区出身であることを理由に結婚を反対することや、インターネット上で部落の地名を掲載したり、差別や偏見を助長する書き込みをしたりすること、特定の集団や所属を指し、侮蔑的な意味を含めて蔑称用語で表すことです。また、社会構造が結果的に差別につながっていることがあります。法的社会的における嫡出子と婚外子の取り扱いの差異や、道路や建物、交通機関、設備の構造上における障壁（バリア）などです。

## **スクールカウンセラー**

1960年代からいじめによる自殺や不登校が社会問題化して、平成2年（1990年）には不登校の数は5万人に近くまで増加しており、「スクールカウンセラー活用調査研究委託事業」が開始された平成7年（1995年）には8万人を越えていました。このようないじめや不登校などの児童生徒問題の対策として、学校内のカウンセリング機能の充実をはかるために公立学校に配置されているものです。

## **スクールソーシャルワーカー**

子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家のことです。原則、社会福祉士か精神保健福祉士などの資格が必要ですが、教員OBもいます。非常勤で教育委員会などに配置され、派遣されるケースが多いです。

## **ストーカー行為**

同一の者に対して、一方的に好意を寄せたり、交際を断られて恨みを持つなど、好意の感情やそれが満たされなかったことに対する怨念の感情を前提として行われる行為で、つきまとい等、身体の安全、住居等の平穏や名誉を書し、不安を覚えさせるような行為を反復することをいいます。

## **ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）**

執拗(しつよう)な「つきまとい等」のストーカー行為を規制し、処罰する法律で、被害者への援助等の内容も盛り込まれています。（平成12年5月施行）

## 生活困窮者自立支援法

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、自立の促進を図るための措置を講ずることを定めた法律です。就労など自立に関する相談や、住居の確保に必要な費用の給付などを行います。(平成27年4月施行)

## 性的指向

人の性愛がどのような対象に向かうのかを示す概念です。具体的には、性愛の対象が異性に向かう異性愛(ヘテロセクシャル)、同性に向かう同性愛(ホモセクシャル)、男女両方に向かう両性愛(バイセクシャル)などがあります。

## 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律

### (青少年インターネット環境整備法)

国および地方公共団体が、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策を策定し、それを実施するために、次のような「基本理念」を規定しています(同法3条)。

- (1) 青少年自らが、主体的に情報通信機器を使い、インターネットにおいて流通する情報を適切に取捨選択して利用するとともに、適切にインターネットの情報発信を行う能力を習得させる。
- (2) 青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上および利用の普及、青少年のインターネットの利用に関係する事業者による、青少年が青少年有害情報の閲覧をすることを防止するための措置等により、青少年が青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくする。
- (3) 自由な表現活動の重要性および多様な主体が世界に向け多様な表現活動を行うことができるインターネットの特性に配慮し、民間における自主的かつ主体的な取り組みが大きな役割を担い、国および地方公共団体はこれを尊重する。(平成21年4月施行)

## 性同一性障がい

性別に関する自我同一性(アイデンティティ)に何らかの障がいがあるというのが直接の意味です。身体的な性別と精神的な性別の自覚が一致せず、現在置かれた性別と、それに伴う社会的な性別役割に強い違和感を抱く症候ともいえます。世界保健機関(WHO)などによる基準では、「身体的性別とは反対の性別への、持続する精神的同一感」などとも説明されています。肉体は男性で、したがって戸籍上も男性だが、女性として生きることを望む人、逆に身体は女性でも、男性として生活したい人に関する症状をいいます。

## 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律

性同一性障がい者のうち特定の条件を満たす者に対して、家庭裁判所の審判を経ることによって法令上の性別の取り扱いを性自認に合致するものに変更することを認め、戸籍上の性別記載を変更できるものとした法律です。(平成16年7月施行)

## 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力が十分でない成人を支援するための法律上の制度をいいます。

## 世界人権宣言

昭和23年（1948年）12月国連総会において採択された国際的な人権宣言をいいます。市民的・政治的自由のほか経済的・社会的な権利について、各国が達成すべき基準を定めています。なお、採択された12月10日は、「人権デー」とされ、わが国では、12月4日から12月10日までの1週間を「人権週間」として定め、人権思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に展開しています。

## セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反する性的嫌がらせをさす言葉。略称「セクハラ」と呼ばれています。例えば、職場において、上司が労働者の胸などを触る性的な行為を拒否されたため、労働者に不利益な配置転換を行うことや、職場にヌードポスターを掲示しているため、労働者が苦痛に感じて業務に専念できないことなどがあります。また、男性が女性に対して行う言動のみならず、男性が男性に、女性が男性に、あるいは女性が女性に対して行う言動も含まれます。

## ソーシャル・インクルージョン

人々が健康的で文化的な生活が営めるよう、自立生活上なんらかの支援を必要としている人々を社会の構成員として包み込んでいく考え方をいいます。これは、それぞれの個性が十分に尊重されるような多様な価値観を許容することのできる社会であるということを前提に、誰も差別されたり排除されたりしない相互共生的な社会が構築されることが重要であるという考えに立っており、真のノーマライゼーションの姿ともいえるものです。

## 【た行】

### 男女共同参画社会基本法

男女が互いに人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を21世紀の日本社会の最重要課題とし、その基本理念と施策の方向を定めた法律です。（平成11年6月施行）

### 同和对策事業特別措置法

すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、歴史的社会的理由により生活環境等に安定向上が阻害されている地域について国及び地方公共団体が協力して行なう同和对策事業の目的を明らかにするとともに、この目標を達成するために必要な特別の措置を講ずることにより、対象地域における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目的とした法律です。（昭和44年7月施行）

## 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律

### (プロバイダ責任制限法)

この法律は、特定電気通信（不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信の送信）による情報の流通によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者（特定電気通信設備（特定電気通信の用に供される電気通信設備）を用いて他人の通信を媒介し、その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する者）の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利につき定めるものとします。①損害賠償責任の制限、②発信者情報の開示、の2点を規定しており、特定個人の民事上の権利侵害があった場合を対象とします。（平成14年5月施行）

### ドメスティック・バイオレンス（DV）

夫婦や恋人など親密な間柄にある男女間において、主として男性から女性に加えられる身体的、精神的・性的な暴力をいいます。殴る、蹴るといった物理的な暴力だけでなく、脅し、ののしり、無視、行動の制限・強制、苦痛を与えることなども含まれた概念をいいます。

## 【な行】

### 二次的被害

事件に遭ったことによる精神的ショックや身体の不調や捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担、周囲の人々の無責任なうわさ話やマスコミの行き過ぎた取材・報道によるストレスや不安感などによる被害のことです。

### 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、社会福祉協議会が実施主体となり、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。援助の内容は福祉サービスの利用援助、苦情解決制度の利用援助、住宅改造、居住家屋の貸借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助等となっています。

### 認知症

成人後に、脳に損傷を受けることによって認知機能が低下する状態です。脳血管障害、脳外傷、変性疾患、アルコール中毒などが原因で起こります。原因疾患からアルツハイマー型認知症、脳血管性認知症、レビー小体型認知症などに分類されます。

### ノーマライゼーション

障がいのある人や高齢者など、社会的に不利を負いやすい人たちを施設などに隔離せず、あるがままの姿で同等の権利を享受し、生活することが当然とする考え方をいいます。

## 【は行】

### 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

「配偶者や恋人による暴力を防止することを目的とした法律です。被害者の申し立てにより、必要なら加害者に被害者への接近禁止や住宅からの退去などの「保護命令」が出ます。（平成13年10月一部施行、平成25年一部改正）

### 発達障害者支援法

自閉症、アスペルガー症候群、学習障害、その他の広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害（ADHD）その他これに類する脳機能の障がいといった発達障がいのある人の援助などについて定めた法律です。発達障がいへの理解促進、生活全般にわたる支援の促進、関係部局の連携などがねらいとして示されています。（平成17年4月施行）

### バリアフリー

もともとは建築用語で、建物内の段差解消等物理的障壁の除去という意味ですが、より広く、障害者や高齢者等の社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味で用いられています。

### パワーハラスメント

職場の権力（パワー）を利用した嫌がらせをさす言葉。略称「パワハラ」と呼ばれています。本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えることをいいます。うつ病などのメンタルヘルス不調の原因となることもあります。

### 犯罪被害者等基本法

犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とした法律です。（平成17年4月施行）

### ハンセン病

明治6年（1873年）にノルウェーのハンセン博士により発見された「らい菌」による慢性の細菌性感染症です。しかし、感染力は極めて弱く、仮に発病した場合でも治療方法が確立された現在では、早期発見、早期治療により短期間で治癒する病気です。

### 振り込め詐欺

「オレオレ詐欺」、「架空請求詐欺」、「融資保証金詐欺」、「還付金等詐欺」を総称したものが「振り込め詐欺」といいます。振り込め詐欺は家族を心配する心を逆手に取る悪質な犯罪で、家族や警察官、弁護士になりすましたり、架空の債権を請求したりするものです。

### **部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）**

全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落問題の解消に向けた取り組みを推進し、その解消のための施策として、基本理念を定め、国及び地方公共団体の相談体制の充実や教育啓発の推進に努めることの規定を定めた法律です。（平成28年12月施行）

### **本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）**

本邦外出身者に対する不当な差別言動の解消に向けた取り組みについて、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め推進することを目的に努めることを定めた法律です。（平成28年6月施行）

### **ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（ホームレス支援法）**

自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とした法律です。（平成14年8月施行）

### **ボランティア活動**

自発的に（自発性・主体性の原則）、他者や社会のために（社会性・連帯性の原則）、金銭的な利益を第一に求めない（無給性・無償性の原則）活動のことです。

### **【や行】**

#### **ユニバーサルデザイン**

年齢、性別、身体、国籍など人々が持つ様々な特性の違いを越えて、はじめからできるだけすべての人が利用しやすいように配慮して、施設、建物、製品、環境、行事等をデザイン（計画・実施）していこうとする考え方をいいます。

### **【ら行】**

#### **拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律**

平成18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。この法律では、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関し、国民世論の啓発を図るよう努めること」が、国及び地方公共団体の責務とされており、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害啓発週間」としています。

## 【わ行】

### ワークライフバランス

国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても、子育て期、中高年期などといった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択、実現できることをいいます。

### 第3次中津川市人権施策推進指針

発行日：令和3年3月

発行：中津川市

編集：中津川市市民福祉部市民課

〒508-8501 岐阜県中津川市かやの木町2番1号

電話番号：0573-66-1111 FAX番号：0573-66-7632



